

法 学 部

学 修 ガ イ ド ブ ッ ク

2016

SCHOOL of LAW

専修大学

専修大学 21 世紀ビジョン
「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」

社会知性 (Socio-Intelligence)

専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、
深い人間理解と倫理観をもち、地球的視野から独創的な発想により
主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力

専修大学が創り育てる “知”

専修大学は、1880年（明治13年）、米国留学から帰国した4人の若者により創立されました。相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格の創立者たちは、明治維新後、アメリカのコロンビア、エール、ハーバード、ラトガース大学にそれぞれ官費や藩費により留学し、米国の地で「専門教育によって日本の屋台骨を支える人材を育てたい。そのことが海外で長年勉強する機会を与えてもらった恩に報いることだ」と考えました。帰国後、経済学や法律学を教授するため本学の前身である「専修学校」を創立しました。わが国があらゆる分野において新時代を担う人材を求めた時代にあつて、留学によって得た最新の知見を社会に還元し、母国日本の発展に寄与しようとしたのです。時は21世紀に至り、この建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を、現代的に捉え直し、「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を21世紀ビジョンに据えました。このビジョンは、創立者たちが専門教育によってわが国の人的基盤を築こうとした熱き思いを現代社会において実現することでもあります。

法 学 部

学修ガイドブック

2016

平成28年度

専 修 大 学

この学修ガイドブックには、2016年度に入学した皆さんのカリキュラムに関連する重要事項が記載されています。

卒業まで使用する冊子になりますので、紛失等に注意し、ガイダンス等の際には必ず持参するようにしてください。

法学部の教育方針

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

法学部の学士課程教育においては、広く深い教養と総合的な知識を身につけ、法学または政治学に関する専門的な知識および技術を修得し、それらを駆使して広い視野で日々生起する法や政治の諸問題を適切に理解し、日常における問題を解決に導くことができる人材になることを、学位授与の方針とする。この方針に基づく各学科において修得すべき知識・能力は、以下のとおりである。

法律学科

- (1) 法学を体系的に理解し、その専門的な知識を修得している。
- (2) リーガルマインドを身につけ、社会のあらゆる分野において主体的に問題を発見し、問題解決へと導くことができる。
- (3) 広い視野と人権感覚を持って物事に臨み、社会の発展のために貢献することができる。

政治学科

- (1) 政治学を体系的に理解し、その専門的な知識を修得している。
- (2) 社会のあらゆる分野において主体的に問題を発見・考察し、リーダーシップをもって解決へと導くことができる。
- (3) 自立した個人としての価値観を持ち、政治学を学ぶことで培った政策能力により、公共利益のために貢献することができる。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

法学部の教育課程は、①転換教育課程、②導入教育課程ならびに③教養教育課程および専門教育課程からなる3層構造である。1年次生は、転換教育課程の「専修大学入門科目」である「専修大学入門ゼミナール」および導入教育課程の「専修大学基礎科目」である「基礎文献講読」を学修するとともに、基本的な教養科目および専門科目を学修し、学問の基礎を修得する。2～4年次生は、教養科目、専門科目および融合領域科目を複層的に学修する。

各学科の専門教育課程は、以下のように編成する。

法律学科

- (1) 1年次生は、法学の基本的な科目を学修し、法学の基礎を修得する。
- (2) 2～4年次生は、コース別に学修し、法律学科において修得すべき知識・能力を高める。これらのコースは、法律学科の学生が志向する将来の進路を集約したものであり、いずれのコースにおいても、それぞれの進路で必要とされる科目を段階的に学修するとともに、法学部の専門科目の中から希望の科目を選択できる。
- (3) 2～4年次生は、法学に関する深い専門的知識と、社会の要請に応えうる高い問題解決能力を修得するため、少人数教育科目としてのゼミナールを選択できる。

政治学科

- (1) 1年次生は、政治学の基本的な科目を学修し、政治学の基礎を修得する。
- (2) 2～4年次生は、コース別に学修し、政治学科において修得すべき知識・能力を高める。これらのコースは、選択必修である「所属コース科目」群の科目配置によって特色を出すものであり、いずれのコースにおいても、それぞれの分野で必要とされる科目を段階的に学修するとともに、法学部の専門科目の中から希望の科目を選択できる。
- (3) 2～4年次生は、政治学に関する深い専門的知識と、社会の要請に応えうる高い知的技法を修得するため、少人数教育科目としてのゼミナールを選択できる。

学部長からのメッセージ

世界を解釈するだけでなく、未来を拓く変革の主体に

法学部長 白藤博行



親愛なる学生諸君！

この時代のまさにこのときに、天文学的数字の確率でみなさんと出会い、専修大学という学問共同体の一員として、一緒に学問できることを心から嬉しく思います。さて、みなさんは、いったいどのような動機から、法学部で勉強してみようと思ったのでしょうか。ここでは、大学で学ぶことの意味、学問とは何かについて少しだけ述べることで、みなさんへの歓迎の言葉としたいと思います。

かつてナチスがドイツを席卷した時代に、牧師であったマルティン・ニーメラー（Friedrich Gustav Emil Martin Niemöller）は、「彼らが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから / 社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった。私は社会民主主義者ではなかったから / 彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は労働組合員ではなかったから / 彼らがユダヤ人たちを連れて行ったとき、私は声をあげなかった。私はユダヤ人などではなかったから」と次々と続き、さいごに、「そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった」で終わる詩を書いています。これは、彼が牧師を務める教会がナチスによって攻撃されたとき、自分の教会のことなので初めて行動を起こそうとしたが、すでに手遅れだったという詩です。怖い話ですね。他人事への無関心が呼び起こす恐怖に警告を発する詩です。

人間は悲しいもので、自分事については誰から教えられることもなく思考を巡らせ行動できるものですが、他人事にはなかなか真摯に向かい合い行動するというわけにはいかないものです。しかし、人間が共同社会をつくり、国家共同体を構成し、地球世界の中で一緒に生きていくためには、他人事に無関心ではいられません。他人事であっても自分事と同様に考え、行動しなければならないときがあります。遠くの国の戦争や貧困について、近くの国や自分の国の戦争や貧困についてと同様に考え行動しなければならないときがあります。遠くの人々の人権について、近くの人々の人権と同様に守らなければならないときがあります。

最近の出来事でいえば、昨年制定された「安保法制」問題があります。日本は、世界に類のない戦争放棄を明文で定め、平和主義を憲法の中心に据えています。それは、国際間の紛争について、いかなる場合であっても、武力でもって解決をしないという宣言です。もっと平たく言えば、世界の人々の誰も殺さないし、日本人の誰も殺されることのないようにするといった崇高な理念の宣言です。「遠くの戦争」も「近くの戦争」もしないという非戦の誓いです。わたしたちは、「遠くの人権」・「近くの人権」をどのように保障するか、考えないわけにはいかないのです。わたしたちは、この憲法の理念と「安保法制」との関係について、引き続きじっくり考えなくてはなりません。

ここで重要なのが、「近くの戦争」・「近くの人権」だけではなく、「遠くの戦争」・「遠くの人権」についての想像力を持つことです。つまり、他人事に対する想像力を大いに発揮し、人間の生活について考えることが重要なのです。ところが、この想像力というのは、そう簡単に養われるものではありません。豊かな想像力を養うためには、みなさんを取り巻くさまざまな政治・社会・経済・生活環境に鋭いアンテナを張りめぐらしながら、自分でその問題をキャッチし、その問題について研究することが不可欠です。この研究の仕方を学び発展させるところが、ほかでもない大学という学問共同体なのです。

法律学も政治学も、社会科学の大切な一部です。この社会科学たる法律学や政治学を学ぶためには、いま眼前に広がる世界を解釈するだけでなく、未来ための想像力を大いに発揮して、この人間のために世界を変革する主体となって、一步一步前に進むことが不可欠です。

みなさん！希望に満ちた学問を一緒に始めましょう。

目 次

法学部の教育方針	2
学部長からのメッセージ	3
I 大学における学修	
1. 大学における学修	9
2. 単位制と授業科目	10
3. 卒業要件	12
4. 卒業見込証明書発行条件	14
5. 授業科目の履修について	14
* 法学部 転換・導入教育課程、教養教育課程科目一覧	17
* 法律学科 専門教育課程科目一覧	19
* 政治学科 専門教育課程科目一覧	21
6. 全学公開科目	23
7. 法学部一部・二部間の相互履修制度	24
8. 試験について	24
9. 成績評価と通知	26
10. 学期末卒業制度	28
11. 卒業延期制度	28
12. 学生による授業評価	28
II 専修大学の学士課程教育	29
III 転換・導入教育課程	
1. 転換教育課程（専修大学入門科目）	35
2. 導入教育課程（専修大学基礎科目）	35
IV 教養教育課程	
1. 教養教育課程の位置づけと目的	47
2. 教養科目を学ぶ意義	47
3. 教養科目の学び方	47
4. 教養教育課程（教養科目）	47
V 専門教育課程	
1. 専門教育課程（専門科目）	67
2. 法学部のカリキュラムの特色	67
3. 法律学科での学び方	68

4. 政治学科での学び方	70
5. コースの選択・変更	73
6. 専門科目のコース別年次配当表	74
VI 外国人留学生の履修について	
1. 大学卒業の要件	83
2. 外国人留学生の特例履修科目	85
* 法学部 転換・導入教育課程、教養教育課程科目一覧（外国人留学生）	87
VII 教職, 司書, 司書教諭, 学芸員課程	
1. 教職課程	91
2. 司書・司書教諭課程	91
3. 学芸員課程	92
VIII 海外留学プログラム	
1. 長期交換留学プログラム	95
2. セメスター交換留学プログラム	95
3. 中期留学プログラム	95
4. 春期留学プログラム	95
5. 夏期留学プログラム	96
6. 寮内留学プログラム（日本国内）	96
IX 情報科学センター	
1. 情報科学センターの利用について	99
2. センター施設	99
3. 開設時間	99
4. 利用手続	100
5. 講習会	100
X 卒業後の進路	
1. 就職について	103
2. 大学院進学	104
3. 法科大学院進学	105
4. 各種試験問い合わせ先一覧	106
XI 各種規程・規則	
1. 専修大学定期試験規程	111
2. 定期試験における不正行為者処分規程	115
3. 専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規	117
4. 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規	118

I 大学における学修

1. 大学における学修

(1) 大学における学修

学校教育法第83条第1項では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とされています。つまり、大学教育では、学部・学科ごとの専門の学術を教授するだけでなく、豊かな人間性を育むことが目的とされています。

大学は、高度の専門的知識・技能を磨いて職業人を養成すると同時に、広い視野から人間教育を行い、文化水準の維持・発展に貢献する教養ある市民をつくり出すという任務を負っています。

こうした大学の役割を果たすために、本学では、みなさんが専門的知識・技能を身につけた教養ある市民となるために必要な授業科目を数多く設置しています。また授業以外でも、講演会、課外講座等を開催したり、サークル活動を援助するなど、もろもろの課外活動・自治活動の場を設け、それに必要な組織や施設を用意しています。

(2) 大学の授業

大学の授業には、講義形式のものとゼミナール（演習）形式のものがあります。

講義形式の授業は、基本的に、教員が教壇に立ち、学生に対して学問上の知見や研究成果などを教授するという形をとります。学生のみなさんは、教員の話聞いて理解したりノートをとったりすることが中心となりますが、教員の話を一方向的に聞くだけでなく、講義中に質問をすることもできます。一般に、学生からの質問は歓迎されますが、講義の内容、受講者の人数、担当する教員の方針などによって、どのような場合に質問ができるかが異なりますので、質問する間合いが分からない場合は、授業を担当する教員に問い合わせてください。また、講義は、学生が予習をして、その日の授業で取り上げる内容について、ある程度の知識を有していることを前提として行われます。従って、全く予習をせずに授業に望むと、教員の話す内容がよく理解できない、または全く理解できないという可能性があります。予習をして授業に望むことが強く望まれます。高校時代は予習をあまりしなくても授業が理解できたという人でも、大学の授業では予習・復習が大変重要になります。

ゼミナール（演習）形式の授業は、教員と少人数の学生によって構成され、学生が教員や他の学生と対話や議論を重ねることにより、知識を深め識見を高めようとするものです。学修の方法には、専門書などの書物を輪読する、判決文を読んで議論する、論文を読んで議論をする、特定の問題について調査して報告するなど様々なものがあり、個々のゼミナール（演習）において、適切な方法が選択されます。ゼミナール（演習）では、自分の意見を述べたり、よく理解できない部分について質問したりするなど、積極的に発言することが求められます。

(3) 学期（セメスター）制

本学の授業は、1年を2学期に分けて行う、いわゆるセメスター制がとられており、それぞれを前期・後期と呼んでいます。

2. 単位制と授業科目

(1) 単位制とは何か

大学での学修の成果を計る基準として、単位制がとられています。すべての授業科目には一定の単位が定められています。みなさんは、その科目の履修登録をし、授業に出席し、そして試験を受けるなどして合格点に達した場合に当該科目の単位が与えられます。

(2) 単位の考え方と算定基準

大学の授業は、講義、演習、実験、実習、実技などによって行われます。そして、単位とは、授業の受講に加え、事前の準備や事後の展開という学修の過程に要する時間を加味したもので、学修の量を数字で表した学修成果の指標といえます。単位数は、それぞれの科目により異なります。

大学設置基準において「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること」とされていますので、大学での2単位の講義科目であれば、授業を含めて90時間の学修が必要とされていることになります。毎週1時限の教室での授業が1学期行われて30時間分の学修をしたものとみなしています。したがって、2単位科目の場合、残りの60時間分を教室外で学修しなければなりません。漫然と授業を受けるだけでなく、事前の準備や事後の展開にも力を入れるように心がけてください。

みなさんは、まずこの単位制度を充分理解して、学期や学年ごとに配当されている授業科目を計画的に、かつコンスタントに修得していく努力が求められます。

(3) 授業科目の類別

本学の授業科目は、「**転換・導入教育課程**」「**教養教育課程**」「**専門教育課程**」の3つの区分から成り立っています。

転換・導入教育課程は、大学の学びや生活にスムーズに転換できるようにし、大学や社会で求められる知識や技能、能力を伸ばしていこうとするものです。この課程には、大学での学び方を身につける「**専修大学入門科目**」、大学での学びの基礎を固める「**専修大学基礎科目**」があります。

教養教育課程は、専修大学基礎科目の内容をさらに充実させたもので、興味と関心に応じて履修できるものです。自分の学部分野とは違う分野から物事を見ることで、自分の専門分野を違う角度から捉えることができます。教養教育課程には、「**人文科学基礎関連科目**」「**社会科学基礎関連科目**」「**自然科学系科目**」「**融合領域科目**」「**外国語系科目**」「**保健体育系科目**」があります。

専門教育課程は、学部・学科・コースの専攻に深く関わる科目であり、あるひとつの個別科学の立場を中心にして、ものの見方や考え方を訓練し、それぞれの学問分野に固有な考え方や方法論を学修することを目的としています。職業的な専門知識は専門科目のなかで得られますが、専門科目の授業科目すべてが実用性と直接結びついたものというわけではなく、たとえば法学部の場合、「**法学**」というひとつの専門的学問の体系的な理論学修も重視されています。したがって大学では、みなさんが実社会に出たときに必要なさまざまな法律上の実際知識を学ぶことができると同時に、法というものの考え方、法学の立場からの社会生活の見方を体得することができます。

また、このほかに、教育職員免許状、司書・司書教諭および学芸員資格の取得を希望する学生のために、「**資格課程科目**」として、教職課程科目、司書および司書教諭課程科目、学芸員課程科目が置かれ、転換・導入、教養、専門教育課程と並行して履修することができます。

<転換・導入教育課程>

専修大学入門科目

専修大学基礎科目 - 専門入門ゼミナール, 基礎統計学, キャリア教育関連科目,
情報リテラシー関連科目, 基礎自然科学, 外国語基礎科目,
スポーツリテラシー

<教養教育課程>

教養科目 - 人文科学基礎関連科目, 社会科学基礎関連科目, 自然科学系科目,
融合領域科目, 外国語系科目, 保健体育系科目

<専門教育課程>

専門科目

<資格課程科目>

教職課程科目, 司書・司書教諭課程科目, 学芸員課程科目

(4) 必修科目と選択科目

大学で履修する授業科目には、必ず履修しなければならない**必修科目**、複数の科目の中からいくつかの科目を必ず履修するように決められている**選択必修科目**、多くの科目の中から自分の学びたいものを自由に選択して履修できる**選択科目**があり、学部・学科・コースによって、修得すべき科目や単位数が違ってきます。詳細は、「3. 卒業要件」(P.12~13) および「科目一覧」(P.17~22) を参照してください。

(5) 自由選択修得要件単位への算入要件

自由選択修得要件単位は、学生の多様な学修目的の達成を可能にするために、卒業要件単位の一区分として設けられたものです。この単位は、特に必修科目として指定された科目を除き、科目区分にとらわれずに学生が自由に授業科目を選択し、修得することができるものです。なお、科目区分によっては、算入される単位数が異なりますので留意してください。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 専修大学入門科目および専修大学基礎科目のうち、所定の卒業要件単位数を超えた単位。
- (2) 教養科目のうち、所定の卒業要件単位数を超えた単位。
- (3) 専門科目のうち、選択必修科目・選択科目の修得単位数が所定の卒業要件単位数を超えた単位。
- (4) 教職、司書・司書教諭課程科目の修得単位（対象となる科目は、『教職・司書・司書教諭・学芸員課程学修ガイドブック』参照）。
- (5) 学部間相互履修制度によって修得できる全学公開科目の単位。
- (6) 一部・二部間相互履修制度によって修得できる二部専門科目の単位。ただし16単位を限度とする（1年間に履修できるのは8単位まで）。

3. 卒業要件

(1) 卒業要件

大学を卒業するためには、(1)4年以上在学すること、(2)所定の授業科目の単位を修得することが必要です。

卒業までに最低限修得しなければならない単位を**卒業要件単位**といいます。「大学設置基準」にその最低基準が示されており、大学が定める卒業要件単位を修得しなければその大学を卒業することはできません。

本学における、**法学部一部（昼間部）平成28年度入学者の卒業要件単位は124単位**で、詳細は次のとおりです。

《法学部 法律学科》

区 分		卒業要件単位						
転換・導入教育課程	専修大学基礎科目	専修大学入門科目	【必履修】			9	①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までには124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目の選択必修科目および選択科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.11を参照してください。	
		専門入門ゼミナール	【必履修】					
		基礎統計学	【必履修】					
		キャリア教育関連科目	【必履修】					
		情報リテラシー関連科目						
		基礎自然科学	【必履修】					
		外国語基礎科目	英語	4				
			英語以外の外国語	4				
スポーツリテラシー	1							
教養教育課程	教養科目	人文科学基礎関連科目			8			
		社会科学基礎関連科目						
		自然科学系科目	2					
		融合領域科目			4			
		外国語系科目	英語	0または4				
			英語以外の外国語	0または4				
			海外語学研修					
保健体育系科目	スポーツウェルネス	1						
	アドバンススポーツ							
	スポーツ論群							
自由選択修得要件単位				28				
専門教育課程	専門科目	必修科目	10			74		
		(コース)	法律総合	企業法務	公共法務			
		選択必修科目	I	4	2		14	
			II	8	18		10	
			III	4	—		—	
			IV	4	—		—	
			V	4	—		—	
		I～V計	24	20	24			
選択科目	40	44	40					
総 計				124				

《法学部 政治学科》

区 分		卒業要件単位				
転換・導入教育課程	専修大学基礎科目	専修大学入門科目	【必履修】	9	①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までには124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目の選択必修科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目（国際事情科目、選択必修科目【必履修】、コース共通科目、所属コース科目、所属コース外科目）の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.11を参照してください。	
		専門入門ゼミナール	【必履修】			
		基礎統計学	【必履修】			
		キャリア教育関連科目	【必履修】			
		情報リテラシー関連科目				
		基礎自然科学	【必履修】			
		外国語基礎科目	英語			4
			英語以外の外国語			4
スポーツリテラシー		1				
教養教育課程	教養科目	人文科学基礎関連科目		8		
		社会科学基礎関連科目				
		自然科学系科目	2			
		融合領域科目				
		外国語系科目	英語	0または4	4	
			英語以外の外国語	0または4		
			海外語学研修			
		保健体育系科目	スポーツウェルネス	1		
アドバンススポーツ						
スポーツ論群						
自由選択修得要件単位				28		
専門教育課程	専門科目	国際事情科目	4	60	74	
		選択必修科目	【必履修】			
		コース共通	20			
		選択必修科目				
		所属コース	20			
		選択必修科目				
		所属コース外	各8計16			
選択必修科目						
選択科目				14		
総 計				124		

(2) 卒業要件単位の区分

卒業要件単位は、転換・導入教育課程の学修によって修得すべき「**転換・導入教育課程修得要件単位**」、教養教育課程の学修によって修得すべき「**教養教育課程修得要件単位**」、専門教育課程の学修によって修得すべき「**専門教育課程修得要件単位**」、また科目の区分を特定せず、学生自らの学修の目的にしたがって自由に選択し、修得することができる「**自由選択修得要件単位**」に区分されます。

(3) 各年次における履修上限単位数

各年次における履修上限単位数は「**48単位**」です（資格課程科目、海外語学短期研修1・2の単位は除く）。前年度の履修上限単位の中で修得できなかった単位を、翌年度に持ち越して履修することはできません。

つまり、**2年次終了時に28単位未満、3年次終了時に76単位未満しか単位を修得していない場合は、必然的にその後の学年で履修上限の48単位を修得しても、4年間で卒業することができません。**

さらに、**3年次以降**は、授業内容の専門性がより高まり、学修に必要な時間が増加したり、就職活動等に費やす時間も必要になったりするため、**上限単位まで履修しても全ての単位を修得することが難しい場合もあります。**

このため、**1・2年次の時から、計画的に単位を修得していくことが必要となります。**

4. 卒業見込証明書発行条件

就職活動などで必要となる卒業見込証明書は、**3年次までの修得単位が88単位以上であり、なおかつ卒業に必要な科目の単位を修得可能な状況であることが発行の条件となります。**卒業見込証明書が発行されないことで、就職活動に支障が生じる場合もありますので、履修計画を立てる際には、十分留意してください。

5. 授業科目の履修について

(1) 履修計画の立て方

みなさんは、「転換・導入教育課程、教養教育課程科目一覧」(P.17~18) および「専門教育課程科目一覧」(P.19~22)をよく見て、必修科目・選択必修科目および選択科目を組み合わせ、卒業要件単位の124単位を卒業までに完全に充足する必要があります。以下の点に留意して4年間の履修計画を立ててください。

- (1) 必修科目を必ず修得すること。
- (2) 科目の年次配当を充分考慮し、後に悔いを残さない履修をすること。
- (3) 各年次毎に相応の単位を修得すること。
- (4) 講義要項（シラバス）を熟読すること。

4年間の履修計画とはいっても、入学当初から、上級年次にどの科目を履修するかを全て決めておくとは難しいかもしれません。学修の段階が進むにしたがって、何を選択すればよいかという判断もできるようになるからです。しかし、各年次でどのくらいずつ単位を修得していったらよいかはあらかじめ考えておく必要があります。この際、下級年次で比較的多く単位を履修し、上級年次で履修科目がなるべく少なくなるよう計画するのが賢明です。そうすることで、上級年次になってから余裕を持って広い範囲から科目を選ぶことができ、また自主的な学修を深く進めることができます。

4年間の全体の大枠を考えたいうえで、各年度の具体的な履修計画を立て、これに基づいてそれぞれの履修時間割を作り、履修手続をすることになります。手続きを怠ると授業に出席することも、試験を受けることもできず、当然のことながら単位を修得することもできません。

科目の選択に際しては、「Ⅲ 転換・導入教育課程」、「Ⅳ 教養教育課程」、「Ⅴ 専門教育課程」を参考にしてください。

各科目の講義内容は、講義要項（シラバス）に示されています。講義要項（シラバス）には、講義の概要、講義計画、準備学習・事後学習について、使用される教科書、成績評価の方法・基準などが書かれています。履修する科目については、必ず講義要項（シラバス）を読んで内容を確認しておいてください。履修科目を選ぶ際には、講義要項（シラバス）が重要な情報源となります。講義要項（シラバス）は、Web上で公開されています。閲覧するには、専修大学ホームページの「在学生の皆様へ」の中から「Web講義要項（シラバス：学部）」を選択して検索してください。

(2) 専門科目履修上の注意

(1) 法律学科・政治学科共通事項

- ① 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。

これは、3年次終了までに124単位を修得している場合も同様です。

- ② 卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- ③ 卒業要件単位を超えて修得した選択科目の単位は、自由選択修得要件単位として算入されます。
- ④ 「外国書講読Ⅰ」「外国書講読Ⅱ」は、卒業までにそれぞれ2科目4単位、計4科目8単位まで修得することができます。
- ⑤ 「特殊講義」ならびに「専門総合科目Ⅰ・Ⅱ」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

(2) 政治学科

- ① 「国際事情Ⅰ」1科目2単位と「国際事情Ⅱ」1科目2単位の計2科目4単位を同一言語で修得しなければなりません。
- ② 「国際事情Ⅰ」「国際事情Ⅱ」の卒業要件を充足した場合には、未修得の言語であれば、次年度以降に年間で同一言語の「国際事情Ⅰ」1科目2単位と「国際事情Ⅱ」1科目2単位の計2科目4単位を上限として履修することができます。なお、卒業要件単位を超えて修得した単位は、専門科目の選択科目として算入されます。

(3) 履修登録について

- (1) 履修科目の登録は、みなさんが考えた履修計画に基づいて、その年度の授業科目の単位を修得する意思を表示する手段になります。みなさんは学修ガイドブックおよび年度初めに行われるガイダンスを参考に、その年度に履修する前期・後期すべての科目を定められた期日までに登録することが必要になります。これを本学では履修登録といいます。
- (2) 所定の期日までに履修科目の登録を行わなかった場合、その年度の履修は認められませんので、単位修得はできないことになります。
- (3) 履修登録期間以降の変更は原則として認められませんので、十分に検討して登録してください。
- (4) 各年次の授業時間割はガイダンス時に配付します。ガイダンスでは、重要事項の説明、各種登録、届出等があるので、欠席しないようにしてください。やむを得ず欠席する場合は、教務課窓口に届け出てください。
- (5) 科目によっては、履修者数の制限をすることがあります。対象科目、方法等については、ガイダンスまたは掲示でお知らせします。
- (6) ゼミナールは、履修する前の年の10月中旬にテーマ、募集人員、選考方法などについてのガイダンスが実施され、その後担当教員による選考が行われ、履修者が内定します。この時期の掲示に注意してください。

法学部 転換・導入教育課程、教養教育課程科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位	備考		
専修大学入門教育課程	専修大学入門科目	専修大学入門ゼミナール				修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。		
	専門入門ゼミナール	基礎文庫講読						
	基礎統計学	データ分析入門						
	キャリア教育関連科目	キャリア入門						
	情報リテラシー関連科目	情報入門Ⅰ 情報入門Ⅱ						
	基礎自然科学	あなたと自然科学						
	英語	A群	Basics of English (RL) 1 a (1) Basics of English (RL) 1 b (1) または Intermediate English (RL) 1 a (1) Intermediate English (RL) 1 b (1)	General English 1 (1)		2	General English 1は、英語A・B群の単位を修得できなかった場合に履修する科目です。	
		B群	Basics of English (SW) 1 a (1) Basics of English (SW) 1 b (1) または Intermediate English (SW) 1 a (1) Intermediate English (SW) 1 b (1)	General English 1 (1)		2		
	英語以外の外国語	導入	ドイツ語初級101 a (1) ドイツ語初級101 b (1) ドイツ語初級102 a (1) ドイツ語初級102 b (1) フランス語初級101 a (1) フランス語初級101 b (1) フランス語初級102 a (1) フランス語初級102 b (1) 中国語初級101 a (1) 中国語初級101 b (1) 中国語初級102 a (1) 中国語初級102 b (1) スペイン語初級101 a (1) スペイン語初級101 b (1) スペイン語初級102 a (1) スペイン語初級102 b (1) ロシア語初級101 a (1) ロシア語初級101 b (1) ロシア語初級102 a (1) ロシア語初級102 b (1) コリア語初級101 a (1) コリア語初級101 b (1) コリア語初級102 a (1) コリア語初級102 b (1)			4	1年次で同一言語の101 a・bと102 a・bを履修しなければなりません。 同一言語の初級科目をすべて（4科目4単位）履修している。あるいは修得している場合、他の言語の初級科目を履修することはできません。	
			スポーツリテラシー	スポーツリテラシー (1)				1
教養教育課程	人文科学基礎関連科目	作品を創る1 作品を創る2 日本の文学 世界の文学を読む 越境する文学 英語圏文学への招待 歴史の視点 歴史と地域・民衆 歴史と社会・文化 基礎心理学入門	応用心理学入門 哲学入門 哲学の歴史 日本思想入門 倫理とは何か 倫理学のあゆみ 論理学入門 ことばと論理 芸術学入門1 芸術学入門2	芸術の歴史1 芸術の歴史2 芸術学を学ぶ 異文化理解の人類学 異文化の現場から 人類の暮らしと自然 人類学から見た近代世界 現代社会と人類学 ジャーナリズムと現代			卒業要件単位8単位を超えて修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されず、教養テーマゼミナール論文は、教養テーマゼミナールの単位を修得し、次年度以降に同一教員の教養テーマゼミナールを履修する場合に作成（履修）することができます。	
	社会科学基礎関連科目	経済と社会 現代の経済 地理学への招待 自然環境の地理学 人文・社会環境の地理学 社会学入門	現代の社会学 社会学の方法 社会学の概観 社会思想の歴史 社会思想と現代 教育学入門	学びの場の教育学 教育と社会のダイナミズム はじめての経営 マーケティングベーシック 企業と会計				
	自然科学系科目	生物科学101 生物科学102 生物科学201 生物科学202 生物科学301 生物科学302	宇宙地球科学101 宇宙地球科学102 宇宙地球科学201 宇宙地球科学202 化学101 化学102	化学201 化学202 化学301 化学302 物理学101 物理学102	物理学201 物理学202 物理学301 物理学302 数理学101 数理学102	数理学201 数理学202 数理学301 数理学302 科学論・科学史101 科学論・科学史102	科学論・科学史201 科学論・科学史202	8
	融合領域科目	学際科目101 学際科目102 学際科目103 学際科目104	学際科目105 学際科目106 学際科目107 学際科目108	学際科目109 学際科目110 学際科目111 (4) 学際科目112 (4)	学際科目113 (4) 学際科目114 (4) 学際科目115 (4)			
		テーマ科目201 テーマ科目202	テーマ科目203 テーマ科目204	テーマ科目205 テーマ科目206	テーマ科目207 テーマ科目208			
		新領域科目301 新領域科目302	新領域科目303 新領域科目304	新領域科目305				
		教養テーマゼミナールⅠ (4)	教養テーマゼミナールⅡ (4)	教養テーマゼミナールⅢ (4)	教養テーマゼミナールⅣ (4)			
	英語	C群	Basics of English (RL) 2 a (1) Basics of English (RL) 2 b (1) または Intermediate English (RL) 2 a (1) Intermediate English (RL) 2 b (1)	General English 2 (1)		0または4	2年次で英語C・D群または英語以外の外国語の中級201 a・b、中級202 a・bを履修しなければなりません。 General English 2は、英語C・D群の単位を修得できなかった場合に履修する科目です。	
			D群	Basics of English (SW) 2 a (1) Basics of English (SW) 2 b (1) または Intermediate English (SW) 2 a (1) Intermediate English (SW) 2 b (1)	General English 2 (1)			
		English Speaking a English Speaking b	Computer Aided Instruction a (1) Computer Aided Instruction b (1)	Computer Aided Instruction for TOEIC a (1) Computer Aided Instruction for TOEIC b (1)				修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。
Advanced English a Advanced English b English Language and Cultures a English Language and Cultures b		English Presentation a English Presentation b English Writing a English Writing b	Screen English a Screen English b			13	English Speaking a・b、Advanced English a・b、English Language and Cultures a・bは、それぞれ4単位まで履修することができます。	
基礎		ドイツ語中級201 a (1) ドイツ語中級201 b (1) ドイツ語中級202 a (1) ドイツ語中級202 b (1) フランス語中級201 a (1) フランス語中級201 b (1) フランス語中級202 a (1) フランス語中級202 b (1)	中国語中級201 a (1) 中国語中級201 b (1) 中国語中級202 a (1) 中国語中級202 b (1) スペイン語中級201 a (1) スペイン語中級201 b (1) スペイン語中級202 a (1) スペイン語中級202 b (1)	ロシア語中級201 a (1) ロシア語中級201 b (1) ロシア語中級202 a (1) ロシア語中級202 b (1) コリア語中級201 a (1) コリア語中級201 b (1) コリア語中級202 a (1) コリア語中級202 b (1)		0または4	2年次で英語C・D群または英語以外の外国語の中級201 a・b、中級202 a・bを履修しなければなりません。 外国語系科目の卒業要件として履修する場合は、初級科目と同一言語を履修してください。 各科目2単位まで履修することができます。ただし、同一年度に同一科目を履修することはできません。	
		基礎強化	ドイツ語中級プラス201 a ドイツ語中級プラス201 b ドイツ語中級プラス202 a ドイツ語中級プラス202 b フランス語中級プラス201 a フランス語中級プラス201 b	フランス語中級プラス202 a フランス語中級プラス202 b 中国語中級プラス201 a 中国語中級プラス201 b 中国語中級プラス202 a 中国語中級プラス202 b	スペイン語中級プラス201 a スペイン語中級プラス201 b スペイン語中級プラス202 a スペイン語中級プラス202 b コリア語中級プラス201 a コリア語中級プラス201 b		修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 各科目4単位まで履修することができます。ただし、同一年度に同一科目を履修することはできません。	
応用		ドイツ語上級301 a ドイツ語上級301 b フランス語上級301 a フランス語上級301 b 中国語上級301 a 中国語上級301 b スペイン語上級301 a スペイン語上級301 b		ロシア語上級301 a ロシア語上級301 b コリア語上級301 a コリア語上級301 b			修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 各科目、同一年度に4単位、年度を越えてさらに4単位、合計8単位まで履修することができます。	
		選択ドイツ語101 a (1) 選択ドイツ語101 b (1) 選択フランス語101 a (1) 選択フランス語101 b (1) 選択中国語101 a (1) 選択中国語101 b (1)	選択スペイン語101 a (1) 選択スペイン語101 b (1) 選択コリア語101 a (1) 選択コリア語101 b (1) 選択アラビア語101 a (1) 選択アラビア語101 b (1)	選択イタリア語101 a (1) 選択イタリア語101 b (1)			修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 同一言語の選択101 a・bをセットで履修してください。 同一言語の初級101 a・b、102 a・bをすべて（4科目4単位）履修あるいは修得した場合、同一言語の選択101 a・bを履修することはできません。	
世界の言語と文化（ドイツ語） 世界の言語と文化（フランス語）		世界の言語と文化（中国語） 世界の言語と文化（スペイン語）	世界の言語と文化（ロシア語） 世界の言語と文化（インドネシア語）	世界の言語と文化（コリア語）			修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。	
言語文化研究（ヨーロッパ）1 言語文化研究（ヨーロッパ）2		言語文化研究（アジア）1 言語文化研究（アジア）2	言語文化研究（アメリカ）				修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。	
海外語学短期研修1（外国語）	海外語学短期研修2（外国語）					修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。		
海外語学研修	海外語学中期研修1（外国語） 海外語学中期研修2（外国語） 海外語学中期研修3（外国語）	海外語学中期研修4（外国語） 海外語学中期研修5（外国語） 海外語学中期研修6（外国語）	海外語学中期研修7（外国語） 海外語学中期研修8（外国語）			修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 海外語学短期研修は、夏期留学プログラムを修了した場合に短期研修1に、春期留学プログラムを修了した場合に短期研修2に認定されます。 海外語学中期研修は、中期留学プログラムを修了した場合に認定されます。		
保健体育系科目	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス (1)			1			
	アドバンストスポーツ	アドバンストスポーツ				修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 アドバンストスポーツは、スポーツリテラシーとスポーツウェルネスの単位を履修していなければ、履修することができません。 アドバンストスポーツは、種目にかかわらず、複数履修することができます。		
	スポーツ論	健康と生涯スポーツ スポーツと発育発達	オリンピックとスポーツ トレーニング科学	スポーツコーチング 人類とスポーツ				

自由選択修得要件単位

28

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web講義要項（シラバス）等で開講状況を確認してください。

法律学科 専門教育課程科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区分	1年次	2年次	コース			3年次	コース			4年次	コース			卒業要件・その他																				
			法律	企業	公共		法律	企業	公共		法律	企業	公共																					
専 門 科 目	法学の基礎	○	法学入門ゼミナールⅠ	△	△	△	2・3・4年次							<p><コースについて> 法律：法律総合コース 企業：企業法務コース 公共：公共法務コース</p> <p>2年次からは、各自が選択したコースに分かれて学修を行います。 詳細はp.69を参照してください。</p> <p><専門科目の卒業要件について> *卒業要件単位数はp.12を参照</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>法律</th> <th>企業</th> <th>公共</th> </tr> <tr> <td>必 修 ○</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>選 択 必 修 ※ ◎</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>選 択 △</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>74</td> </tr> </table> <p>1. 選択必修科目の卒業要件単位の内訳（※） 法律総合コース（24単位） Ⅰ：4単位 Ⅱ：8単位 Ⅲ：4単位 Ⅳ：4単位 Ⅴ：4単位 企業法務コース（20単位） Ⅰ：2単位 Ⅱ：18単位 公共法務コース（24単位） Ⅰ：14単位 Ⅱ：10単位 選択必修科目は、コースによって対象科目が異なります。 詳細は、各コースのコース別年次配当表（p.74～76）を参照してください。</p> <p>2. 選択科目は、コースによって対象科目が異なります。 詳細は、各コースのコース別年次配当表（p.74～76）を参照してください。</p> <p>3. 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。</p> <p><履修に関する注意事項> 1. 「外国書講読Ⅰ」「外国書講読Ⅱ」は、卒業までにそれぞれ2科目4単位、計4科目8単位まで修得することができます。 2. 「特殊講義」「専門総合科目Ⅰ」「専門総合科目Ⅱ」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。 3. 2年次配当の「法学入門ゼミナールⅠ」「法学入門ゼミナールⅡ」、3年次配当の「専門ゼミナールⅠ」は該当年次のみ履修が可能です。 4. 卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。 5. 卒業要件単位を超えて修得した選択科目の単位は、自由選択修得要件単位として算入されます。 6. 1年次配当の必修科目は、1年次で未修得となった場合、2年次以降に再履修しなければなりません。 7. 各年次における履修上限単位数は、専門教育課程、教養教育課程、転換・導入教育課程の科目を合わせて48単位です。前年度の履修上限単位の中で修得できなかった単位を、翌年度に持ち越して履修することはできません。</p>	区 分	法律	企業	公共	必 修 ○	10	10	10	選 択 必 修 ※ ◎	24	20	24	選 択 △	40	44	40	計	74	74	74
	区 分	法律	企業	公共																														
	必 修 ○	10	10	10																														
	選 択 必 修 ※ ◎	24	20	24																														
	選 択 △	40	44	40																														
	計	74	74	74																														
	憲法入門	○	法学入門ゼミナールⅡ	△	△	△																												
	民法入門	○	2・3・4年次																															
	民法総則	○	憲法人権保障論Ⅰ	◎	◎	◎	会社法概論Ⅰ	◎	◎	△	国際政治史Ⅰ	△	△		△																			
	刑事法入門	○	刑法総論Ⅰ	◎	△	◎	会社法概論Ⅱ	◎	◎	△	国際政治史Ⅱ	△	△		△																			
			刑法総論Ⅱ	◎	△	◎	刑法各論Ⅰ	◎	△	◎	行政学Ⅰ	△	△		◎																			
			日本近代法史Ⅰ	△	△	△	刑法各論Ⅱ	◎	△	◎	行政学Ⅱ	△	△		◎																			
			日本近代法史Ⅱ	△	△	△	国際法の基礎Ⅰ	△	△	△	経済原論Ⅰ	△	◎		◎																			
			英米法総論Ⅰ	△	△	△	国際法の基礎Ⅱ	△	△	△	経済原論Ⅱ	△	◎		◎																			
			英米法総論Ⅱ	△	△	△	政治学の世界	△	△	◎	外国書講読Ⅰ	△	△		△																			
			憲法統治機構論	◎	◎	◎	政治理論の基礎	△	△	◎	外国書講読Ⅱ	△	△		△																			
			行政法基礎Ⅰ	◎	◎	◎	日本政治の基礎	△	△	△	特殊講義	△	△		△																			
			行政法基礎Ⅱ	◎	◎	◎	国際政治の基礎	△	△	△	特殊講義（4）	△	△		△																			
			物権法Ⅰ	◎	◎	◎	日本政治史Ⅰ	△	△	△	専門総合科目Ⅰ	△	△		△																			
			物権法Ⅱ	◎	◎	◎	日本政治史Ⅱ	△	△	△	専門総合科目Ⅱ	△	△		△																			
			債権総論Ⅰ	◎	◎	◎	西洋政治史Ⅰ	△	△	△																								
			債権総論Ⅱ	◎	◎	◎	西洋政治史Ⅱ	△	△	△																								
			3年次																															
			専門ゼミナールⅠ（4）	△	△	△	専門ゼミナールⅡ（4）	△	△	△																								
			3・4年次																															
			憲法人権保障論Ⅱ	◎	◎	◎	社会保障Ⅰ	△	△	◎																								
			法社会学Ⅰ	△	△	△	社会保障Ⅱ	△	△	◎																								
			法社会学Ⅱ	△	△	△	国際紛争処理法	△	△	△																								
			法哲学Ⅰ	△	△	△	国際安全保障法	△	△	△																								
			法哲学Ⅱ	△	△	△	国際人権法Ⅰ	△	△	△																								
			日本法制史Ⅰ	△	△	△	国際人権法Ⅱ	△	△	△																								
			日本法制史Ⅱ	△	△	△	国際経済法Ⅰ	△	◎	△																								
			西洋法制史Ⅰ	△	△	△	国際経済法Ⅱ	△	◎	△																								
			西洋法制史Ⅱ	△	△	△	国際取引法Ⅰ	△	◎	△																								
			東洋法制史Ⅰ	△	△	△	国際取引法Ⅱ	△	◎	△																								
			東洋法制史Ⅱ	△	△	△	国際私法Ⅰ	△	◎	△																								
			ローマ法Ⅰ	△	△	△	国際私法Ⅱ	△	◎	△																								
			ローマ法Ⅱ	△	△	△	国家論	△	△	△																								
			英米法各論Ⅰ	△	△	△	民主主義論	△	△	△																								
			英米法各論Ⅱ	△	△	△	政治体制論	△	△	△																								
			EU法Ⅰ	△	△	△	議会政治論	△	△	△																								
			EU法Ⅱ	△	△	△	政治過程論	△	△	△																								
			ヨーロッパ大陸法Ⅰ	△	△	△	政治社会学	△	△	△																								
			ヨーロッパ大陸法Ⅱ	△	△	△	ジャーナリズム論	△	△	△																								
			アジア法Ⅰ	△	△	△	ナショナリズム論	△	△	△																								
			アジア法Ⅱ	△	△	△	環境政治論	△	△	△																								
			比較憲法Ⅰ	△	△	△	ジェンダー政治論	△	△	△																								
			比較憲法Ⅱ	△	△	△	日本政治思想史Ⅰ	△	△	△																								
			行政救済法Ⅰ	◎	△	◎	日本政治思想史Ⅱ	△	△	△																								
			行政救済法Ⅱ	◎	△	◎	西洋政治思想史Ⅰ	△	△	△																								
			地方自治法Ⅰ	△	△	◎	西洋政治思想史Ⅱ	△	△	△																								
			地方自治法Ⅱ	△	△	◎	国際紛争論	△	△	△																								
			租税法Ⅰ	△	△	◎	国際統合論	△	△	△																								
			租税法Ⅱ	△	△	◎	安全保障論	△	△	△																								
			担保物権法	◎	◎	△	日本外交論Ⅰ	△	△	△																								
			債権各論Ⅰ	◎	◎	◎	日本外交論Ⅱ	△	△	△																								
			債権各論Ⅱ	◎	◎	◎	グローバルガバナンス論	△	△	△																								
			不法行為法	◎	◎	◎	国際関係論Ⅰ	△	△	△																								
			親族法相続法Ⅰ	◎	◎	◎	国際関係論Ⅱ	△	△	△																								
			親族法相続法Ⅱ	◎	◎	◎	アジア地域研究Ⅰ	△	△	△																								
			商法総則	◎	◎	△	アジア地域研究Ⅱ	△	△	△																								
			商取引法	◎	◎	△	アメリカ地域研究Ⅰ	△	△	△																								
			会社法特論Ⅰ	△	◎	△	アメリカ地域研究Ⅱ	△	△	△																								
			会社法特論Ⅱ	△	◎	△	ヨーロッパ地域研究Ⅰ	△	△	△																								
			手形法小切手法Ⅰ	◎	◎	△	ヨーロッパ地域研究Ⅱ	△	△	△																								
			手形法小切手法Ⅱ	◎	◎	△	現代日本政治論Ⅰ	△	△	△																								
			金融商品取引法Ⅰ	△	◎	△	現代日本政治論Ⅱ	△	△	△																								
			金融商品取引法Ⅱ	△	◎	△	公共政策Ⅰ	△	△	◎																								
			保険法海商法Ⅰ	△	◎	△	公共政策Ⅱ	△	△	◎																								
			保険法海商法Ⅱ	△	◎	△	社会政策Ⅰ	△	△	◎																								
			民事訴訟法Ⅰ	◎	◎	◎	社会政策Ⅱ	△	△	◎																								
			民事訴訟法Ⅱ	◎	◎	◎	経済政策Ⅰ	△	△	◎																								
			民事救済法	◎	△	△	経済政策Ⅱ	△	△	◎																								
			民事執行保全法	◎	△	△	都市政策Ⅰ	△	△	◎																								
			倒産法Ⅰ	◎	◎	△	都市政策Ⅱ	△	△	◎																								
			倒産法Ⅱ	◎	◎	△	地方自治論Ⅰ	△	△	◎																								
			刑事訴訟法Ⅰ	◎	△	△	地方自治論Ⅱ	△	△	◎																								
			刑事訴訟法Ⅱ	◎	△	△	平和研究Ⅰ	△	△	△																								
			犯罪学	△	△	△	平和研究Ⅱ	△	△	△																								
			刑事政策	△	△	△	財政学Ⅰ	△	△	△																								
			労働法基礎Ⅰ	△	◎	◎	財政学Ⅱ	△	△	△																								
			労働法基礎Ⅱ	△	◎	◎	社会活動	△	△	△																								
			労働法展開Ⅰ	△	△	△																												
			労働法展開Ⅱ	△	△	△																												
			経済法Ⅰ	△	◎	△																												
			経済法Ⅱ	△	◎	△																												
			知的財産法Ⅰ	△	◎	△																												
			知的財産法Ⅱ	△	◎	△																												

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web講義要項（シラバス）等で開講状況を確認してください。

政治学科 専門教育課程科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区分	1年次	2年次	コース			3年次	コース			4年次	コース			卒業要件・その他																																			
			政治	国際	日本		政治	国際	日本		政治	国際	日本																																				
専 門 科 目	2・3・4年次												<コースについて> 政治：政治理論・歴史コース 国際：国際政治・地域コース 日本：日本政治・政策コース																																				
	国際事情Ⅰ（英語）	○	○	○	国際事情Ⅰ（仏語）	○	○	○	国際事情Ⅰ（ロシア語）	○	○	○																																					
	国際事情Ⅱ（英語）	○	○	○	国際事情Ⅱ（仏語）	○	○	○	国際事情Ⅱ（ロシア語）	○	○	○																																					
	国際事情Ⅰ（独語）	○	○	○	国際事情Ⅰ（中国語）	○	○	○																																									
	国際事情Ⅱ（独語）	○	○	○	国際事情Ⅱ（中国語）	○	○	○																																									
	1・2・3・4年次												2年次からは、各自が選択したコースに分かれて学修を行います。 詳細は、p.71～72を参照してください。																																				
	政治学の世界	○																																															
	政治理論の基礎	○																																															
	日本政治の基礎	○																																															
	国際政治の基礎	○																																															
	1年次												<専門科目の卒業要件について> *卒業要件単位数はp.13を参照																																				
	法学の基礎	○	2年次																																														
	憲法入門	○	基礎演習Ⅰ	○	○	○																																											
			基礎演習Ⅱ	○	○	○																																											
	2・3・4年次												<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>政治</th> <th>国際</th> <th>日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">選択 必修 ◎</td> <td>国際事情科目</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>選択必修科目【必修】</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>コース共通科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属コース科目</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>所属コース外科目</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>選択△</td> <td>選択科目</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		政治	国際	日本	選択 必修 ◎	国際事情科目	4	4	4	選択必修科目【必修】	20	20	20	コース共通科目				所属コース科目	20	20	20	所属コース外科目	8	8	8	選択△	選択科目	14	14	14	計		74	74	74
	区 分		政治	国際	日本																																												
	選択 必修 ◎	国際事情科目	4	4	4																																												
		選択必修科目【必修】	20	20	20																																												
		コース共通科目																																															
		所属コース科目	20	20	20																																												
		所属コース外科目	8	8	8																																												
	選択△	選択科目	14	14	14																																												
	計		74	74	74																																												
	国家論	○	○	○	国際関係論Ⅰ	○	○	○	日本近代法史Ⅰ	△	△	△																																					
民主主義論	○	○	○	国際関係論Ⅱ	○	○	○	日本近代法史Ⅱ	△	△	△																																						
政治体制論	○	○	○	国際政治史Ⅰ	○	○	○	憲法統治機構論	○	○	○																																						
ナショナリズム論	○	○	○	国際政治史Ⅱ	○	○	○	行政法基礎Ⅰ	○	○	○																																						
日本政治史Ⅰ	○	○	○	現代日本政治論Ⅰ	○	○	○	行政法基礎Ⅱ	○	○	○																																						
日本政治史Ⅱ	○	○	○	現代日本政治論Ⅱ	○	○	○	国際法の基礎Ⅰ	○	○	○																																						
西洋政治史Ⅰ	○	○	○	行政学Ⅰ	○	○	○	国際法の基礎Ⅱ	○	○	○																																						
西洋政治史Ⅱ	○	○	○	行政学Ⅱ	○	○	○	経済原論Ⅰ	○	○	○																																						
国際紛争論	○	○	○	憲法人権保障論Ⅰ	○	○	○	経済原論Ⅱ	○	○	○																																						
国際統合論	○	○	○	民法入門	○	○	○	特殊講義	△	△	△																																						
日本外交論Ⅰ	○	○	○	民法総則	○	○	○	特殊講義（4）	△	△	△																																						
日本外交論Ⅱ	○	○	○	刑事法入門	△	△	△																																										
3年次						4年次																																											
専門ゼミナールⅠ（4）						○	○	○	専門ゼミナールⅡ（4）			○	○	○																																			
3・4年次																																																	
議会政治論	○	○	○	アジア法Ⅰ	△	△	△	アジア法Ⅱ	△	△	△																																						
政治過程論	○	○	○	アジア法Ⅱ	△	△	△	比較憲法Ⅰ	△	△	△																																						
政治社会学	○	○	○	比較憲法Ⅰ	△	△	△	比較憲法Ⅱ	△	△	△																																						
ジャーナリズム論	○	○	○	比較憲法Ⅱ	△	△	△	行政救済法Ⅰ	△	△	△																																						
環境政治論	○	○	○	行政救済法Ⅰ	△	△	△	行政救済法Ⅱ	△	△	△																																						
ジェンダー政治論	○	○	○	行政救済法Ⅱ	△	△	△	地方自治法Ⅰ	○	○	○																																						
日本政治思想史Ⅰ	○	○	○	地方自治法Ⅰ	○	○	○	地方自治法Ⅱ	○	○	○																																						
日本政治思想史Ⅱ	○	○	○	地方自治法Ⅱ	○	○	○	租税法Ⅰ	△	△	△																																						
西洋政治思想史Ⅰ	○	○	○	租税法Ⅰ	△	△	△	租税法Ⅱ	△	△	△																																						
西洋政治思想史Ⅱ	○	○	○	租税法Ⅱ	△	△	△	物権法Ⅰ	△	△	△																																						
安全保障論	○	○	○	物権法Ⅰ	△	△	△	物権法Ⅱ	△	△	△																																						
グローバルガバナンス論	○	○	○	物権法Ⅱ	△	△	△	債権総論Ⅰ	△	△	△																																						
アジア地域研究Ⅰ	○	○	○	債権総論Ⅰ	△	△	△	債権総論Ⅱ	△	△	△																																						
アジア地域研究Ⅱ	○	○	○	債権総論Ⅱ	△	△	△	債権各論Ⅰ	△	△	△																																						
アメリカ地域研究Ⅰ	○	○	○	債権各論Ⅰ	△	△	△	債権各論Ⅱ	△	△	△																																						
アメリカ地域研究Ⅱ	○	○	○	債権各論Ⅱ	△	△	△	親族法相続法Ⅰ	△	△	△																																						
ヨーロッパ地域研究Ⅰ	○	○	○	親族法相続法Ⅰ	△	△	△	親族法相続法Ⅱ	△	△	△																																						
ヨーロッパ地域研究Ⅱ	○	○	○	親族法相続法Ⅱ	△	△	△	会社法概論Ⅰ	△	△	△																																						
公共政策Ⅰ	○	○	○	会社法概論Ⅰ	△	△	△	会社法概論Ⅱ	△	△	△																																						
公共政策Ⅱ	○	○	○	会社法概論Ⅱ	△	△	△	会社法特論Ⅰ	△	△	△																																						
社会政策Ⅰ	○	○	○	会社法特論Ⅰ	△	△	△	会社法特論Ⅱ	△	△	△																																						
社会政策Ⅱ	○	○	○	会社法特論Ⅱ	△	△	△	民事訴訟法Ⅰ	△	△	△																																						
経済政策Ⅰ	○	○	○	民事訴訟法Ⅰ	△	△	△	民事訴訟法Ⅱ	△	△	△																																						
経済政策Ⅱ	○	○	○	民事訴訟法Ⅱ	△	△	△	刑法各論Ⅰ	△	△	△																																						
都市政策Ⅰ	○	○	○	刑法各論Ⅰ	△	△	△	刑法各論Ⅱ	△	△	△																																						
都市政策Ⅱ	○	○	○	刑法各論Ⅱ	△	△	△	刑事訴訟法Ⅰ	△	△	△																																						
地方自治論Ⅰ	○	○	○	刑事訴訟法Ⅰ	△	△	△	刑事訴訟法Ⅱ	△	△	△																																						
地方自治論Ⅱ	○	○	○	刑事訴訟法Ⅱ	△	△	△	労働法基礎Ⅰ	△	△	△																																						
平和研究Ⅰ	○	○	○	労働法基礎Ⅰ	△	△	△	労働法基礎Ⅱ	△	△	△																																						
平和研究Ⅱ	○	○	○	労働法基礎Ⅱ	△	△	△	労働法展開Ⅰ	△	△	△																																						
憲法人権保障論Ⅱ	○	○	○	労働法展開Ⅰ	△	△	△	労働法展開Ⅱ	△	△	△																																						
刑法総論Ⅰ	△	△	△	労働法展開Ⅱ	△	△	△	経済法Ⅰ	△	△	△																																						
刑法総論Ⅱ	△	△	△	経済法Ⅰ	△	△	△	経済法Ⅱ	△	△	△																																						
法社会学Ⅰ	△	△	△	経済法Ⅱ	△	△	△	知的財産法Ⅰ	△	△	△																																						
法社会学Ⅱ	△	△	△	知的財産法Ⅰ	△	△	△	知的財産法Ⅱ	△	△	△																																						
法哲学Ⅰ	△	△	△	知的財産法Ⅱ	△	△	△	社会保障法Ⅰ	△	△	△																																						
法哲学Ⅱ	△	△	△	社会保障法Ⅰ	△	△	△	社会保障法Ⅱ	△	△	△																																						
日本法制史Ⅰ	△	△	△	社会保障法Ⅱ	△	△	△	国際紛争処理法	○	○	○																																						
日本法制史Ⅱ	△	△	△	国際紛争処理法	○	○	○	国際安全保障法	○	○	○																																						
西洋法制史Ⅰ	△	△	△	国際安全保障法	○	○	○	国際人権法Ⅰ	△	△	△																																						
西洋法制史Ⅱ	△	△	△	国際人権法Ⅰ	△	△	△	国際人権法Ⅱ	△	△	△																																						
東洋法制史Ⅰ	△	△	△	国際人権法Ⅱ	△	△	△	国際経済法Ⅰ	△	△	△																																						
東洋法制史Ⅱ	△	△	△	国際経済法Ⅰ	△	△	△	国際経済法Ⅱ	△	△	△																																						
ローマ法Ⅰ	△	△	△	国際経済法Ⅱ	△	△	△	国際取引法Ⅰ	△	△	△																																						
ローマ法Ⅱ	△	△	△	国際取引法Ⅰ	△	△	△	国際取引法Ⅱ	△	△	△																																						
英米法総論Ⅰ	△	△	△	国際取引法Ⅱ	△	△	△	財政学Ⅰ	△	△	△																																						
英米法総論Ⅱ	△	△	△	財政学Ⅰ	△	△	△	財政学Ⅱ	△	△	△																																						
英米法各論Ⅰ	△	△	△	財政学Ⅱ	△	△	△	外国書講読Ⅰ	○	○	○																																						
英米法各論Ⅱ	△	△	△	外国書講読Ⅰ	○	○	○	外国書講読Ⅱ	○	○	○																																						
EU法Ⅰ	△	△	△	外国書講読Ⅱ	○	○	○	専門総合科目Ⅰ	△	△	△																																						
EU法Ⅱ	△	△	△	専門総合科目Ⅰ	△	△	△	専門総合科目Ⅱ	△	△	△																																						
ヨーロッパ大陸法Ⅰ	△	△	△	専門総合科目Ⅱ	△	△	△	社会活動	△	△	△																																						
ヨーロッパ大陸法Ⅱ	△	△	△	社会活動	△	△	△																																										

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web講義要項（シラバス）等で開講状況を確認してください。

6. 全学公開科目

(1) 全学公開科目とは

みなさんの多様な履修要求に応じて、一部（昼間部）の他学部が開講する専門科目についても履修できるようにする「学部間相互履修制度」が設けられています。この制度で履修できる科目が「**全学公開科目**」です。

(2) 公開される科目

各学部で開講するすべての専門科目が公開されるわけではありません。どの科目を「**全学公開科目**」とするか、何年次に担当するかは科目を開講している各学部で定めます。

卒業するまでにどんな科目が履修できるかは、専修大学のホームページの「在学生の皆様へ」の中の「学部間相互履修案内」のページでお知らせします。

ただし、「学部間相互履修制度」は他学部の専門科目を履修する際に適用される制度であり、法学部で開講される専門科目については、公開されている科目であっても「専門教育課程科目一覧」（法律学科 P.19～20, 政治学科 P.21～22）に記載されていない場合は履修できません。

(3) 講義内容

講義の内容は、講義要項（シラバス）に示されています。講義要項（シラバス）には、講義の概要、講義計画、使用される教科書、成績評価の方法・基準などが書かれています。講義要項（シラバス）は、Web上で公開されています。閲覧する方法は、「(1) 履修計画の立て方」(P.14)を参照してください。

(4) 履修手続

「全学公開科目」は、公開している学部での履修に支障をきたさないよう、履修者数の制限を行うことがあります。このため、履修を希望する学生は、その科目担当者の履修許可を得なければならないことになっています。

履修手続・選考等の詳細は、ホームページでお知らせします。

(5) 単位の取扱い

「全学公開科目」を履修して修得した単位は、卒業要件単位のうち自由選択修得要件単位として算入されます。

7. 法学部一部・二部間の相互履修制度

一部に所属する学生であっても、二部の専門科目の講義を受講し、単位を修得することができます。ただし、一部において同一名称で開講されている場合は、履修の対象とはなりません。この制度での二部専門科目の履修は合計で16単位を限度とし、これを自由選択修得要件単位に組み入れて卒業要件単位とすることができます。ただし、同一年度で履修することができるのは8単位までです。

一部学生が履修することができる二部の専門科目は、年度ごとの二部の専門科目の開講状況によって異なるので、詳細はガイダンス時にお知らせします。

8. 試験について

試験は、日常の学修成果を問うものです。したがって試験には厳正な態度で臨まなければなりません。遅刻はもちろんのこと、自己の健康管理を怠り欠席することのないよう注意しなければなりません。定期試験は、「専修大学定期試験規程」(P.111～114)に基づいて実施されるので、規程を熟知し、さらに次の事項についても十分理解しておいてください。

(1) 定期試験の種類

(1) 前期試験

前期のみの半期授業科目について7月から8月の間に実施します。

(2) 後期試験

後期のみの半期授業科目及び通年の授業科目について1月に実施します。

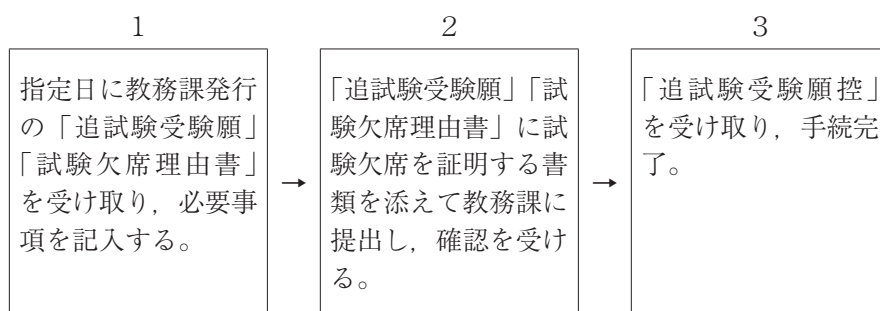
(3) 追試験

前期試験または後期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合、当該授業科目について前期追試験を8月、後期追試験を2月に実施します。なお、本学では、「やむを得ない理由」が拡大解釈されることのないよう、厳しい基準を設けています。医師の診察を要しない程度の病気や寝坊による遅刻等は、「やむを得ない理由」とは見なされないので注意してください。

① 追試験受験手続

追試験の受験希望者は、指定された期間に追試験受験願と試験欠席理由を証明する書類を教務課に提出し、受験許可を得なければなりません。

<追試験受験手続の手順>



- ② やむを得ないと認める試験欠席理由および提出しなければならない書類は、次のとおりです。
- ・教育実習……………教育実習参加を証明するもの
 - ・就職試験……………就職試験受験を証明するもの
 - ・公式試合……………公式試合参加を証明するもの
 - ・天災その他の災害……………被災を証明するもの
 - ・二親等以内の危篤又は死亡……………危篤又は死亡を証明するもの
 - ・本人の病気又は怪我……………医師の診断書
 - ・交通機関の事故……………遅延又は事故を証明するもの
 - ・その他当該学部長が
やむを得ない理由と認めた事項……………学部長の承認を得た本人記載の理由書

(2) 受験上の注意

受験上の注意については、定期試験規程にも定められていますが、さらに次の点にも十分注意を払う必要があります。

- ① 同じ名称の授業科目がいくつも開講されている場合があるので、自分の履修した科目の授業曜日・時限および担当者を試験時間割で確認し、間違いのないようにすること。
- ② 同一科目でも、試験教室が複数に分かれている場合が多いので十分注意すること。
- ③ 試験監督から配布された答案用紙以外の用紙を使用しないこと。
- ④ 答案用紙の再交付は行わない。
- ⑤ 試験教室内での私語は、不正行為と見なされるので絶対にしないこと。また、廊下等での私語は、受験中の学生の迷惑となるので慎むこと。

【注意】

定期試験規程により、学生証不携帯者は定期試験を受験できません。

ただし、当該試験開始時刻までに教務課窓口申し出た場合は、当日のみ有効の「臨時学生証」の交付を受けて受験することができます。また、試験開始時刻前に試験教室で学生証不携帯に気づいた場合は、所定の手続をすることにより臨時学生証の交付を認めることがあります。

試験当日は、不測の事態に備えて試験開始30分前には登校し、学生証の携帯と試験教室を必ず確認してください。

なお、臨時学生証の交付を受けた場合も、受験が認められるのは、試験開始後20分までに試験教室に到着した場合です。

(3) 試験時間割

試験時間は、授業時間とは異なり、原則として60分です。試験時間割は、試験実施前に教務課掲示板およびポータルに掲示します。

(4) 定期試験規程に定められた筆記試験によらない成績評価

実技や演習を主とする授業については、一般に平常点、口頭試問、レポート等をもって成績評価が行われるため、前期試験、後期試験は実施されず、従って追試験も実施されません。また、英語科目や英語以外の外国語科目についても同様の方法で成績評価が行われます。

これら平常点で評価される科目の場合、各科目の授業期間を通しての、授業への貢献度や授業での発表内容、レポート、授業の中で実施されるテスト等 **注** によって総合的に成績評価が行われます。

注1 授業の中で実施されるテストは、期末テスト、授業内テスト、中間テスト、小テスト等と呼ばれ、定期試験規程に定められた試験ではないため、追試験は実施されません。

注2 ただし、授業期間の最終週に実施されるテストの中には、担当教員の判断によって定期試験規程を準用して実施するものもあります（「定期試験規程準用試験」）。この場合は、定期試験と同様の手続きを経て、追試験を受験することができます。

(5) レポートについて

レポート提出が課せられた場合は、テーマ・枚数・提出期限および提出先（担当教員または教務課）等を確認し、指定された期限までに提出してください。

レポートを提出する際は、次の事項に留意してください。

- ①特に指示のない場合、A4の用紙を使用し、横書きとします。
- ②装丁は、必ず表紙をつけて袋とじとします。

※提出先が教務課になっている場合は、1号館地下1階の邦光堂で販売している表紙をつけてください。

- ③表紙には必ず授業曜日・時限、授業科目名、授業担当者名、学籍番号および氏名を記入してください。

9. 成績評価と通知

(1) 成績評価の方法について

学業成績は、授業科目ごとに行う試験（筆記試験、口述試験、実技試験またはレポート）によって評価されますが、科目によっては、それに学修の状況等を平常点として加味し評価する場合や、平常点だけで評価する場合があります。

成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とします。また、授業科目ごとの成績に対してグレードポイントを付与し、GPA（Grade Point Average）を算出します。

(2) 成績評価の区分

評点	評価	G P ※	内 容
100～90	S	4.0	抜群に優れた成績
89～85	A +	3.5	特に優れた成績
84～80	A	3.0	優れた成績
79～75	B +	2.5	良好な水準に達していると認められる成績
74～70	B	2.0	妥当と認められる成績
69～65	C +	1.5	一応の水準に達していると認められる成績
64～60	C	1.0	合格と認められるが最低限度の成績
59～ 0	F	0.0	不合格
認定	N	なし	留学等で修得した単位を本学の単位として認定
履修中止	W	-	所定の期日までに履修中止の手続きを行った場合

※ G P = グレードポイント

(3) G P A (Grade Point Average) 制度について

G P A 制度は、国内外の大学で一般的な成績評価方法として使用されているもので、授業科目ごとの成績評価（本学ではSからFの8段階）に対してグレードポイントを付与し、この単位当たりの平均を算出した値がG P Aです。具体的な算出方法は次のとおりとなります。

$$(S \text{ の修得単位数} \times 4.0) + (A + \text{ の修得単位数} \times 3.5) + (A \text{ の修得単位数} \times 3.0) + (B + \text{ の修得単位数} \times 2.5) + (B \text{ の修得単位数} \times 2.0) + (C + \text{ の修得単位数} \times 1.5) + (C \text{ の修得単位数} \times 1.0) + (F \text{ の単位数} \times 0.0)$$

総履修単位数（F評価の授業科目の単位数を含む）

【G P Aに関する各種要件】

- ・ G P A の算出対象となる科目は、卒業要件にかかわる科目（全学公開科目など、自由選択修得要件単位となる科目を含む）となります。
- ・ G P A は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示します。
- ・ 留学、資格試験などの結果により単位認定された科目（N）は、G P A に算入されません。また、履修中止した科目についても、G P A に算入されません。
- ・ 不合格（F）の科目を再度履修した場合、成績の可否にかかわらず、G P A には最新の評価が反映されます。
- ・ 一度単位を修得した科目を、次学期以降に再度履修することはできません（カリキュラムの設定上、同一科目の単位を複数回修得することができる科目を除く）。

(4) 履修中止について

「履修中止」とは、履修を継続する意思のない授業科目が生じた場合に、履修中止申請期間に所定の手続きを行うことにより、当該授業科目の履修を中止することができる制度です。履修中止申請期間は、前期（対象科目：前期および通年科目）と後期（対象科目：後期科目）にそれぞれ設定されます。日程、手続方法、その他詳細については、掲示でお知らせします。

なお、履修中止申請をする際には、以下の点に注意を払う必要があります。

- ①履修中止した授業科目については、当該授業への出席、定期試験の受験、単位の修得はできません。
- ②履修中止した授業科目の単位は、年間の履修上限単位に含まれます。また、履修中止単位数分の新たな履修登録は認められません。
- ③履修中止した授業科目は、G P A に算入されません。
- ④履修中止により、当該年度の履修登録科目がなくなる場合は、履修中止申請が認められません。

⑤履修中止申請した授業科目について、履修中止申請期間後に申請を取り下げることはいけません。

(5) 成績通知について

学業成績の結果は点数で表し、9月（前期科目）および3月に「成績通知書」でお知らせします。成績通知書は、大学のホームページを経由して閲覧できます。

就職活動等で使用することになる「単位修得学業成績証明書」には、単位を修得した授業科目のみをSからCの評価で記載します（留学、資格試験などの結果により単位認定された科目は、「N」と記載されます）。併せて、通算のGPAを記載します（GPAには不合格科目も算入されます）。

10. 学期末卒業制度

学期末卒業制度とは、卒業認定の対象となる年次において、卒業に必要な単位を修得することができなかつたために引き続き在学している学生が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続きを行うことにより卒業することができる制度です。

詳細は、「専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規」（P.117）を参照してください。

11. 卒業延期制度

卒業延期制度は、さまざまな事由により、卒業要件単位を修得してもなお、更なる自己のキャリアアップや資格取得を目指すという明確な目標を持って、本学での勉学を継続したいという強い意思を持った学生に対し、その道を開く制度です。

詳細は「専修大学卒業延期の取扱いに関する内規」（P.118～119）を参照してください。

12. 学生による授業評価

法学部では、前期・後期の2回授業評価を実施し、その結果等をホームページなどで公開しています。

学生による授業評価は、法学部が教育改革の一環として実施しているものです。そのねらいは、学生による授業評価を通じて、教員一人ひとりが自らの授業について学生からどのように受け止められているのかを知り、より望ましい授業のあり方を模索するというところに置かれています。アンケートは設問から集計まで、学生主体の「法学部『学生による授業評価』実施委員会」が行っていますが、これは全国的にもめずらしい形です。

学生による授業評価の結果を受け、教員は授業を改善するよう努力しています。また、学生のみなさんにとっては、授業評価によって自らの現状を振り返り、授業に対する真剣な態度や積極的な意欲を喚起させていくための機会になります。

良好な環境のもとで良質な授業が行われることは、学生のみなさんが順調に単位を修得するための前提です。みなさんの率直で真剣な意見をぜひ聞かせてください。

Ⅱ 専修大学の学士課程教育

専修大学に入学したみなさんが、これから4年間専修大学に在学し、各学部学科で定められている授業科目の単位を修得すると、それぞれの専門分野を付した「学士」となって卒業し、「社会への第一歩」を踏み出します。

この入学から「社会への第一歩」を繋ぐ「学び」の道のが「学士課程」と言えるでしょう。

しかしながら、中学校や高等学校の勉強と大学での「学び」は同じではありません。大学では、一人ひとりが自分で「学び」を選択し、自ら研鑽することが求められます。大学における「学び」は、受動的、画一的な「学習」ではなく、能動的、自律的な「学修」なのです。

そこで専修大学の学士課程では、まず、みなさんが大学での「学び」や生活にスムーズに適応できるよう「**転換教育課程（専修大学入門科目）**」を設置しています。「**転換教育課程**」で、みなさんは少人数の「**専修大学入門ゼミナール**」において、専修大学の学生としての自覚と心構えを得るでしょう。

続く「**導入教育課程（専修大学基礎科目）**」では、大学や社会で求められる必要不可欠な基礎的知識や技能（アカデミックスキル）を修得します。「**導入教育課程（教養科目）**」は、「**専門教育課程（専門科目）**」および「**教養教育課程**」に進むための、言わば「ゲート（入口）」です。

このように、専修大学の学士課程は「**転換教育課程**」、「**導入教育課程**」、「**教養教育課程**」および「**専門教育課程**」の4つの領域から成る「**三層構造**」となっており、教育課程全体の体系性・順次性が確保されるとともに、かつ教養教育と専門教育の有機的連携が図られています。

「**教養教育課程**」と「**専門教育課程**」も、基礎から応用へと段階的に学修できる科目配置となっています。「**教養教育課程**」には、人文科学基礎関連科目・社会科学基礎関連科目・外国語系科目・自然科学系科目・保健体育系科目の5つの系統からなる科目群があり、基礎科目で興味を持った分野をより深く学べるようになっていきます。みなさんは、多様な専修大学の「**教養科目**」の中から各自の興味や関心を深化、発展させたり、専門分野を多角的に考察したりすることで、社会に通用する力を確実につけることができます。今日のかつ学際的・融合的な科目も用意されています。

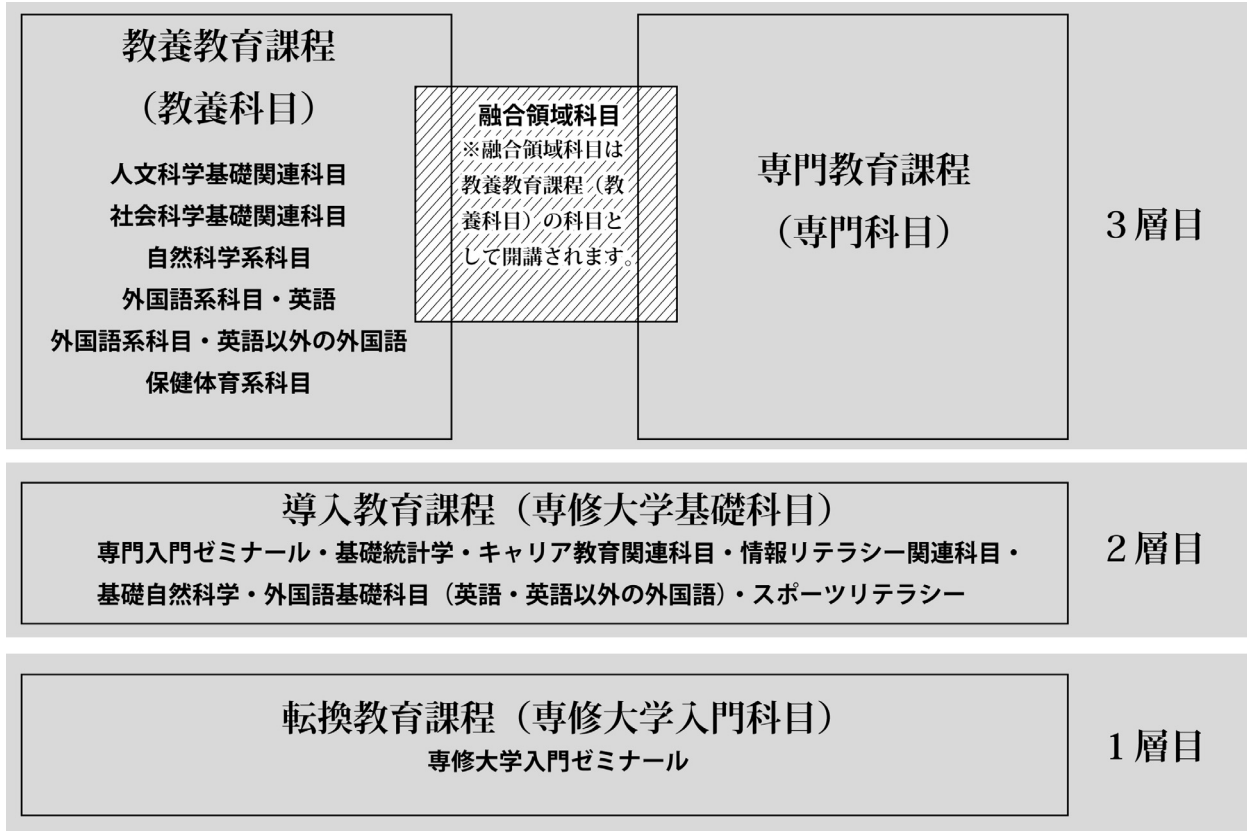
つまり、みなさんは、どの学部にも所属していても、社会に出てから必要な基礎的知識や技能を学び、課題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力などを身につけることができます。専修大学の学士課程教育は、一人ひとりの「学修」が、将来の持続的成長につながるよう、様々に工夫されているのです。

専修大学は、みなさんが「社会への第一歩」を力強く踏み出せるように、「学び」の道筋を示し、その教育の質を保証しています。専修大学の学士課程は、みなさんを社会に誘う道標であり、みなさんを生涯にわたって勇気づけ、励ます、力強い知的基盤となるのです。

みなさんの眼前には、無限大の夢と希望が満ち溢れています。しかし内外の環境は急速劇的に変化しており、それらに適時適切な対応をしつつ、世界に飛翔するためには、国際的通用性を備え、先見性・創造性・独創性に富み、積極的に社会を支え、社会を改善する意欲・能力が肝要です。

「学び」は一瞬の夢ではありません。生涯続く険しい道りです。高い志と気概を失うことなく、21世紀を生き抜くために、専修大学の学士課程で人生の礎を築いてください。

[専修大学の学士課程教育の概念図]



※この概念図の上下は時間軸を示すものではありません。

※学部学科によって設置される科目は異なります。

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

Ⅲ 転換・導入教育課程

1. 転換教育課程（専修大学入門科目）

大学における学修では、高校までとは異なり、授業に出席して講義を聴くことや教科書や参考文献など基礎文献を読むことに加え、みなさんが、自らの問題関心や勉学の目的に沿って、自主的に勉強に取り組まなければなりません。そのためには、図書館を利用し、パソコンを駆使するなどして、勉学に必要な資料を収集すること、専攻によっては実態調査などのフィールドワークを行うこと、そして自ら学んだ内容をまとめて教員や他の学生に報告すること、その成果を論文やレポートにまとめることなど、みなさんの積極的な勉学が求められます。

転換教育課程は、専修大学の学士課程教育の三層構造の一層目にあたります。この課程で展開される専修大学入門科目として「**専修大学入門ゼミナール**」が設置されています。

この科目は、みなさんが、高校生活から大学生活への転換を図り、専修大学の学生としての自覚を持ち、大学での学修に求められる基本的なスキル（技法）を身につけることが目標であり、具体的な目的として、以下の点をあげることができます。

第1に、大学で学ぶことの意義を充分理解することです。大学の学修では、みなさんが、将来的な展望も踏まえ、積極的に学修を深めることが求められます。

第2に、専修大学の学生としての自覚を持つために、専修大学の歴史を学ぶことです。みなさんが、これから4年間勉学に励む「学びの庭」である専修大学の成り立ちと歴史を支えた先人たちの努力の歩みを知ることは、専修大学で学修することの意義を理解することでもあります。

第3に、大学で学ぶための基本的な技法（「アカデミックスキル」という）を修得することです。すなわち「講義をどのように聞くか」「どのように資料を収集するか」「学修の成果をどのように相手に伝えるか」「どのように討論するか」「学修の成果をどのようにまとめるか」について学ぶこと、より具体的には「講義でのノートのとり方」「資料の収集方法」「報告の方法（レジュメの作成方法）」「討論の方法」「論文・レポートの書き方」など、大学における学修の方法を修得することです。

「**専修大学入門ゼミナール**」は、みなさんが、これらの目的を達成できるよう、おおよそ1クラス25名前後の少人数により実施されます。

また、「**専修大学入門ゼミナール**」は、学修のための入門科目ということだけにとどまらず、みなさんが、新入生として専修大学という同じ「学びの庭」に集った友人や教員との交流を通じて、大いに語り、励まし合いながら、大学生活を満喫するための基礎作りの場ともなります。

なお、「**専修大学入門ゼミナール**」は、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければならない「必履修」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

2. 導入教育課程（専修大学基礎科目）

導入教育課程は三層構造の二層目にあたり、ここに設置されている科目は「専修大学基礎科目」と称されます。一層目の**転換教育課程**で学んだのち、あるいは学びながら、三層目の**教養教育課程**と**専門教育課程**に進むための基本的な力を養います。基礎となる課程ですから、1年次に履修することになります。

区分「専門入門ゼミナール」に設置される科目「**基礎文献講読**」は、**転換教育課程**の科目「専修大学入門ゼミナール」に引き続いて履修し、所属する学部・学科の**専門教育課程**への導入としての役割を持ちます。また、この科目によって、みなさんが「専修大学入門ゼミナール」で学んだアカデミックスキルを定

着させます。

導入教育課程で設置されている科目を学ぶことで、みなさんは大学で学ぶだけでなく、社会で必要とされるさまざまな力を伸ばすことができます。それらの力とは、外国語を運用する力（外国語基礎科目）、情報を分析し活用する力（基礎統計学、情報リテラシー関連科目）、複合的な視点で観察し思考する力（基礎自然科学）、自分の将来を切り開いていく力（キャリア教育関連科目）、自分の健康を維持管理する力（スポーツリテラシー）です。これらの力は、国際化・情報化・複雑化が進む社会において、みなさんが活躍するために必要な社会知性を身につけるのに役立つことでしょう。

区 分		
導入教育課程	専門入門ゼミナール	
	基礎統計学	
	キャリア教育関連科目	
	情報リテラシー関連科目	
	基礎自然科学	
	外国語基礎科目	英語
		英語以外の外国語
スポーツリテラシー		

（1）専門入門ゼミナール

1年次の前期に「専修大学入門科目」として開講されている「専修大学入門ゼミナール」に引き続き、後期には法学部の「専門入門ゼミナール」として「**基礎文献講読**」が置かれています。

この授業の目的は二つあります。一つは、法律・政治学関連の文献の読み方や参考資料の調べ方、プレゼンテーション（報告）や議論の方法、法学・政治学それぞれの専門的な文章の書き方など、法学・政治学の勉強を進めるための技術や方法を身につけることです。二つには、専門科目の勉強のための基本的な考え方や知識や専門用語の習得、そして学問的な論理の組み立て方を学修することであり、実践的な作業を通して読解力・思考力・プレゼンテーション力・文章力などを身につけることです。

これらの目的を有する「**基礎文献講読**」では、専門科目を学ぶための導入的な学修として、平易で基礎的な文献をテキストとして用います。講義科目とは異なり少人数で行われるため、学生のみなさんが主体となって授業は進められます。

（2）基礎統計学

大学の講義では、分野によらず、データを根拠として推論された結果が語られることが多くあります。そして、社会ではさまざまな意思決定にデータの分析結果が用いられます。みなさんも、新聞やテレビの報道などでさまざまな調査データについての分析結果を、見たり聞いたりすることがあるでしょう。犯罪の件数、内閣の支持率、ある病気による死亡率、企業の売上高、さらにそれらの経年変化など、多くの調査結果が報道で取り上げられます。データによって示される結果は、私たちの身近で関係のあることから、一見すると関係がないと思えることまであります。たとえば、読んで味わう文学作品でさえ、作品中の表現の頻度や表現の間の関係をもとに、数量的に分析されることがあります。

発表されたデータに基づく指標や表・グラフを見聞きして、驚くことがあるかもしれません。もし発表

が自分の感覚とずれている場合、自分が持っている指標のイメージが実は間違っていたり、そもそも発表する側が間違った印象を与える指標や表・グラフを（時には故意に）用いていたっている可能性があります。

したがって、データが示すことを正しく読み取る力を身につけておかななくてはなりません。他者が発表した分析結果を、批判的に評価する力も重要です。さらに、自分がデータに基づいた報告を行う立場になったときに、相手にその内容を効果的に伝える表やグラフを作成することができれば、報告書やプレゼンテーションはより良いものになるでしょう。このようにデータを扱う基本的な力をデータリテラシーと呼びます。区分「基礎統計学」に設置された科目「**データ分析入門**」では、データリテラシーを身につけることを目的としています。

なお、「**データ分析入門**」は、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければならない「**必履修**」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

(3) キャリア教育関連科目

キャリア教育関連科目は、「大学生活において、様々な選択肢の中から自分の生き方を主体的に考え行動する力を身につけること」を目的としています。大学生活をどのように送るか、卒業後の進路をどのように選択するかといったことは誰も簡単に決めることはできません。これを解決するには、将来どのような働き方をしたいか、そのために大学4年間をいかに過ごすかなど、自分のキャリアについてさまざまな視点から検討し、デザインすることが必要です。

そもそも、「キャリア (career)」の語源は、ラテン語で「車道」や「車輪の跡 (轍)」などを意味しています。ですから、ある人のキャリアとは、その人が歩んできた人生の軌跡ということになります。こうした語源から、キャリアは「個人の様々な立場・役割・職務の連鎖」と一般に定義されています。一方、「デザイン」は「設計」や「構想」を意味します。したがって、キャリアをデザインするとは、「自分の立場や役割を認識し、それにふさわしい己の有り様について構想を練る」ということになります。言い換えれば、過去の人生を踏まえながら、未来の自分の生き方、働き方や学び方について深く考え、そのために現在自分は何をすべきかを認識すること、となります。

1年次にキャリア・デザインに対する基本的な考え方を身につけることで、将来に対する漠然とした不安感を取り除き、自分の将来像や課題をより具体的にしていきます。そしてそれを解決・実現するために自分が身につけるべき能力を明確にし、充実した学生生活に向けた具体的な第一歩を踏み出すこともこの科目のねらいのひとつです。

キャリア教育関連科目に設置される「**キャリア入門**」は、自分の性格や価値観を知ることから始め、社会の成り立ちや具体的な仕事の内容、働くことにまつわる法律などを知ること、さらには自分の目標を実現するためにはどのような能力が必要かなどについて理解することが、主な目的となります。そして、「**キャリア入門**」を履修すると、キャリアに関わる意識や能力がどの程度身についたか認識できるようになります。したがって、その後の学生生活において、どのように専門知識を学んでいけばいいかといった「**大学内での学修**」と、ボランティアやインターンシップなど実際の経験を積み重ねる「**大学外での学修**」を総合的に見るできるようになります。

授業では一方的に話を聴くのではなく、自分の言葉で語る機会を大切にしています。授業で学んだ知識をグループワークなどで表現し、先生や仲間、大学外からのゲストスピーカーから意見をもらうことで、自分の考えを客観的に見つけ、少しずつキャリアに関する視点を身につけていくことができます。さらにキャリアデザインセンターの各種講座は、授業で取り扱ったことについて発展的に学修できるよう、授業

の進捗に合わせて展開しています。これに加え、授業期間中にキャリアカウンセリングを受けると、よりいっそう自分に適したキャリアを見つけられるでしょう。

このようにキャリア入門を受講すると、大学内外での学びを意識しながら、キャリアに対する知識を獲得し、職業選択の段階へとスムーズに移行することが可能になります。あるべき自分を早い段階で意識し、己の進むべき道を主体的に選択できるよう、キャリアの考え方をしっかり修得してください。

なお、「**キャリア入門**」は、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければならない「**必履修**」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

(4) 情報リテラシー関連科目

大学での学修は、単に知識を覚えるのではなく、なぜそうなるのかを自分で考えることが必要です。そのためには、自分でデータを分析し、表現することが必要になります。そのため情報リテラシー関連科目は、PCを使って科学的・論理的な思考をするのに必要な基礎的な事項を学修します。

情報リテラシー関連科目に設置される「**情報入門Ⅰ**」、「**情報入門Ⅱ**」では、専修大学から利用できるさまざまな知的資源の検索・収集方法を学修し、表計算ソフトウェア等を使って情報を加工・分析します。また、実際にPCを使って統計データを分析してみます。分析結果などをプレゼンテーションやWebを通して表現する能力を身につけます。また、コンピュータ処理の特徴を理解し、どのようにコンピュータに指示を与えるのかを学修します。

なお、「**情報入門Ⅰ**」、「**情報入門Ⅱ**」は選択科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

「情報入門Ⅰ」

- 専修大学の情報システムの利用法
- 検索サイトやCiNiiなどのデータベースを使ったデータ検索
- 文書作成
- 表計算
 - データ分析
 - 計算式によるデータ分析
 - グラフによる可視化
 - 絶対参照・相対参照の概念
 - 表引きの方法
 - 統計を使った分析

「情報入門Ⅱ」

- プレゼンテーションソフトウェアによるスライド作成・表現法の学習
- HTML文を記述することによるWeb（ホームページ）の作成
- アンケート集計（クロス集計など）
- プログラミング（どのようにコンピュータへ処理方法の指示を与えるか）
- シミュレーション

(5) 基礎自然科学

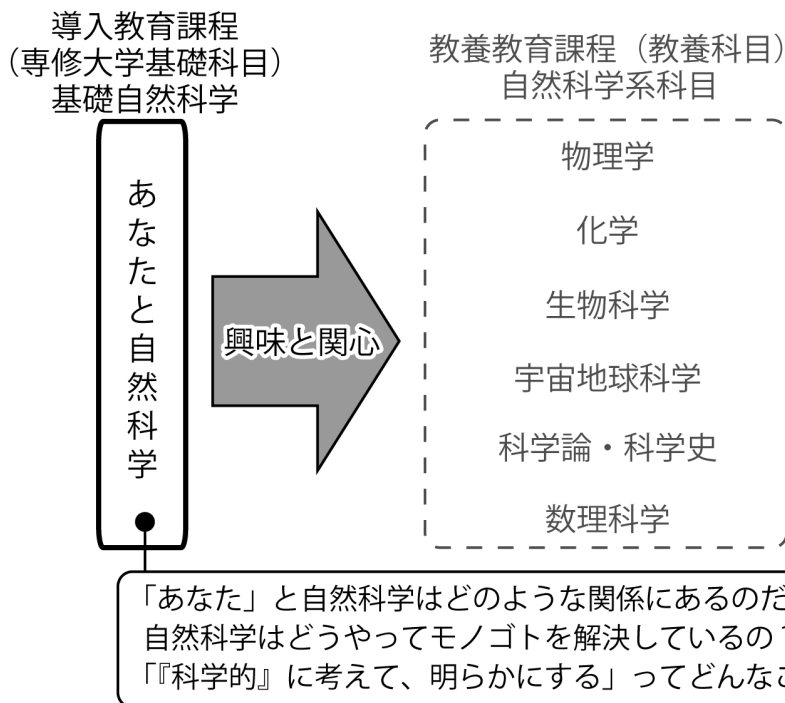
専修大学における自然科学系の講義は、みなさんが『社会の抱える諸問題に対する総合的な科学的思考力を育むことができるようになること』を目的としています。なぜ文科系の学部を専攻するみなさんが、自然科学系科目を受講する必要があるのでしょうか。

現在、私たちは、地球温暖化、エネルギー問題、安全性や倫理性に関する問題（遺伝子操作、放射能など）に直面しています。みなさんが、将来どのような職業に就いたとしても、自然科学的な考え方や知識、結論の根拠を自分で判断する力や科学的に論述する力は必要になるでしょう。

区分「基礎自然科学」で展開される科目「**あなたと自然科学**」は、みなさんの自然科学的な思考力・探

究力・論述力を高め、みなさんと自然科学の関係を知るための導入として設置されます。ここで学んだことは、卒業までに学んでいく教養教育課程の自然科学系科目につながっていきます。この科目で興味・関心を深め、教養教育課程で学びたい自然科学の分野を見つけるのが良いでしょう。

なお、「あなたと自然科学」は、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければならない「必履修」科目です。



転換・導入
教育課程

(6) 外国語基礎科目【英語】

みなさんの中には、これまで大学入学を目標に英語を学んできたという人も多くいるでしょう。しかしこれからは、日本を含めた世界を意識して、英語の学修に取り組んでください。急速なグローバル化の時代、みなさんが将来どの分野に進もうとも、コミュニケーションの手段として、また情報収集、発信の手段として、英語は不可欠です。実用的な面のみならず、異文化への関心や理解を深め、人間としての視野を広げることも大変重要です。

外国語基礎科目の英語では、高等学校までで学んできた英語を土台としつつ、新たに大学生として英語や英語を取り巻く社会状況を理解し、学修することを目指します。そこでの学修は、2年次以降に開講される教養教育課程の外国語系科目へとつながっていきます。

①外国語基礎科目・英語の履修方法

法学部では、1年次で、外国語基礎科目の英語4科目(4単位)を必修として履修することとなっています。

(A群) Basics of English (RL) 1a, 1b または Intermediate English (RL) 1a, 1b の2科目と、

(B群) Basics of English (SW) 1a, 1b または Intermediate English (SW) 1a, 1b の2科目を履修します。RLはリーディングとリスニングが中心、SWはスピーキングとライティングが中心の科目です。BasicsとIntermediateの違いについては、次の②を見てください。

科目名にaがつく科目は前期、bがつく科目は後期開講で、これらの科目は半期1単位で半期ごとにそれぞれ成績がつきます。

②外国語基礎科目・英語の特徴

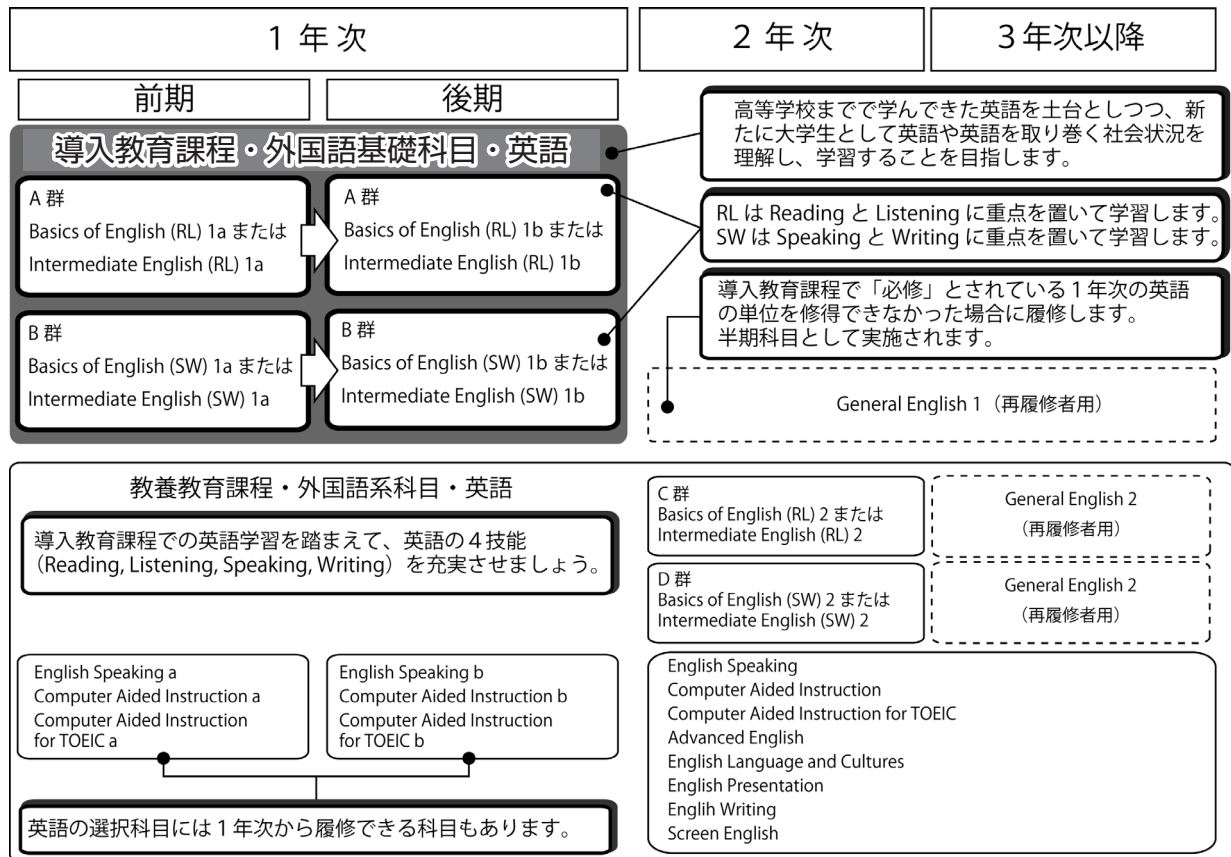
外国語基礎科目の英語は習熟度別クラスで学修します。入学時の「英語科目プレースメントテスト」によって、**Basics of English** と **Intermediate English** のどちらを履修するかが決定します。

基礎的な学修が必要な場合は、**Basics of English**、基礎が修得されている場合は、**Intermediate English** を履修します。

Intermediate English はさらに Mid と High にわかれています。特に希望すれば、英語科目プレースメントテストによって指定されたクラスより、1 レベル上 (**Basics of English** → **Intermediate English (Mid)**, **Intermediate English (Mid)** → **Intermediate English (High)**) のクラスの履修を許可される事もあります。

③再履修について

導入教育課程の必修科目として開講されている1年次の英語の単位を修得できなかった場合には、2年次以降、再履修科目である **General English 1** を履修して不足分の単位を修得しなければなりません。**General English 1** は半期科目として実施されます。



1 年次から履修できる選択科目

教養教育課程に設置される外国語系科目では、みなさんのニーズにこたえられるよう幅広い選択科目を用意しています。1 年次から選択できる英語の選択科目は次の 3 種類です。これらは 2～4 年次でも選択できます。選択科目で修得した単位は、自由選択修得要件単位として、卒業要件単位に含まれます。

English Speaking a

English Speaking b

ネイティブスピーカーの指導のもと、会話を中心にコミュニケーション力を養います。この科目は、a, b それぞれ 4 単位まで履修することができます。

Computer Aided Instruction a

Computer Aided Instruction b

e-learning 教材を使用し、基礎的な英語力を強化します。

Computer Aided Instruction for TOEIC a

Computer Aided Instruction for TOEIC b

e-learning 教材を使用し、TOEIC[®] で 600 点以上のレベルの英語力獲得を目指します。

これらの科目は半期 1 単位です。

(7) 外国語基礎科目【英語以外の外国語】

外国語基礎科目・英語以外の外国語の特徴

英語以外の外国語のキーワードは 3 つの C
Communication + Cultures + Connections

外国語を学ぶというのは、ことばそのものを修得すると同時に、その背景にある社会の考え方や文化 (Cultures) に触れるということです。そこから、未知の人たちとのコミュニケーション (Communication) が始まります。新しいことばは、英語だけでは知ることのできない世界とつながる (Connections), 新鮮な窓口です。

外国語基礎科目に設置される英語以外の外国語では、これらの言語の基本となるコミュニケーション力・語学力を養うことを目的としています。

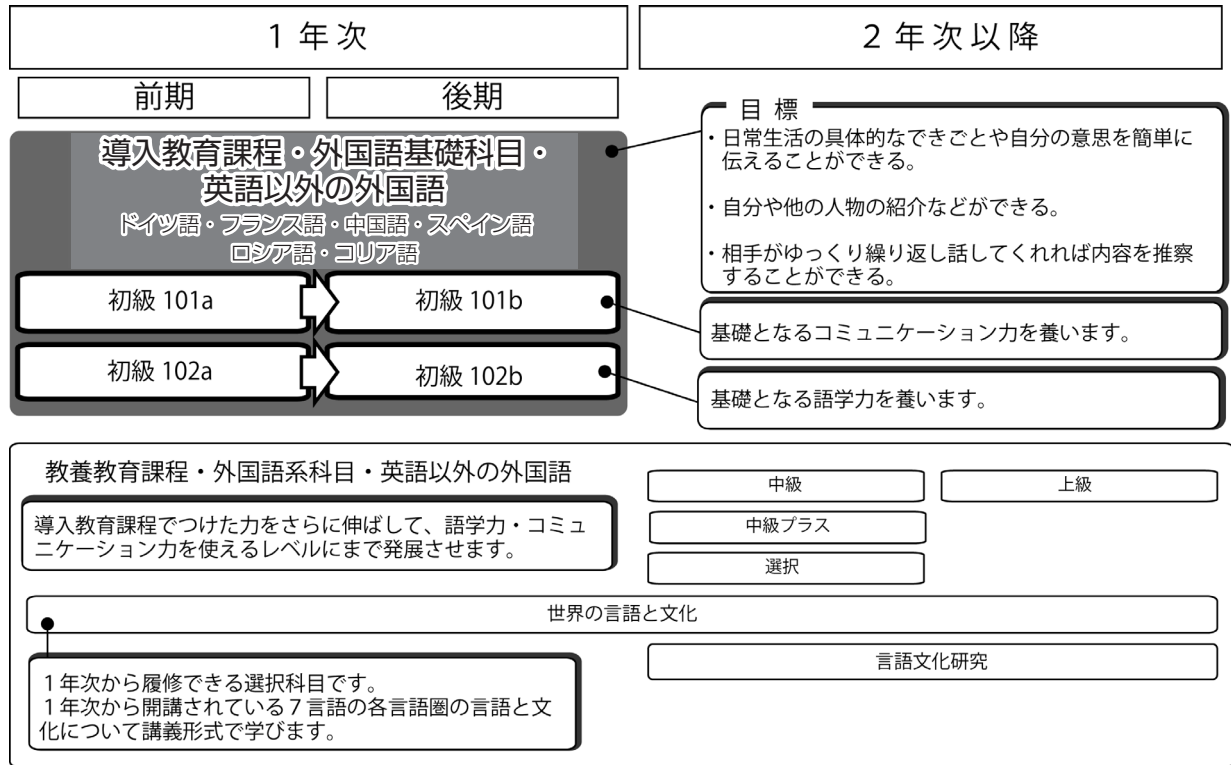
法学部では、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国語が設置されています。

ここでの勉強は、2 年次以降に開講されている**教養教育課程**の英語以外の外国語科目の学修へとつながっていきます。そこでは**導入教育課程**で学んだ言語の中級・上級レベルの学修のほか、第三の外国語としてアラビア語、イタリア語を勉強することができます。また、あわせて日本語による講義科目である「世界の言語と文化」, 「言語文化研究」を履修することで、さまざまな国や地域の社会とその背後にある文化を勉強できます。

外国語基礎科目・英語以外の外国語の履修方法

法学部では、1年次において、外国語基礎科目に設置される英語以外の外国語から、同一言語の4科目（4単位）を、必修として履修することになっています。

選択した言語の初級101aと101b、初級102aと102bのそれぞれ2科目を履修します。科目名にaがつく科目は前期、bがつく科目は後期開講で、これらの科目は半期1単位で、半期ごとにそれぞれ成績がつきます。



1年次から履修できる選択科目

教養教育課程に設置される外国語系科目の中には、みなさんのニーズにこたえられるよう幅広い選択科目を用意しています。1年次から選択できる英語以外の外国語の選択科目は「世界の言語と文化」です。各国の言語の背景にある文化を広く学びます。

すでに英語以外の外国語を学んでいる場合

高校までに、すでに英語以外の外国語をある程度修得し、指定された資格試験で一定の基準を満たしている場合、入学年度当初に英語以外の外国語の初級101a・101bおよび初級102a・102b（4科目4単位）の認定を行い、中級の科目に進むことができます。資格試験の種類と基準、申請方法については「資格試験による単位認定（英語以外の外国語）」（P.59～60）を参照し、期日までに教務課窓口で手続きを行ってください。

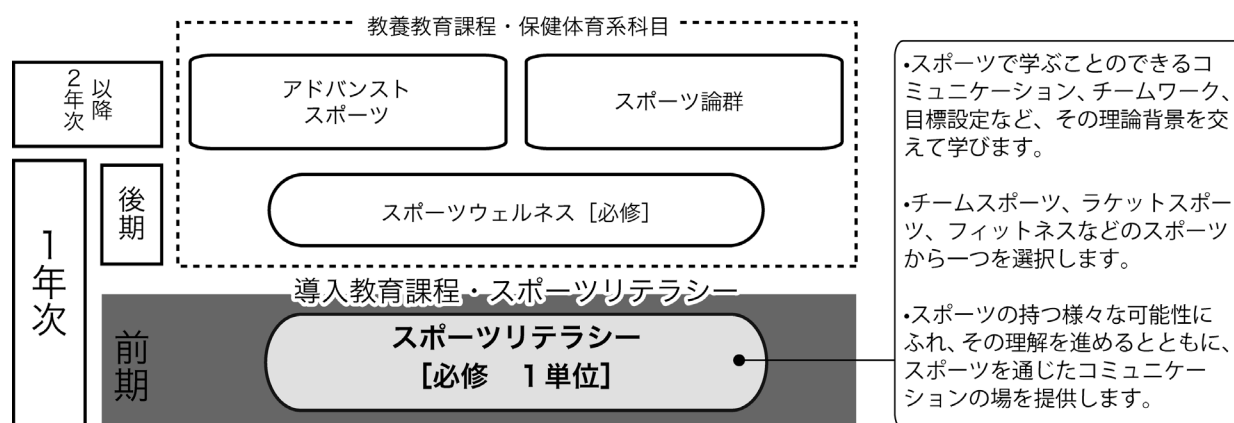
(8) スポーツリテラシー

スポーツリテラシーとは、「スポーツ実践を通じて、その過程における経験をスポーツ文化に関する知を活用しながら分析・鑑賞・評価し、スポーツによるコミュニケーションを創り出す能力」を言います。

導入教育課程の「スポーツリテラシー」では、スポーツが有する様々な可能性に触れて身体知を養い、スポーツを通じた学士力の養成と心身の健康の維持増進に取り組みます。また、共に学ぶ仲間作りの場としてのスポーツを実践し、スポーツを媒介にして学生間の意思疎通能力を育みながら豊かな人間性や倫理観を養います。

「スポーツリテラシー」での取り組みは、教養教育課程の「スポーツウェルネス」や「アドバンストスポーツ」での実践的な身体活動や「スポーツ論群」で学ぶスポーツが有する多角的な価値の理解につながっていきます。

なお、「スポーツリテラシー」は必修科目です。1年次に単位を修得できなかった場合、次年度以降再履修しなければなりません。



スポーツリテラシー履修上の注意事項

疾病、身体虚弱および肢体不自由など、運動を制限されている場合は、教務課窓口もしくは第1回目の授業時に申し出てください。

個々の科目内容については、Web 講義要項を参照してください。

IV 教養教育課程

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 教養教育課程の位置づけと目的

教養教育課程は、専修大学の学士課程教育の三層構造の一番上の層にあたります。そこで展開される科目は「教養科目」とよばれ、**専門教育課程**で展開される専門科目と併せて、一層目の**転換教育課程**、二層目の**導入教育課程**で身につけた基本的な力を用いて、さらに知識を広げ、それぞれの分野の理解をいっそう深めることを目的としています。また、**専門教育課程**で展開される科目を別の視点から捉えることができるようになることも大きな目的です。**教養教育課程**は、**専門教育課程**とともに専修大学の学士課程教育の大きな柱となっています。

2. 教養科目を学ぶ意義

現代社会には情報があふれ、ストレスも多くなっています。このような時代には、バランスの取れた人間性を涵養することがますます重要になってきます。文化や社会、身体や自然への知識と理解、またそこから得られる国際的な広い視点は、複雑な社会で生きるための基礎です。

3. 教養科目の学び方

教養教育課程の科目のうち、人文科学基礎関連科目と社会科学基礎関連科目は、1・2年次で履修します。自分の学部・学科の専門性を考慮して、履修することが望まれます。自然科学系科目・外国語系科目・保健体育系科目はそれぞれの科目の配当学部・配当年次に従って履修します。

各区分に設定された卒業要件単位を超えて修得した場合、上限はありますが、自由選択修得要件単位として卒業単位に算入されます。自然科学系科目・外国語系科目・保健体育系科目は**導入教育課程**において、入門的な内容や科目の大きな目標・目的を学んでいます。それらを基礎とし、さらなる学修によって、これらの分野をより深く理解することができます。

4. 教養教育課程（教養科目）

（1）人文科学基礎関連科目

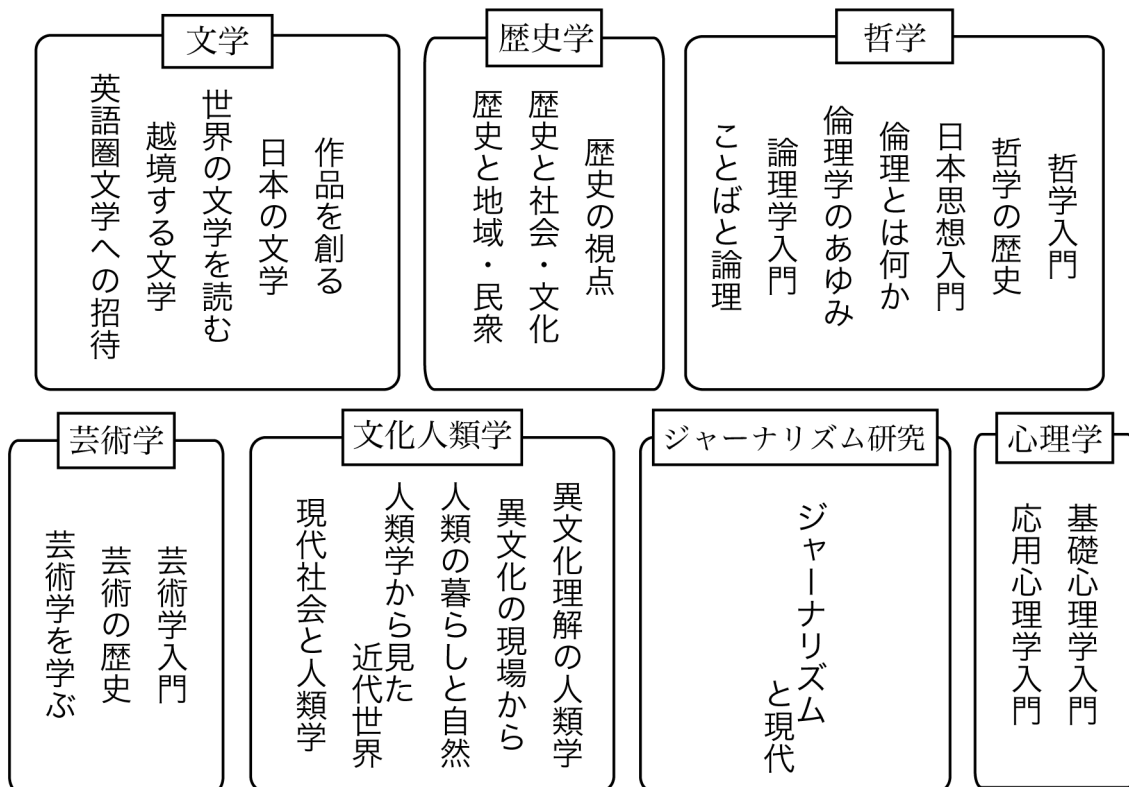
人文科学の領域にはさまざまな学問が含まれています。本学においては別表に示すように、大きい枠組みでは、文学・歴史学・哲学・心理学・人類学などに分かれています。これらの学問はさらに細かい分野に分けられているので、皆さんは多種多様な領域を持つ人文科学に驚くかもしれません。では、これらの学問分野はどうして人文科学としてひとくくりにまとめられるのでしょうか。それは、これらの学問がいずれも、人間の行い、これまで人間がやってきたことにかかわっているからです。

例えば、自然科学では、人間が住んでいる世界や環境を（宇宙から素粒子まで）さまざまなサイズで研究します。そして科学が人間を研究対象とする場合でも、それは、生物としての人間であり、物質としての人間です。あるいは、社会科学においては、ひとまず人間を全体としてみて、その活動から出発して人間の本質について問いかけます。

これに対し、人文科学は、具体的で個別的でもある人間のさまざまな営みを研究対象とし、そこから人間というものがあるのかを理解しようとする、そのような領域なのです。人間の営みはさまざまですから、それに応じて多種多様な学問が生まれます。また、このように言ったからといって、人文科学は自然科学や社会科学などの他の分野と無関係だと言っているわけではありません。むしろ、人文科学は、人間の行為を研究しながらも、自然科学や社会科学と思わぬ仕方で結びついており、そうした結びつきを知ることは、大学で学問をすることの醍醐味の一つでもあります。

本学で展開される人文科学の科目には、大学で初めて出会う科目もたくさんあります。また、すでに学んだことのある分野でも、大学での講義が予想とはまったく違って驚くことがあるかもしれません。人文科学の領域からは複数の科目を履修してみることを勧めます。そうすることによって、人間の営みの違った側面を知り、違った観点をもつことができるはずですよ。ここに人文科学領域の、単なる知識にはとどまらない最大の面白さがあり、これらの科目を学ぶ目的があります。

人文科学の学問領域と人文科学基礎関連科目の設置科目



(2) 社会科学基礎関連科目

社会科学基礎関連科目を学ぶ意義と目的

人びとは何らかの社会的な組織や集団（企業、国家、家族、地域など）の一員として生きています。何気ないふるまいや考え抜いた選択も、自分自身から一歩離れて観察すると、社会的な組織や集団、各種制度の影響をうけていることに気が付きます。社会科学とは、社会を構成する組織や集団、制度の内容を知り、それぞれがどのような影響を与しあっているのかを理解することで深めることができます。

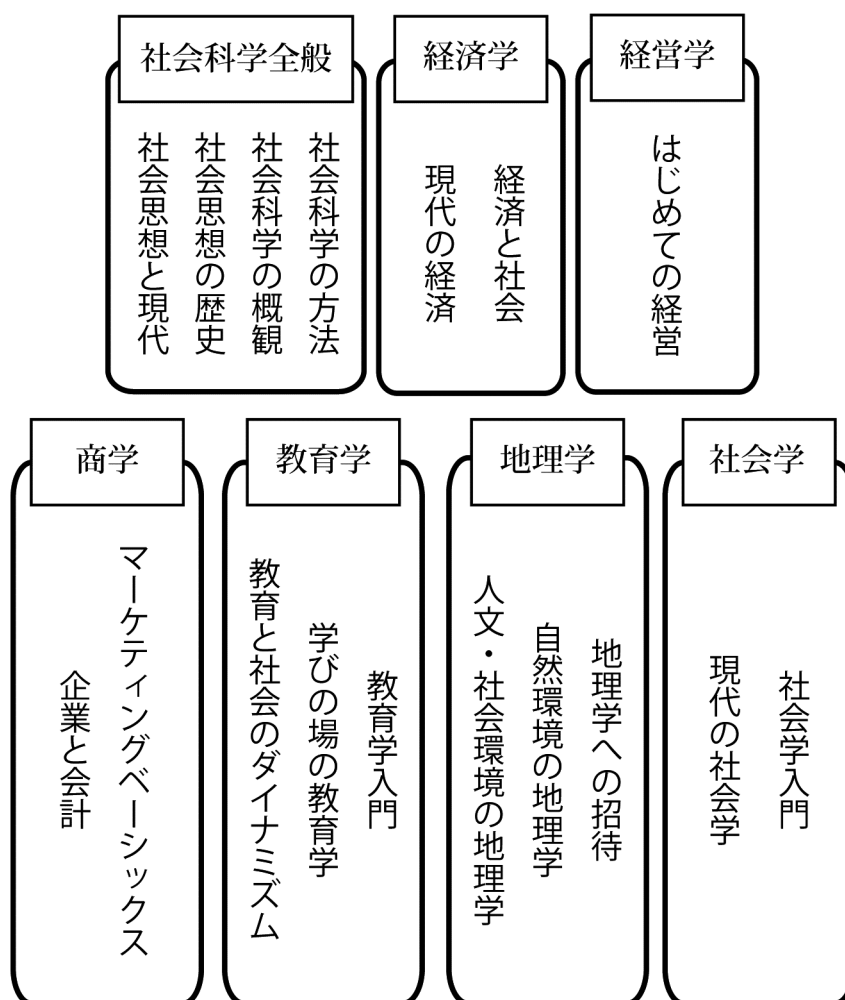
自分が生きている社会ですから、理解できていると思い込んでしまったり、先入観にとらわれて誤認することもあります。それを防ぐには、「自分自身から一歩離れて観察する視点」（＝客観的な基準）が重要

です。しかし、この視点は唯一無二のものが存在するわけではありません。多様な視点があり、学問領域によって異なる基準が用意されています。この点を踏まえ、社会科学基礎関連科目では、学問領域ごとに得意としている社会の観察眼を学べるよう、図にあるような科目を展開しています。

社会科学基礎関連科目の学び方

- ・社会科学基礎関連科目は、1・2年次に履修します。
- ・開講されている科目で扱う具体的な内容については、Web 講義要項（シラバス）で確認してください。
- ・自分の所属する学部・学科の専門分野に隣接する教養科目を学ぶことは大変意義があります。一方、固定観念に縛られずに社会で生じている出来事や課題への観察眼を養うには、一見すると関連のない分野を学ぶことによって身に付きます。このことは、学びを深める上での基本です。したがって、どの学科に所属していても、複数の科目群から履修することが望まれます。

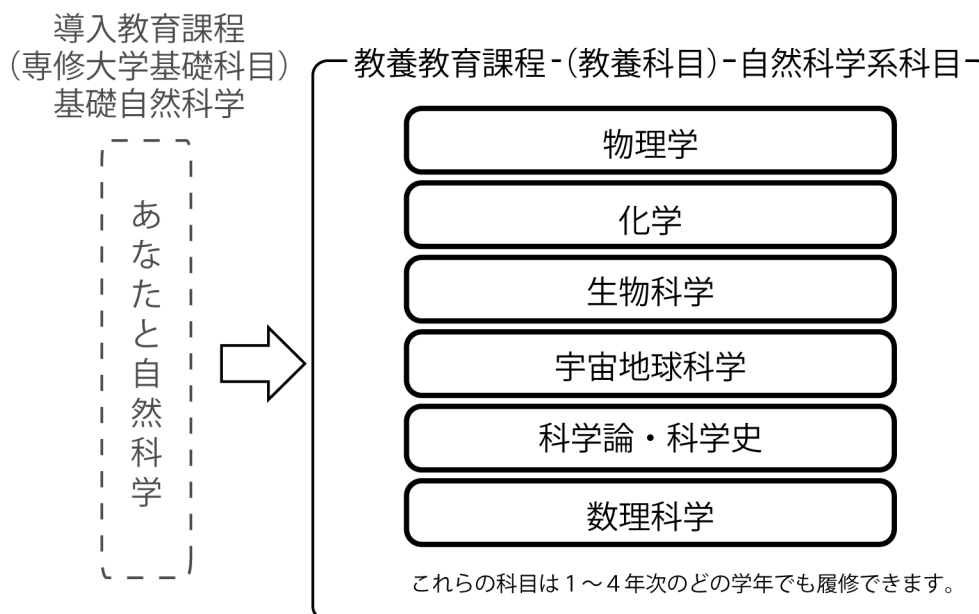
社会科学の学問領域と社会科学基礎関連科目の設置科目



(3) 自然科学系科目

自然科学系科目を学ぶ意義

自然科学系科目として、物理学、化学、生物科学、宇宙地球科学、科学論・科学史および数理科学が設置されています。専修大学基礎科目「あなたと自然科学」でその一端に触れた科学的思考力をそれぞれの科目を通じて深化させます。



自然科学系科目の目的

①自然や物質の成り立ちと人間の存在に関する普遍的な原理の理解

現在では、宇宙の創成から人類の誕生に至るまでの科学的な理解が進んでいます。「地球に生きる私たち」という位置づけができる力を養います。

②現代社会を生き抜くための多角的な視野の形成

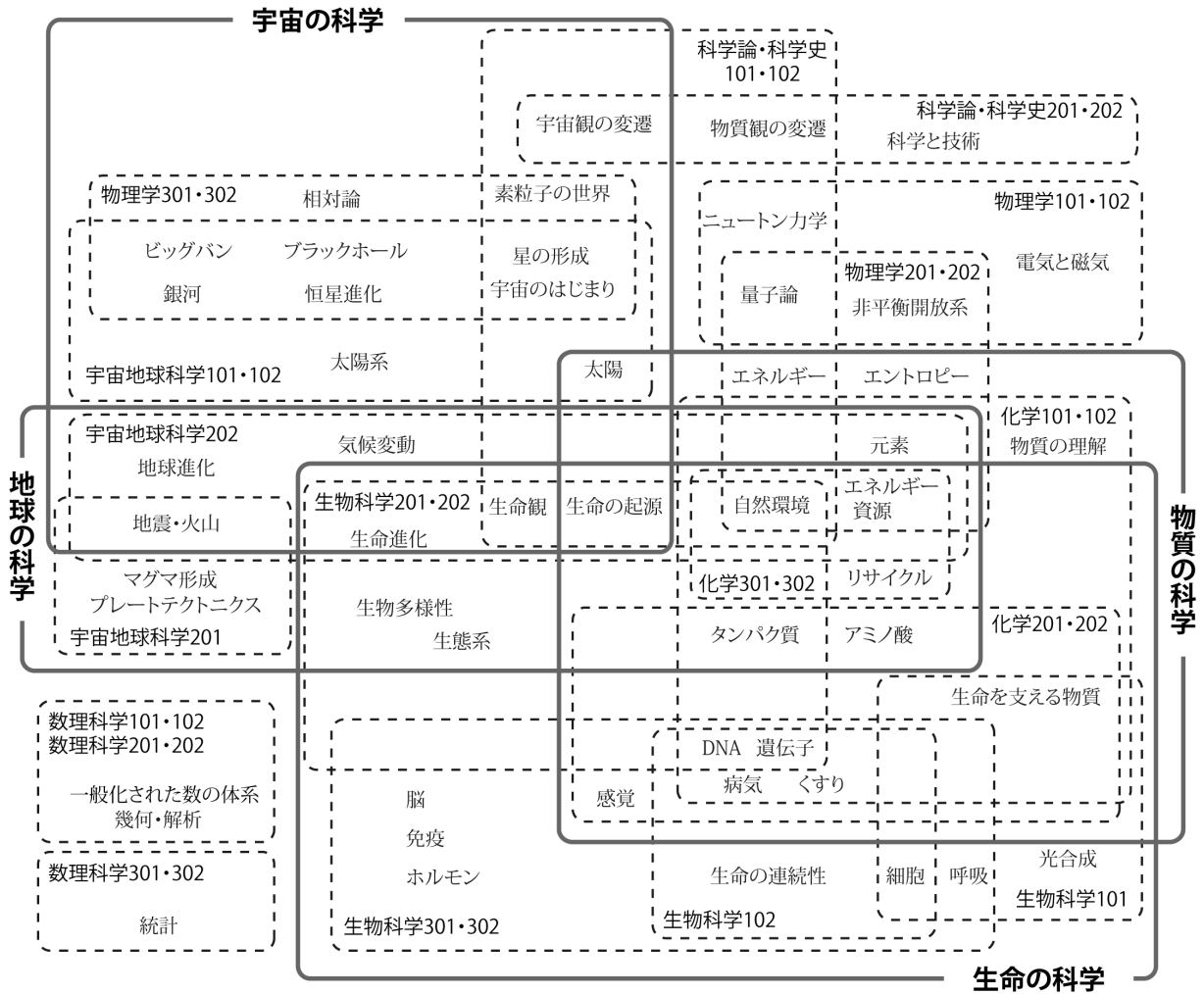
人文・社会科学系の学問と異なる、実験や観察に基づいたアプローチをする自然科学的な発想や視点を身につけ、客観的な思考力を養います。

③現代社会が抱える課題を解決する能力の育成

科学技術の著しい発展は、人類に恩恵をもたらす一方で、環境問題や遺伝子操作などの数々の問題も生み出してきました。これらの問題に対する適切な判断力や深く広い生命観を培います。

自然科学系科目の学び方

自然科学に関係する代表的なキーワードとそれぞれの自然科学系科目が扱うおおよその内容の関連は次の図のように示されます。「物質の科学」や「宇宙の科学」といったより広いテーマは複数の科目に関係していることが分かります。各自の学修目的に合わせて履修科目を選択して下さい。



興味のあるキーワードを中心に近隣の科目を履修するのも一つの方法です。

例) 「自然環境」がキーワード→宇宙地球科学201と生物科学201・202, および化学301・302を履修する。

例) 「宇宙のはじまり」がキーワード→宇宙地球科学101・102と物理科学301・302を履修する。

分野を越えて幅広く、そして深く履修することも可能です。

例) 数理学で「数学」を学び、この知識を生物科学201・202の「生態系」の学修に活かす。

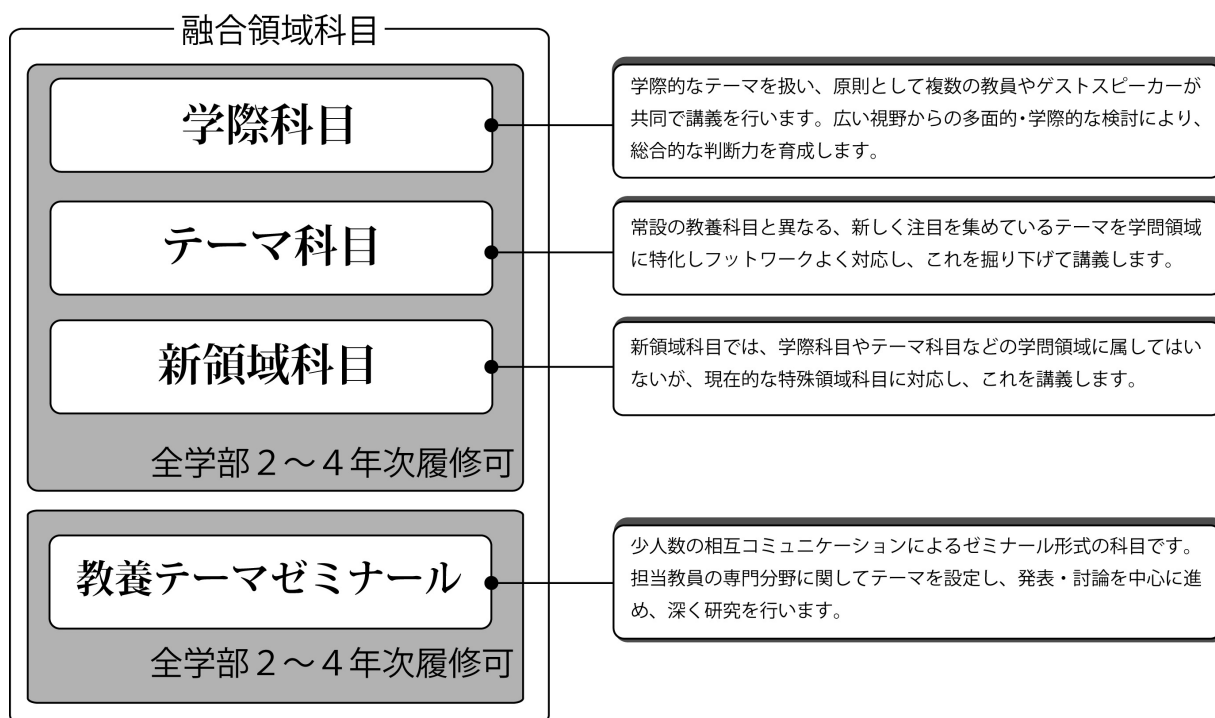
注意事項

- ◎法学部では卒業要件単位として自然科学系科目2単位を修得しなければなりません。
- ◎「〇〇101」など番号までが科目名です。「〇〇101」と「〇〇102」は別科目です。
- ◎「〇〇101」, 「〇〇201」, 「〇〇301」は科目のテーマ・内容を区別する番号であり、難易度を意味するものではありません。「〇〇301」から履修しても構いません。
- ◎いずれの科目も、年次に関わらず自由に履修することができます。ただし、教室定員によっては履修者を抽選で決定することがあります。
- ◎開講されている科目で扱う具体的な内容については、Web 講義要項（シラバス）で確認してください。
- ◎科目名が同じでも、担当する教員が異なる場合、扱う内容が異なることもあります。

(4) 融合領域科目

融合領域科目を学ぶ意義

融合領域科目は、各学部における専門科目とは異なり学際的なテーマを扱います。また一つのテーマについて多方面からのアプローチが存在することをみなさんに示しながら、どんな社会現象や自然現象にも複数の側面（多面性）があり、それらの間に複雑な関係性があることを理解させ、思考力に総合的な分析力や判断力が加わることを主な教育目的としています。



注意事項

- ◎「教養テーマゼミナール」はⅠ・Ⅱ・Ⅲに区分され、Ⅰは2年次、Ⅱは3年次、Ⅲは4年次配当です。連続して同じ「教養テーマゼミナール」を履修することもできますし、年度毎に別の「教養テーマゼミナール」を履修することもできます。
- ◎同一年度に複数の「教養テーマゼミナール」を履修することはできません。
- ◎同一年度に「教養テーマゼミナール」と専門科目のゼミナールを同時に履修することはできません。
- ◎「教養テーマゼミナール論文」は、「教養テーマゼミナール」の単位を修得し、次年度以降に同一教員の「教養テーマゼミナール」を履修する場合に作成（履修）することができます。
- ◎「教養テーマゼミナール」は、毎年11月頃、次年度の履修者の募集を行います。募集要項は教務課で配布します。

(5) 外国語系科目【英語】

外国語系科目・英語を学ぶ意義

外国語系科目の英語では、コミュニケーションの手段として、また情報収集、発信の手段として不可欠な英語力をさらに伸ばしていくことを目指しています。グローバル化時代の多様なニーズにこたえられるよう、**教養教育課程**の英語には様々な科目が用意されています。**導入教育課程**での英語学修を踏まえて、**選択必修**の英語科目でさらに英語の4技能（Reading, Listening, Speaking, Writing）を充実させましょう。また、幅広く用意された選択科目を積極的に履修することで英語力の向上とともに、異文化への関心や理解を深め、人間としての視野を広げていってください。

外国語系科目・英語の学び方

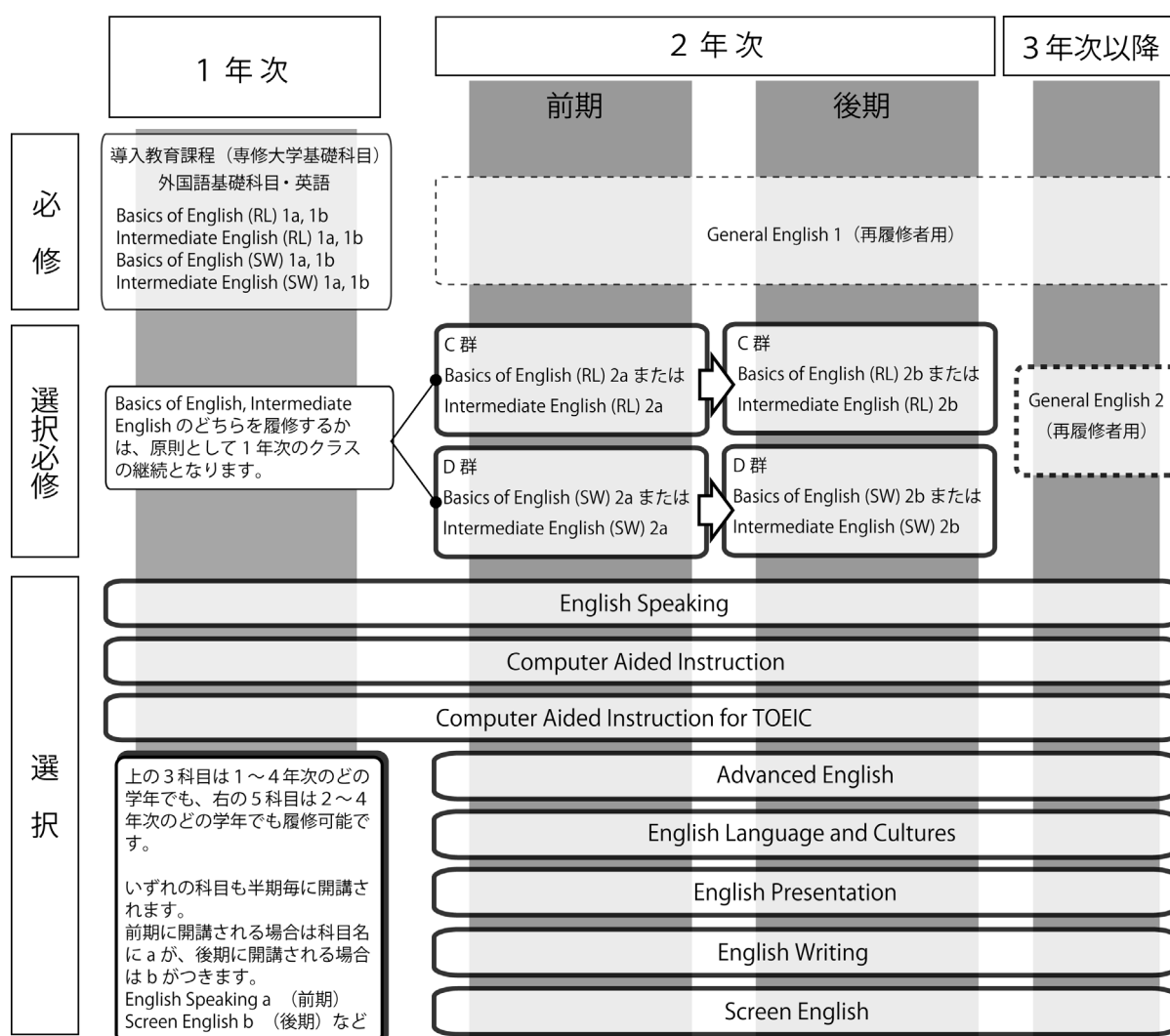
(1) 履修方法

法学部では、2年次に、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、コリア語のうちから1言語を履修します。

英語を選択する場合、

(C群) **Basics of English (RL) 2a, 2b** または **Intermediate English (RL) 2a, 2b** の2科目と、

(D群) **Basics of English (SW) 2a, 2b** または **Intermediate English (SW) 2a, 2b** の2科目を履修します。



(2) 教養教育課程の外国語系科目・英語の特徴

教養教育課程で展開される英語のうち、選択必修のC群・D群の科目は習熟度別クラスで実施します。Basics of English, Intermediate English (Mid), Intermediate English (High) のどちらを履修するかは、原則として1年次のクラスの継続となります。特に希望すれば、指定されたクラスより、1レベル上 (Basics of English → Intermediate English (Mid), Intermediate English (Mid) → Intermediate English (High)) のクラスの履修を許可される事もあります。

(3) 再履修について

2年次で選択必修とされている英語の単位を修得できなかった場合には、3年次以降、再履修科目である General English 2 を履修して不足分の単位を修得しなければなりません。General English 2 は半期科目として実施されます。

(4) 選択科目

外国語系科目の英語では、皆さんのニーズにこたえられるよう幅広い選択科目を用意しています。選択科目で修得した単位は、自由選択修得要件単位として、卒業要件単位になります。

1年次から履修できる選択科目

1年次から選択できる選択科目は2～4年次でも選択できます。

English Speaking a

English Speaking b

ネイティブスピーカーの指導のもと、会話を中心にコミュニケーション力を養います。この科目は、a, bそれぞれ4単位まで履修することができます。

Computer Aided Instruction a

Computer Aided Instruction b

e-learning 教材を使用し、基礎的な英語力を強化します。

Computer Aided Instruction for TOEIC a

Computer Aided Instruction for TOEIC b

e-learning 教材を使用し、TOEIC®で600点以上のレベルの英語力獲得を目指します。

これらの科目は半期1単位です。

2年次から履修できる選択科目

2～4年次は、1年次から選択できる上記の3種類の科目に加えて、さらに5種類の選択科目を履修することができます。

Advanced English a

Advanced English b

発展的な内容を学修し、英検、TOEFL®, TOEIC®等の資格試験に対応できる英語力を目指します。この科目は、a, bそれぞれ4単位まで履修することができます。

English Language and Cultures a

English Language and Cultures b

英語圏の文化，言語，コミュニケーションのあり方を，様々な題材を使って掘り下げていきます。この科目は，a，bそれぞれ4単位まで履修することができます。

English Presentation a

English Presentation b

プレゼンテーションの技法を身につけ，聞き手にわかりやすく説明する能力を養います。

English Writing a

English Writing b

正しい文章を書き，正確に情報を伝達する能力を養います。

Screen English a

Screen English b

映画を主要な教材として，生きた口語表現と背景にある文化を学びます。

これらの科目は半期2単位です。

(5) 資格試験による単位認定（英語）

英検，TOEFL[®]，TOEIC[®]において，一定の基準を満たしている学生には一定水準以上の英語力を有するものとみなし，下記の表のとおり単位を認定します。

	検定試験の種類	認定基準	認定 単位数	認定科目群		認定科目名（単位数）
上位基準	英検 TOEFL iBT [®] * TOEIC [®]	準1級 83点以上 730点以上	4	必修科目	A群	Intermediate English (RL) 1 a または Basics of English (RL) 1 a (1)
						Intermediate English (RL) 1 b または Basics of English (RL) 1 b (1)
					B群	Intermediate English (SW) 1 a または Basics of English (SW) 1 a (1)
						Intermediate English (SW) 1 b または Basics of English (SW) 1 b (1)
				選択必修科目	C群	Intermediate English (RL) 2 a または Basics of English (RL) 2 a (1)
						Intermediate English (RL) 2 b または Basics of English (RL) 2 b (1)
					D群	Intermediate English (SW) 2 a または Basics of English (SW) 2 a (1)
						Intermediate English (SW) 2 b または Basics of English (SW) 2 b (1)
				選択科目		Advanced English a (2)
						Advanced English b (2)
	English Language and Cultures a (2)					
	English Language and Cultures b (2)					

下位基準	英検 TOEFL iBT®* TOEIC®	— 61点以上 600点以上	2	必修科目	A群	Intermediate English (RL) 1 a または Basics of English (RL) 1 a (1)
					B群	Intermediate English (RL) 1 b または Basics of English (RL) 1 b (1)
						Intermediate English (SW) 1 a または Basics of English (SW) 1 a (1)
					Intermediate English (SW) 1 b または Basics of English (SW) 1 b (1)	
				選択必修科目	C群	Intermediate English (RL) 2 a または Basics of English (RL) 2 a (1)
					D群	Intermediate English (RL) 2 b または Basics of English (RL) 2 b (1)
						Intermediate English (SW) 2 a または Basics of English (SW) 2 a (1)
					Intermediate English (SW) 2 b または Basics of English (SW) 2 b (1)	
				選択科目	Advanced English a (2)	
					Advanced English b (2)	
					English Language and Cultures a (2)	
					English Language and Cultures b (2)	

* TOEFL iBT® = TOEFL Internet-Based Test

注意事項

単位認定の取り扱いについて

- ◎認定単位数の上限は4単位です。下位基準による2単位の認定を受けたものが、その後に上位基準を満たした場合、翌年度以降に追加認定を申請できますが、その際の認定単位数は、上限単位数から既認定単位数を差し引いた2単位となります。
- ◎同一基準において複数の検定試験で基準を満たしている場合も、認定はいずれか一種類の検定試験によります。
- ◎ TOEFL ITP®, TOEIC®-IP は認定対象には含まれません。
- ◎認定科目の成績評価は点数で表さず、「認定」とします。
- ◎認定された単位は、各年次の履修上限単位数には含めません。
- ◎認定科目（群）は原則として、未修得科目の必修または選択必修の英語科目とし、すべての必修または選択必修科目の既修得者には、Advanced English a, b または English Language and Cultures a, b を認定します。

申請手続き

- 1) 申請期間内に提出書類を教務課に提出し、「単位認定申請書類受領書」の交付を受けます。
- 2) 申請期間は、当該年度の4月20日（休日の場合は前日）までとします。
- 3) 提出書類は①単位認定申請書と②合格証またはスコアカードの原本です。
- 4) 合格資格の有効期限は申請日からさかのぼり、2年以内とします。

(6) 外国語系科目【英語以外の外国語】

英語以外の外国語を学ぶことの意義

Communication + Cultures + Connections : 3つのCをさらに充実させよう

Communication : 未知の人たちとコミュニケーションしよう！

Cultures : さまざまな国, 地域の社会と文化を理解しよう！

Connections : 国を越えて, 分野を越えて, 人と, 社会とつながろう！

導入教育課程・外国語基礎科目の英語以外の外国語で学んだコミュニケーション力・語学力をさらに高めるのが、教養教育課程での学修の目的です。

導入教育課程で学んだ言語の中級・上級レベルに進んで、いっそう力をつけるとともに、第三の外国語としてアラビア語, イタリア語も勉強することができます。また、ともに日本語による講義科目として行われる「世界の言語と文化」, 「言語文化研究」を履修することで、さまざまな国や地域の社会とその背後にある文化を勉強してください。

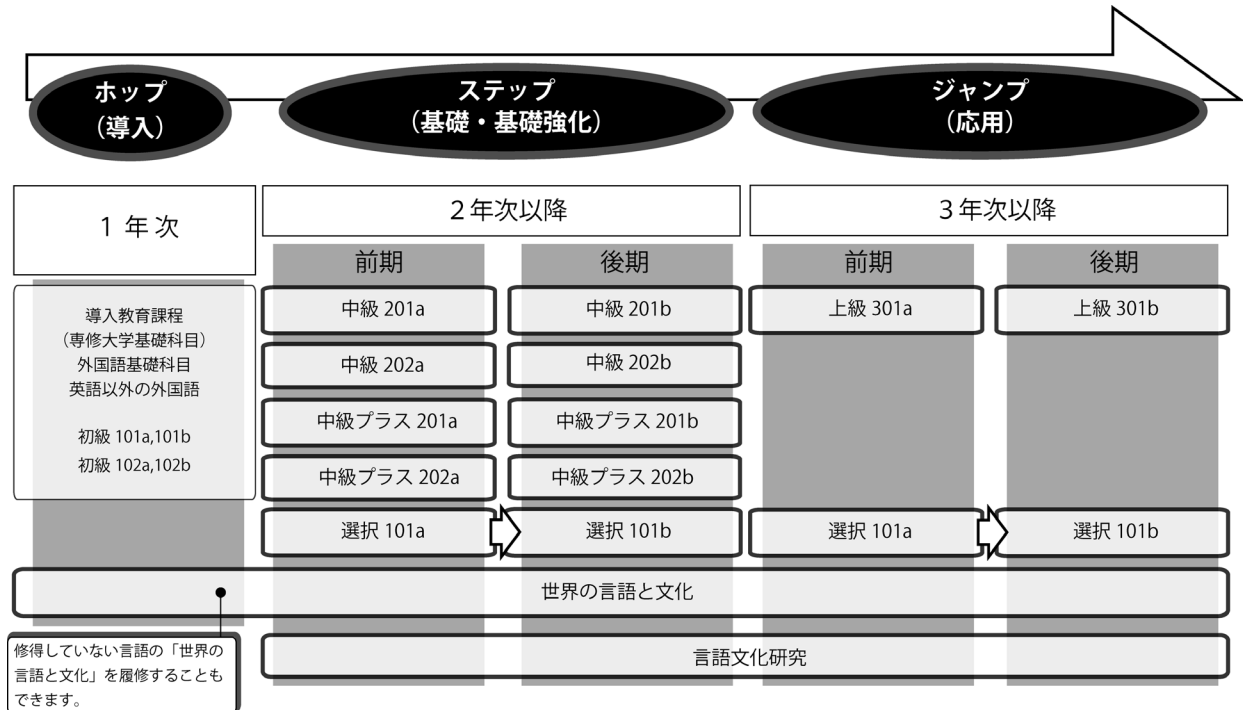
履修方法

法学部では、2年次に、英語, ドイツ語, フランス語, 中国語, スペイン語, ロシア語, コリア語の中から1言語を選択して履修します。

英語以外の外国語を選択する場合は次の通りです。

[法律学科・政治学科]

導入教育課程で学んだ言語の中級201a, 201b および202a, 202b の両方を履修します。



教養教育課程・外国語系科目・英語以外の外国語で展開される科目の概要

中級201a, 201b：初級で学んだことの復習＋さらに発展した語学力・コミュニケーション力を養います。年度を越えてそれぞれ2科目まで履修することができます。

中級202a, 202b：初級で学んだことの復習＋さらにテーマ別に語学力を養います。年度を越えてそれぞれ2科目まで履修することができます。

中級プラス201a, 201b・中級プラス202a, 202b：通常の中級科目に加えて、さらに学修したい人たちのためのプラス科目です。中級科目との同時履修を奨めます。ここではより実践的な読解力を磨いたり、中・長期で留学したりする際に使えるようなコミュニケーション力をつけたりします。年度を越えてそれぞれ2科目まで履修することができます。

上級301a, 301b：個別のテーマで、中級以上のさらに進んだレベルの語学力を養います。同一年度にそれぞれ2科目まで、年度を越えてさらに2科目、合計で4回履修することができます。

選択101a, 101b：第三の外国語として、入門的な語学力・コミュニケーション力を養います。

世界の言語と文化：各国の言語と、その背景にある文化を広く学びます。日本語による講義科目です。

言語文化研究：世界各地のさまざまな文化や社会およびその間の関係を深く学びます。日本語による講義科目です。

注意事項

- ◎矢印で結ばれた科目（選択101a⇔選択101b）は、同一曜日・時限、同一担当の科目をセットで履修してください。
- ◎外国語基礎科目の英語以外の外国語初級4科目（4単位）を修得した場合は、同じ言語の選択101a・101bを履修することはできません。同様に、同じ言語の初級4科目（4単位）と選択101a・101bを同時に履修することはできません。
- ◎選択必修の外国語として履修した科目の単位が未修得の場合は、再履修しなければなりません。自由選択修得要件単位として履修した科目の単位を修得できなかった場合には、再度履修することができます。
- ◎中級以上の科目については、開講されない外国語もあります。
- ◎英語以外の外国語に設定された卒業要件単位を超過して修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。

資格試験による単位認定（英語以外の外国語）

すでに英語以外の外国語をある程度修得し、下表の資格試験の基準を満たしている学生は、入学年度に限り初級101a・101b および初級102a・102b の単位認定の申請を行ってください。

検定試験の種類	認定基準	認定 単位数	認定科目（単位数）
ドイツ技能検定試験	4 級	4	ドイツ語初級101a(1)
Goethe-Institut ドイツ語検定試験	A 2	4	ドイツ語初級101b(1)
オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験	A 2	4	ドイツ語初級102a(1)
			ドイツ語初級102b(1)
実用フランス語技能検定試験	4 級	4	フランス語初級101a(1)
			フランス語初級101b(1)
DELF-DALF フランス語資格試験	A 2	4	フランス語初級102a(1)
			フランス語初級102b(1)
中国語検定試験	4 級	4	中国語初級101a(1)
			中国語初級101b(1)
HSK 漢語水平考試	HSK 4 級	4	中国語初級102a(1)
			中国語初級102b(1)
スペイン語技能検定	4 級	4	スペイン語初級101a(1)
			スペイン語初級101b(1)
DELE スペイン語検定試験	A 2	4	スペイン語初級102a(1)
			スペイン語初級102b(1)
ロシア語能力検定試験	3 級	4	ロシア語初級101a(1)
			ロシア語初級101b(1)
			ロシア語初級102a(1)
			ロシア語初級102b(1)
インドネシア語技能検定試験	D 級	4	インドネシア語初級101a(1)
			インドネシア語初級101b(1)
			インドネシア語初級102a(1)
			インドネシア語初級102b(1)
ハングル能力検定試験	5 級	4	コリア語初級101a(1)
			コリア語初級101b(1)
韓国語能力試験 TOPIK	TOPIK I (1 級)	4	コリア語初級102a(1)
			コリア語初級102b(1)

注意事項

単位認定の取り扱いについて

- ◎同一言語の4科目4単位をセットで認定します。
- ◎同一基準において複数の検定試験で基準を満たしている場合も、認定はいずれか一種類の検定試験によります。
- ◎認定科目の成績評価は点数で表さず、「認定」とします。
- ◎認定された単位は、各年次の履修上限単位数には含めません。
- ◎認定された場合は、所定の手続きを経ることで、1年次に同一言語中級科目の履修が認められます。
- ◎認定された場合は、初級101a・101bおよび初級102a・102bを履修することはできません。別の外国語を学修する場合、2年次以降に選択101a・101bを履修してください。

申請手続き

- 1) 申請期間内に提出書類を教務課に提出し、「資格試験による単位認定・既習者科目履修登録申請書類受領書」の交付を受けます。
- 2) 申請期間は、入学年度の4月20日（休日の場合は前日）までとします。
- 3) 提出書類は①資格試験による単位認定・既習者科目履修登録申請書と②合格証またはスコアカードの原本です。

「CALL自習室」と「語学相談」のご紹介

神田キャンパス1号館地下1階には、CALLの自習コーナーがあり、各種語学の視聴覚教材をはじめ、検定試験対策教材や雑誌などが視聴・閲覧できます。また、語学相談も受け付けています。CALLのサービスを積極的に利用しましょう。

(7) 外国語系科目【海外語学研修】

海外語学研修および交換留学

本学の国際交流センターでは、海外の大学等と協定を結び様々な留学プログラムを設け、留学を希望する学生のサポートを行っています。留学は実践的に語学力を伸ばす絶好の機会であると同時に、異文化圏での生活を肌で体験することによって、机上の学習では決して得ることのできない感動や刺激を受けることができます。各プログラムの詳細については、国際交流事務課まで問い合わせてください。

海外語学短期研修

「夏期・春期留学プログラム」は、夏期・春期休暇を利用して海外の協定校等で約1ヶ月にわたって集中的な語学研修を行うものです。留学プログラム開設コース及び内容については平成26年11月現在のものです。

海外語学短期研修1

2単位（1～3年次担当）

夏期留学プログラム

開設コース：

社会知性開発（実用英語とイギリス文化）

ドイツ語

※社会知性開発コース（サービスマナーとアメリカ文化）は単位認定対象外となります。

研修期間は約3週間で、1日4～5時間程度の語学研修と課外活動を行います。全コースとも初級レベルで、実践的な会話を学修し、ホームステイやフィールドトリップなどをおして現地の文化・歴史・生活習慣を学べます。

海外語学短期研修2

2単位（1～3年次担当）

春期留学プログラム

開設コース：

英語

社会知性開発（正規授業聴講・アメリカ文化とサービスマナー、オーストラリア文化と自然）

フランス語

中国語

スペイン語

ロシア語

研修期間は3～6週間で、1日4時間程度の語学研修と課外活動を行います。社会知性開発・英語コースの応募にはTOEFL[®]スコアが必要です。また、コースによっては現地の正規授業の聴講、文化施設見学やフィールドトリップ等、様々なプログラムが展開されています。

注意事項

- ◎詳細は年度により異なる可能性があります。その年度のパンフレットをよく読むようにしてください。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は研修参加が決定した後で定められた期日までに科目履修登録を行ってください。
- ◎評価は各プログラムの習熟度により本学の基準で行い、「認定」として単位を授与します。
- ◎それぞれの言語ごと各1回単位を自由選択修得要件単位として修得することができます。ただし、4年次生の参加者及び同一留学プログラム同一言語コース2度目の参加者については対象となりません。

せん。

◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

海外語学中期研修

「中期留学プログラム」は、本学協定校あるいは研修校に前期または後期の4～5ヶ月間留学し、外国人留学生を対象に開講されている集中語学コースに参加するプログラムです。留学プログラム開設コース及び内容については平成27年11月現在のものです。

海外語学中期研修 1～8

各2単位（2～4年次配当）

中期留学プログラム

開設コース：

英語

- 前期：オレゴン大学（アメリカ）
ウーロンゴン大学（オーストラリア）
ワイカト大学（ニュージーランド）
- 後期：ネブラスカ大学リンカーン校（アメリカ）

社会知性開発

- 後期：ワイカト大学+インターンシップ

ドイツ語

- 前期：ゲーテ・インスティトゥート ブレーメン校（ドイツ）

フランス語

- 後期：リュミエール・リヨン第2大学 CIEF（フランス）

中国語

- 後期：上海大学（中国）

スペイン語

- 後期：イベロアメリカーナ大学（メキシコ）

コリア語

- 後期：檀国大学（韓国）

実践的なコミュニケーション能力の習得に加え、大学の正規授業を受けるために必要なアカデミックスキル（プレゼンテーション、ノート・テイキング、リサーチ、論文の書き方等）や、異文化について学ぶことができます。

注意事項

- ◎詳細は年度により異なる可能性があります。その年度の案内をよく読むようにしてください。
- ◎中期留学プログラムの留学期間は在学期間に算入されます。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は中期留学プログラムへの参加決定後、所定の期間に教務課で面接の上、中期留学プログラムにおいて修得を希望する科目の履修登録を行ってください。
- ◎学修成果の評価は、当該科目担当教員が「事前授業」、「事後授業」、「留学先の成績表」等に基づいて行い、「認定」として単位を授与します。
- ◎単位は自由選択修得要件単位として、英語では海外語学中期研修1～8（英語）（各2単位）、ドイツ語では海外語学中期研修1～8（ドイツ語）（各2単位）、フランス語では海外語学中期研修1～8（フランス語）（各2単位）、中国語では海外語学中期研修1～8（中国語）（各2単位）、スペイン語では海外語学中期研修1～8（スペイン語）（2単位）、韓国語では海外語学中期研修1～8（韓国語）（各2単位）で、それぞれ最高16単位まで認定されます。
- ◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

（8）保健体育系科目**「スポーツウェルネス」を学ぶ**

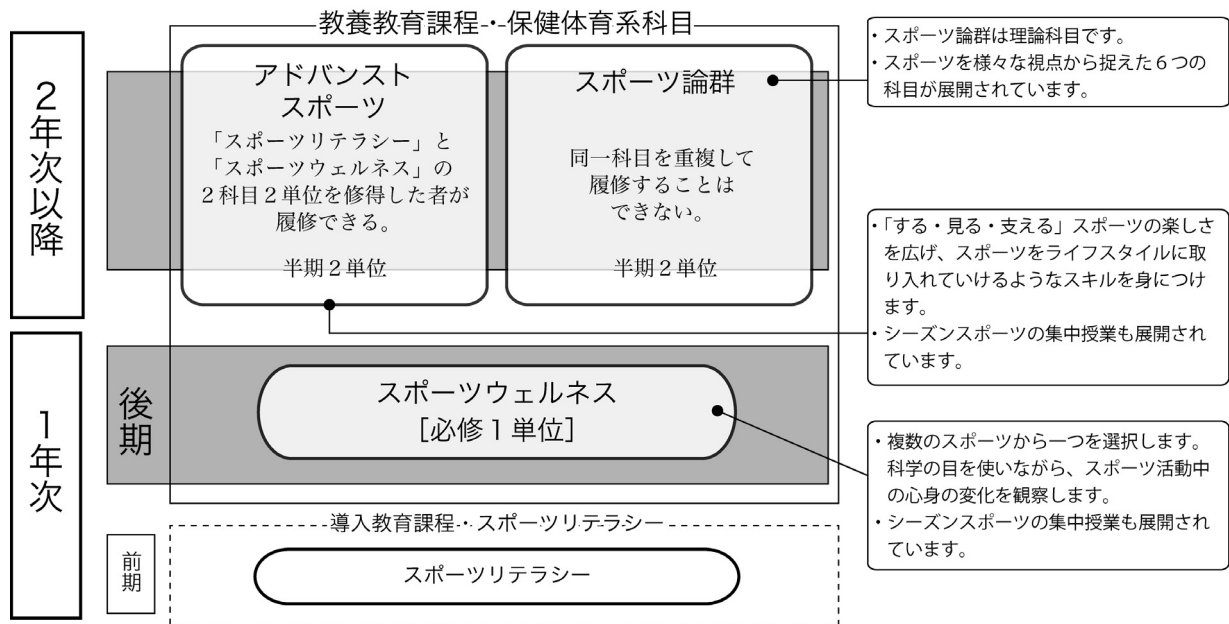
スポーツウェルネスとは、「スポーツ実践を通じて、積極的に心身の健康維持・増進を図ろうとする生活態度・行動」のことを言います。「**スポーツウェルネス**」では、スポーツを通じた身体活動が、健康なライフスタイルの創造に貢献することを体感し、「**学びの力**」の土台となる心身の健康の維持増進を果たすとともに、将来における健康面の課題を解決するための運動習慣の醸成を図ります。

「アドバンストスポーツ」を学ぶ

「**アドバンストスポーツ**」では、スポーツを専門的レベルから学びます。対象スポーツにおける幅広い知識と専門性の高い技術の獲得とともに、ビデオを利用したゲーム分析、審判法やマッチメイク等のマネジメントについての学修などにより、スポーツをライフスタイルの中に取り込み、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康で豊かな生活を送る能力を身につけることを目的にしています。

「スポーツ論群」を学ぶ

「**スポーツ論群**」は理論科目です。スポーツが有する多角的な価値について、社会科学、自然科学、人文科学などの視点から学び、世界共通の人類の文化であるスポーツに関する教養を深めるとともに、在学時および卒業後において日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じて地域社会と積極的に関わりながら心身の健全な発達、明るく豊かな生活の形成に繋げることのできる能力の醸成を目指します。



注意事項

- ◎ 「アドバンストスポーツ」は同一種目を重複履修、また複数種目を履修する事ができます。
- ◎ 「スポーツ論群」は、同一科目でなければ複数履修することができます。
- ◎ 個々の科目内容については、Web 講義要項（シラバス）を参照してください。

V 専門教育課程

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 専門教育課程（専門科目）

法学部では、法律学科と政治学科のそれぞれの学問体系と方法論を学修するために専門教育が行われています。そしてその目的を実現するために多種多様な専門科目が用意されています。また、学生のみなさんの将来の進路や知的関心に基づく学修ニーズによりきめ細かく対応するため、法律学科と政治学科の双方でコース制を導入しています。学生のみなさんは、1年次の秋にコースガイダンスを受けたうえで、自分にとって適切なコースを選択してください。

専門科目の履修の仕方は、法律学科も政治学科もコース毎に異なっています。各コースにおいては、選択必修科目と選択科目が学年毎に体系的に置かれており、みなさんはその学年に担当されている科目を履修することになります。

2. 法学部のカリキュラムの特色

法学部に入学したみなさんは、さまざまな目的をもち、将来の夢や希望をかなえるため、大学生活の勉学に意欲を燃やしていることでしょう。そして最大の関心は、大学ではどのような方法で授業がなされ、どんな科目を学修できるのかという点だと思います。

法学部では、みなさんの学修のために、4年間の修業年限での総合的な教育計画を作成しています。これはカリキュラムとよばれ、法学・政治学を学ぶための効果的な学修計画です。

法学部のカリキュラムは、次のような4つの特色を持っています。

① 大学での学修の方法を修得する—「基礎導入科目の開設」

1年次においては、「専修大学入門ゼミナール」（前期2単位）および「基礎文献講読」（後期2単位）が開講されています。少人数制の「専修大学入門ゼミナール」では、高校までの学習から大学における学修への転換を図り、ノートのとり方、資料の収集の仕方、プレゼンテーションの仕方、レポートの書き方といった大学での学修に求められる基本的技法を身につけることを目標としています。またこの科目では、専修大学の学生としての自覚を持つため、専修大学の歴史も学びます。

それに続く、少人数の「基礎文献講読」は、「専修大学入門ゼミナール」に引き続いて履修することで、「専門教育課程」への導入としての役割を持ちます。この科目により、「専修大学入門ゼミナール」で学んだアカデミックスキルを定着させることができます。

② 進路に合わせ効果的に学修する—「コース制の採用」

2年次から、法律学科・政治学科それぞれに3つのコースが置かれ、みなさんは自分の将来の進路や学修の目的に合わせて、いずれかのコースを選択することになります。

③ 一定の科目群を設定し比較的自由に履修科目を選択できる—「柔軟な履修科目の選択」

法学部の専門科目のカリキュラムでは、必修科目が少なく、一定の科目群から比較的自由に履修科目を選択できます。2年次で、コースを選択した後は、コースの特性に応じて、選択必修科目群の中から一定の単位を修得しなければなりません。それ以外はすべて選択科目となっており、自分の学修の目的と関心に応じて科目を履修することができます。

④ 教員と身近に研究・勉学する—「少人数教育としての多彩なゼミナールの開設」

法学部では、4年間を通して、演習形式の少人数教育科目を設置しています。詳細については、「3. 法律学科での学び方」(P.68～70)と「4. 政治学科での学び方」(P.70～73)を参照してく

ださい。

3. 法律学科での学び方

(1) 法律学科の特徴

私たちの生活は、法律に取り巻かれています。人が生まれてから死を迎えるまで、日常生活では朝起きてから夜寝るまで、社会生活や家庭生活を送るにあたり、無数の法律によって私たちの生活は守られ、規律されています。

したがって、法律を学び、法律の知識を習得し、法的な思考方法を身につけるということは、みなさんにとって、法律専門職や法律に関係する仕事に就くか否かにかかわらず、一市民として日常生活をおくるにあたって、生涯にわたる大きな財産になることは間違いありません。

私たちが学ぼうとしている法律学とは、現代社会のさまざまな法的な問題状況について、その問題のありかを的確に把握し、専門的な法的な知識を駆使しながら、最善と考えられる法的な解決策を見つけることのできる「法的なものの考え方」、つまり「リーガル・マインド」を養成する学問です。

そうした法律学の目的を効果的な学修により達成するために、法律学科では、あらゆる法分野の基本原理の理解と基礎知識の修得とともに、そうした法原理を応用できる幅広い教養と柔軟な思考力を身につけた人材の育成を目的として、多様な法分野にわたる法律科目を開講するとともに、学問的な緊張感のなかで密度の高い学修を実現するために、教員によるきめ細かい指導を重視したゼミナールなどの少人数教育科目を開講しています。

(2) 1年次の学修

法学を学ぼううえで基礎となる重要な科目を1年次に必修科目として配当してあります。必修となるのは、「**法学の基礎**」(前期2単位)、「**民法入門**」(前期2単位)、「**憲法入門**」(後期2単位)、「**民法総則**」(後期2単位)、「**刑事法入門**」(後期2単位)の計5科目10単位です。必修科目は、1年次に単位を修得できなかった場合には翌年度に再履修しなければなりません。必修科目の内容が理解できていないと、他の専門科目の講義を理解することが難しくなりますので、必ず1年次に単位を修得してください。

また、必修科目の「**専修大学入門ゼミナール**」および「**基礎文献講読**」で、大学で学ぶ基礎を修得することになります。「**専修大学入門ゼミナール**」(前期2単位)と「**基礎文献講読**」(後期2単位)は、必修科目ではありませんが、必修科目となっているので、法律学科の全学生が必ず受講してください。高校の勉強の仕方と大学の勉強の仕方は異なることが多くあり、大学に入ってからその違いにうまく対応できないと、講義などを理解することができず、途中で挫折することにもなりかねません。そこで、「**専修大学入門ゼミナール**」および「**基礎文献講読**」において、大学での勉強の仕方、本の読み方や読解力の育成、レジュメの書き方やプレゼンテーションの方法、ディスカッションの仕方、レポートの書き方、議論の方法など、4年間大学で勉強するために必要な技術(アカデミック・スキル)を身につけることとなります。

そういった技術を修得してもらうために、この2科目では、1クラス25名程度の履修者で構成し、ゼミナール形式で授業が進められます。1年次生は、こうした導入・入門科目での予習・復習を中心に学生生活を送ることが求められています。

(3) 2年次の学修

2年次からは、「法律総合コース」「企業法務コース」「公共法務コース」のコースの中から1つのコースを選択し、そのコースのカリキュラムに沿って学ぶことになります。この3つのコースは、おおむね将来の進路に即して履修科目が、選択必修科目・選択科目として配されています。しかし、いずれのコースも、法律学を体系的に学べるよう構成されているので、所属コースの選択必修科目を中心に履修すれば、法律学についてより掘り下げた学修が可能となり、将来どのような進路を選択しようとも、対応可能なカリキュラムとなっています。

<法律総合コース>

現代社会は、事前規制型から事後チェック・救済型社会へと変化しつつあり、社会において権利の実現を図るための司法の役割は、いっそう大きくなっています。このコースは、学識の幅を広げ、さまざまな紛争解決の方法、あるいは紛争の防止のための法的思考力を養うことを目的として憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目を重点的に学修するコースです。このコースを選択する学生には、弁護士、裁判官、検察官、司法書士などの法律専門職に就くのに必要とされる知識や能力を身につけることが期待されます。

<企業法務コース>

現代の企業社会では、業務上の紛争防止に有効な契約書の作成から、国際的な取引に関する業務、または起業する場合など、様々な局面で法律知識と法的思考能力が必要とされています。このコースは、民法と商法を中核とする基礎的な法律科目の受講を前提に、知的財産法・経済法・労働法などの企業法務に必要と考えられる多数の法律科目を配置して、現代企業社会において重要な法務に携わりうる人材を教育することに対応しています。

<公共法務コース>

官公庁などの公的な機関が職務を遂行するうえで、またはNGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）のような公共的性格の強い団体が活動するうえで生じる法的問題を解決するために必要な知識を身につけ、かつそのための思考力を養うことを目的とするコースです。国や地方公共団体で行政を担う各種の公務員（国家公務員、地方公務員、裁判所事務官、検察事務官、警察官など）、税理士、社会保険労務士、NGOの職員などを目指す人に適したコースです。

各コースとも、多様な講義科目及び演習科目を履修できるようになっています。各自、将来の進路や知的興味に合わせて、履修する科目を選択してください。各コースの履修科目については、コース別年次配当表を参照してください。各講義科目の大まかな内容は、専修大学のホームページにある講義要項（シラバス）を見ると、知ることができます。閲覧する方法は、「(1)履修計画の立て方」(P.14)を参照してください。

講義を受けその内容をしっかり理解するためには、各講義毎に予習を行い、講義を受けた後は復習をすることが必要になります。学修においては、一人で本を読んだりノートをまとめたりすることも重要ですが、これと合わせて、友達と講義で取り上げた内容など法律に関する議論をすると、より高い効果が得られます。

なお、3・4年次に配当されている「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」のプレゼミナールとして、「法学入門ゼミナールⅠ・Ⅱ」が設置されています。この科目は、法律基礎科目を中心に、法律学の基礎を固めるための少人数教育です。

(4) 3・4年次の学修

1・2年次に設置されている科目より、さらに専門性を高めた高度な内容を扱う科目が増えてきますから、予習・復習の必要性がさらに増してきます。

また、3年次からは**専門ゼミナール**に所属して学ぶことができます。少人数クラスという意味では、2年次の「法学入門ゼミナール」の延長線上にありますが、興味のあるテーマに即したゼミを選択し、さらに専門的にテーマを突き詰めていきます。合宿を行って集中的に研究発表・討論をしたり、ゼミ論文を執筆したりといった、1・2年次の少人数クラスとは一味違った勉強ができます。レポートや面接などによる選抜を実施し、少人数クラスとしての適正規模を保つようにしていますので、1年次からの勉強による実力が試されます。

3年次後半から4年次にかけて、就職活動が始まってきますが、しっかりとした勉学なしには就職活動の成功はのぞめません。就職活動と学業との両立をはかるよう、スケジュールを調整することもまた、3・4年次生の重要な課題となるでしょう。

(5) 卒業後の進路

法律学科の卒業生達は、裁判官・検察官・弁護士など法曹をめざして法科大学院へ進学する人、研究者をめざして大学院に進学する人、司法書士・行政書士・税理士をめざして国家試験にチャレンジする人、国家・地方公務員になる人、民間企業に就職する人など、実に広範な分野で活躍しています。

前述のように、法律の知識は、職業のみならず、市民生活を送るうえでも不可欠です。法律学科で学び身につけた知識や法的思考能力は、必ずや職業のみならず、よりよい人生を送るにあたり役立つことになるでしょう。

4. 政治学科での学び方

(1) 政治学科の特徴

身近なコミュニティでの意見調整から、世界大の紛争解決まで、公的問題に直面し、主体的に思考し評価することができる。政治学科は、そんなセンスと能力を備えた人材を育成することを目標として開設されました。

冷戦構造の崩壊、グローバリズムという潮流により、人々の価値観は多様化するようになってきました。それは一方では、ポジティブな変化として捉えることもできますが、他方では、価値観の相違による対立が地球規模で頻繁に生じるようになったことを意味します。

国内でも終身雇用や年功序列、家族主義といった従来日本を支えてきた伝統的なシステムやそれに基づいた価値観への信頼感が失われるようになってきた昨今、物事を考える時の基軸はもちろん、生きる目的の自明性までもが失われるようになってきました。頼れるものがなくなった時代状況の中で、すべてを自ら考え、自ら創り出さなければならない、より自立性が求められる時代になっています。政治学科では、1人1人が自立した個人としての価値観と教養とを確立させ、社会の様々な問題を主体的に発見・考察し、他者と共に問題解決に取り組める人材の育成をめざしています。

本学政治学科の最も大きな特徴は、1年次から4年次まで、半期の間断もなく開講される少人数教育にあります。1年次では、前期の全学共通科目「**専修大学入門ゼミナール**」および後期の「**基礎文献講読**」、2年次では「**基礎演習**」において、前期・後期ともに開講し、前期に学んだ内容を忘れる間もなく、次な

る段階に進めるようカリキュラムを組んでいます。1年次の「専修大学入門ゼミナール」「基礎文献講読」は入門教育、2年次の「基礎演習」は専門基礎教育、そして3・4年次の「専門ゼミナール」は専門教育を行っています。「専修大学入門ゼミナール」や「基礎文献講読」は大学における学修の基本教育技法を身につける科目であり、「読解・論述・議論・発表」という学問に不可欠な技能、法学・政治学をも含めた社会科学の方法、そして政治学全般の基礎知識の習得を目的としています。2年次に展開される「基礎演習」は、「政治理論・歴史」「国際政治・地域」「日本政治・政策」、それぞれのコースごとの内容に則して政治学の専門的研究の基礎を学ぶことに主眼を置いています。3・4年次の「専門ゼミナール」では、学ぶ内容がさらに専門性を増す他、長期休暇中の合宿や、ゼミ論文の執筆など、1・2年次には実施されない、大学ならではの教育が展開されます。

(2) 1年次の学修

導入科目によって政治に関する基礎以前の知識から始め、同時に政治学の基礎的な知識を身につけてもらうことを目的に、全体のスタートとして「政治学の世界」、2年次以降のコース選択に各々対応した「政治理論の基礎」、「日本政治の基礎」、「国際政治の基礎」という全部で4つの必修科目を設けてあります。「法学の基礎」、「憲法入門」といった法律系の基礎科目とともに、法学部生にとって必要な基礎的な教養を修得しましょう。

しかし、大学で求められ、修得すべきものは、そのような知識のインプットばかりではありません。むしろ、1年次において最も重要なことは、学問の技法、すなわちアカデミック・スキルを身に付けることです。これはアウトプットのための方法です。つまり、本の読み方、プレゼンテーションの仕方、レジュメ・レポートの書き方、ディスカッションの仕方といった技術を学び、訓練することこそが、1年次生が強く意識すべき事柄なのです。例えば、優れたレポートを書こうという目的を定めても、それは即座には達成できる課題ではありません。まずは、指定されたルール（書式や文体）に基づいてレポートを書く、はっきりと大きな声で発言する、発表の最中にアイコンタクトをとる、意見を求められても沈黙しない、例えば、とりあえず「それは難しい質問ですねえ…」などと言って間をつなぎつつ言葉を引き出そうとする、といった要は「知の世界のコミュニケーション技術」を頭と体で覚えるといったことが1年次の重要な課題となるのです。

そういった技術を修得してもらうために、1クラス25名程度の履修者で構成する「専修大学入門ゼミナール」を前期に、後期には「基礎文献講読」を開講し、全学生が年間を通してこの入門科目を履修できる展開数を確保しています。1年次生は、こうした導入・入門科目での予習・復習を中心に学生生活を送ることが求められています。充実した4年間をおくるために不可欠なプロセスです。

(3) 2年次の学修

2年次からは、「政治理論・歴史コース」「国際政治・地域コース」「日本政治・政策コース」、以上の3つのコースの中から、自らの興味・関心に従って1つのコースを選択して学ぶこととなります。3つのコースは、それぞれの専門分野を体系的に学べるよう構成されているので、所属コースの選択必修科目を中心に履修すれば、その分野に特化した、より掘り下げた学修が可能です。もちろん、所属コース以外の政治学科科目の他、法律学科の科目を履修することも可能な態勢をとり、学生自身の幅広い知識欲に応えられるカリキュラムをめざしています。

「政治理論・歴史コース」では、政治や社会（で発生する諸問題、現象）を理解するための思考枠組み（理論）、思考に具体的内容とヒントを与える歴史的知識とを学んでもらいます。政治理論と政治史とは、

政治学のあらゆる分野にとっての基礎であり、中枢にあります。政治の理念や規範を学び、21世紀のあるべき国家、国際社会がいかなるものであるかを考える思考力を身につけましょう。

「国際政治・地域コース」は、あらゆる意味でのグローバル化が進行し、一国単位では解決できなくなった世界大の問題に対処するために、世界をひとつの国際社会ととらえ、そのメカニズムを理解しようとするコースです。日本以外の諸外国・諸地域を研究対象に、個別の歴史的視点や政治形態について考察し、分析します。国際的に展開する企業、様々な国際機関など、国際的な舞台で要求される能力を養成しましょう。

「日本政治・政策コース」では、日本の国家と地方自治体における政治と行政の仕組みや政策形成のあり方を学び、21世紀の日本に必要な総合的政策能力を持った人材の育成をめざしています。地方自治体であっても、世界の政治動向を無視できないほどにグローバル化した現代において、国内外の様々な分野で具体的に問題を解決していくための知識と技術とを磨きましょう。

以上3つのコースを設けてはいますが、所属コース選択必修科目以外の科目をどのような観点で履修するかということにも、注意を払ってもらいたいと思います。というのは、グローバル化の進行の中で、我々の日常生活にそくして考えてみても、インターネットを通じて簡単に外国から商品を取り寄せて購入することができるほど、国境の意味は相対化し、内政と外政との垣根も低くなってきたからです。そんな現代社会においては、地方公務員だからといって、外国に関する知識やセンス、国際政治の常識を知らないでは、まともな仕事ができるわけがありません。大企業の駐在員として世界を股にかけた仕事をすると、NGO職員として国際貢献活動をするにしても、母国の歴史や伝統、現代日本政治に関する知識や常識を知らないで良いわけではありません。国際社会で活動する時にこそ、各人のローカルな思考が求められるからであり、外国の方から日本について問われ、回答することが求められる場面も増えるからです。

そんな時代になっていることを踏まえれば、例えば、「政治理論・歴史コース」で学ぶ人たちは、「社会政策」や「公共政策」などを履修し、理論だけでは解決できない具体的な政策論に視野を拓けることも重要です。「国際政治・地域コース」を選択した皆さんは、「日本政治史」のような科目を履修して母国についての最低限の歴史的知識を身につけるべきだと言えるでしょう。「日本政治・政策コース」の学生は、「国際関係論」を履修して、日本政治に限定されない国際的な視野を持つ努力をするのも良いでしょう。どのコースを選択するか以上に、どんな所属コース外科目を履修して、幅広い知識とセンスを得るのかを考えることの方が重要かもしれません。

2年次の「基礎演習」は、1年次の「専修大学入門ゼミナール」、「基礎文献講読」の発展バージョンにあたる少人数クラスです。1年次科目同様の目的を掲げつつ、コースに則した、やや政治学の専門性を高めたテーマを設定した内容に変わります。

(4) 3・4年次の学修

1・2年次に設置されている科目より、さらに専門性を高めた高度な内容を扱う科目が増えてきますから、予習・復習の必要性がさらに増してくるでしょう。

また、3年次からは**専門ゼミナール**に所属して学ぶことができます。少人数クラスという意味では、1・2年次に受けた基礎的な科目の延長線上にあります。興味のあるテーマに即したゼミを選択し、さらに専門的にテーマを突き詰めていきます。合宿を行って集中的に研究発表・討論をしたり、ゼミ論文を執筆したりといった、1・2年次の少人数クラスとは一味違った勉強ができます。レポートや面接などによる選抜を実施し、少人数クラスとしての適正規模を保つようにしていますので、2年次までに培った実

力が試されます。

3年次後半から4年次にかけて、就職活動が始まってきますが、しっかりとした勉強なしには就職活動の成功はのぞめません。就職活動と学業との両立をはかるよう、スケジュールを調整することもまた、3・4年次生の重要な課題となるでしょう。

卒業生達は、公務員や新聞記者、出版社、鉄道会社、飲食業界や製造業などなど、様々な分野に羽ばたき、活躍しています。

(5) 卒業後の進路

政治学を学ぶことが即座に国家官僚になることに直結した時代はもはや過去のものとなりました。「政治」という言葉の意味自体も専ら国政のこののみを意味するのではなく、様々な社会集団（地域社会、NPO、企業、学校、趣味でやる草野球のチームなどなど）の自治的な運営をも含めた、広い概念として捉えられるようになってきています。

したがって、政治学科を卒業するみなさんの進路も、官僚や自治体職員、政治家、ジャーナリストなど、狭い意味での政治に直結する職業に限定されません。例えば、食品業界や製造業などの民間企業に勤務したとしても、集団を円滑に組織し運営するための歴史的知識やリーダーシップ、センスなど、政治学科で学び身につけたことは、必ず自らの血となり肉となり、職業人生に貢献するはずです。

5. コースの選択・変更

法律学科・政治学科の各コースは、それぞれのコースの目的のもとに系統的な勉強を行うことができるように周到に組み立てられています。コースの選択は各自の自主的な選択に任されていますが、コースを選択した以上、卒業までそのコースに沿って勉強を行うことが原則になっていますので、慎重に選択してください。ただし、科目履修の状況、将来の進路志望の大幅な変更、その他やむをえない理由が生じた場合には、各自の意思と責任において次年次からのコース変更の申し出があれば、認められることもあります。

6. 専門科目のコース別年次配当表

法律学科 法律総合コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位		
必修科目	法学の基礎 民法入門 憲法入門 民法総則 刑事法入門				10		
	選択必修科目	I	憲法統治機構論 憲法人権保障論 I	行政法基礎 I 行政法基礎 II		4	
		II	物権法 I 物権法 II	債権総論 I 債権総論 II	憲法人権保障論 II 行政救済法 I	8	
		III	刑法総論 I 刑法総論 II	刑法各論 I 刑法各論 II	担保物権法 不法行為法	4	
		IV	会社法概論 I 会社法概論 II		債権各論 I 債権各論 II 親族法相続法 I 親族法相続法 II	4	
		V			民事訴訟法 I 民事訴訟法 II	4	
専 門 科 目	法学入門ゼミナール I 法学入門ゼミナール II	日本近代法史 I 日本近代法史 II 英米法総論 I 英米法総論 II 国際法の基礎 I 国際法の基礎 II	政治学の世界 政治理論の基礎 日本政治の基礎 国際政治の基礎 日本政治史 I 日本政治史 II	西洋政治史 I 西洋政治史 II 国際政治史 I 国際政治史 II 行政学 I 行政学 II	経済原論 I 経済原論 II 外国書講読 I 外国書講読 II 特殊講義 特殊講義(4)	専門総合科目 I 専門総合科目 II	40
選 択 科 目		法社会学 I 法社会学 II 法哲学 I 法哲学 II 日本法制史 I 日本法制史 II 西洋法制史 I 西洋法制史 II 東洋法制史 I 東洋法制史 II ローマ法 I ローマ法 II 英米法各論 I 英米法各論 II EU法 I EU法 II ヨーロッパ大陸法 I ヨーロッパ大陸法 II アジア法 I アジア法 II 比較憲法 I 比較憲法 II 地方自治法 I 地方自治法 II 租税法 I 租税法 II	法社会学 I 法社会学 II 法哲学 I 法哲学 II 日本法制史 I 日本法制史 II 西洋法制史 I 西洋法制史 II 東洋法制史 I 東洋法制史 II ローマ法 I ローマ法 II 英米法各論 I 英米法各論 II EU法 I EU法 II ヨーロッパ大陸法 I ヨーロッパ大陸法 II アジア法 I アジア法 II 比較憲法 I 比較憲法 II 地方自治法 I 地方自治法 II 租税法 I 租税法 II	法社会学 I 法社会学 II 法哲学 I 法哲学 II 日本法制史 I 日本法制史 II 西洋法制史 I 西洋法制史 II 東洋法制史 I 東洋法制史 II ローマ法 I ローマ法 II 英米法各論 I 英米法各論 II EU法 I EU法 II ヨーロッパ大陸法 I ヨーロッパ大陸法 II アジア法 I アジア法 II 比較憲法 I 比較憲法 II 地方自治法 I 地方自治法 II 租税法 I 租税法 II	会社法特論 I 会社法特論 II 金融商品取引法 I 金融商品取引法 II 保険法海商法 I 保険法海商法 II 犯罪学 刑事政策 労働法基礎 I 労働法基礎 II 労働法展開 I 労働法展開 II 経済法 I 経済法 II 知的財産法 I 知的財産法 II 社会保障法 I 社会保障法 II 国際紛争処理法 国際安全保障法 国際人権法 I 国際人権法 II 国際経済法 I 国際経済法 II 国際取引法 I 国際取引法 II	国際私法 I 国際私法 II 国家論 民主主義論 政治体制論 議会政治論 政治過程論 政治社会学 ジャーナリズム論 ナショナリズム論 環境政治論 ジェンダー政治論 日本政治思想史 I 日本政治思想史 II 西洋政治思想史 I 西洋政治思想史 II 国際紛争論 国際統合論 安全保障論 日本外交論 I 日本外交論 II グローバルガバナンス論 国際関係論 I 国際関係論 II アジア地域研究 I アジア地域研究 II	アメリカ地域研究 I アメリカ地域研究 II ヨーロッパ地域研究 I ヨーロッパ地域研究 II 現代日本政治論 I 現代日本政治論 II 公共政策 I 公共政策 II 社会政策 I 社会政策 II 経済政策 I 経済政策 II 都市政策 I 都市政策 II 地方自治論 I 地方自治論 II 平和研究 I 平和研究 II 財政学 I 財政学 II 社会活動

- 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- 外国書講読 I・IIは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
- 特殊講義、専門総合科目 I・IIは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

法律学科 企業法務コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位
必修科目	法学の基礎 民法入門 憲法入門 民法総則 刑事法入門				10
	I	憲法統治機構論 行政法基礎 I 憲法人権保障論 I 行政法基礎 II	憲法人権保障論 II		2
		II	物権法 I 債権総論 I 物権法 II 債権総論 II	会社法概論 I 経済原論 I 会社法概論 II 経済原論 II	担保物権法 会社法特論 I 民事訴訟法 I 知的財産法 I 不法行為法 会社法特論 II 民事訴訟法 II 知的財産法 II 債権各論 I 金融商品取引法 I 倒産法 I 国際経済法 I 債権各論 II 金融商品取引法 II 倒産法 II 国際経済法 II 親族法相続法 I 手形法小切手法 I 労働法基礎 I 国際取引法 I 親族法相続法 II 手形法小切手法 II 労働法基礎 II 国際取引法 II 商法総則 保険法海商法 I 経済法 I 国際私法 I 商取引法 保険法海商法 II 経済法 II 国際私法 II
専門科目	法学入門ゼミナール I 法学入門ゼミナール II	専門ゼミナール I (4)	専門ゼミナール II (4)		44
	刑法総論 I 英米法総論 I 刑法総論 II 英米法総論 II 刑法各論 I 国際法の基礎 I 刑法各論 II 国際法の基礎 II 日本近代法史 I 政治学の世界 日本近代法史 II 政治理論の基礎	日本政治の基礎 国際政治の基礎 国際政治の基礎 日本政治史 I 行政学 I 日本政治史 II 行政学 II 西洋政治史 I 外国書講読 I 西洋政治史 II 外国書講読 II	国際政治史 I 特殊講義 国際政治史 II 特殊講義(4) 行政学 I 専門総合科目 I 行政学 II 専門総合科目 II	ジャーナリズム論 公共政策 I ナショナリズム論 公共政策 II 環境政治論 社会政策 I ジェンダー政治論 社会政策 II 日本政治思想史 I 経済政策 I 日本政治思想史 II 経済政策 II 西洋政治思想史 I 都市政策 I 西洋政治思想史 II 都市政策 II 国際紛争論 地方自治論 I 国際統合論 地方自治論 II 安全保障論 平和研究 I 日本外交論 I 平和研究 II 日本外交論 II 財政学 I グローバルガバナンス論 財政学 II 国際関係論 I 社会活動 国際関係論 II	
選択科目		法社会学 I 地方自治法 I 法社会学 II 地方自治法 II 法哲学 I 租税法 I 法哲学 II 租税法 II 日本法制史 I 刑事訴訟法 I 日本法制史 II 刑事訴訟法 II 西洋法制史 I 犯罪学 西洋法制史 II 刑事政策 東洋法制史 I 労働法展開 I 東洋法制史 II 労働法展開 II ローマ法 I 社会保障法 I ローマ法 II 社会保障法 II 英米法各論 I 国際紛争処理法 英米法各論 II 国際安全保障法 EU法 I 国際人権法 I EU法 II 国際人権法 II ヨーロッパ大陸法 I 民事救済法 ヨーロッパ大陸法 II 民事執行保全法 アジア法 I 国家論 アジア法 II 民主主義論 比較憲法 I 政治体制論 比較憲法 II 議会政治論 行政救済法 I 政治過程論 行政救済法 II 政治社会学	地方自治法 I 地方自治法 II 租税法 I 租税法 II 刑事訴訟法 I 刑事訴訟法 II 犯罪学 刑事政策 労働法展開 I 労働法展開 II 社会保障法 I 社会保障法 II 国際紛争処理法 国際安全保障法 国際人権法 I 国際人権法 II 民事救済法 民事執行保全法 国家論 民主主義論 政治体制論 議会政治論 政治過程論 政治社会学	ジャーナリズム論 公共政策 I ナショナリズム論 公共政策 II 環境政治論 社会政策 I ジェンダー政治論 社会政策 II 日本政治思想史 I 経済政策 I 日本政治思想史 II 経済政策 II 西洋政治思想史 I 都市政策 I 西洋政治思想史 II 都市政策 II 国際紛争論 地方自治論 I 国際統合論 地方自治論 II 安全保障論 平和研究 I 日本外交論 I 平和研究 II 日本外交論 II 財政学 I グローバルガバナンス論 財政学 II 国際関係論 I 社会活動 国際関係論 II アジア地域研究 I アジア地域研究 II アメリカ地域研究 I アメリカ地域研究 II ヨーロッパ地域研究 I ヨーロッパ地域研究 II 現代日本政治論 I 現代日本政治論 II	

専門教育課程

- 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- 外国書講読 I・IIは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
- 特殊講義、専門総合科目 I・IIは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

法律学科 公共法務コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位	
必修科目	法学の基礎 民法入門 憲法入門 民法総則 刑事法入門				10	
	選択必修科目 I	憲法統治機構論 憲法人権保障論 I	行政法基礎 I 行政法基礎 II	行政学 I 行政学 II 憲法人権保障論 II 行政救済法 I 行政救済法 II 地方自治法 I	刑法総論 I 刑法総論 II 地方自治法 II 公共政策 II 都市政策 I 都市政策 II 地方自治論 I	14
		選択必修科目 II	物権法 I 物権法 II	債権総論 I 債権総論 II	政治学の世界 政治理論の基礎 不法行為法 債権各論 I 債権各論 II 親族法相続法 I 親族法相続法 II	経済原論 I 経済原論 II 民事訴訟法 II 社会政策 I 社会政策 II 経済政策 I 経済政策 II
専門科目	法学入門ゼミナール I 法学入門ゼミナール II			専門ゼミナール I (4)	専門ゼミナール II (4)	40
	会社法概論 I 会社法概論 II 日本近代法史 I 日本近代法史 II 英米法総論 I 英米法総論 II	国際法の基礎 I 国際法の基礎 II 日本政治の基礎 国際政治の基礎 日本政治史 I 日本政治史 II	西洋政治史 I 西洋政治史 II 国際政治史 I 国際政治史 II 外国書講読 I 外国書講読 II	特殊講義 特殊講義(4) 専門総合科目 I 専門総合科目 II		
選択科目			法社会学 I 法社会学 II 法哲学 I 法哲学 II 日本法制史 I 日本法制史 II 西洋法制史 I 西洋法制史 II 東洋法制史 I 東洋法制史 II ローマ法 I ローマ法 II 英米法各論 I 英米法各論 II EU法 I EU法 II ヨーロッパ大陸法 I ヨーロッパ大陸法 II アジア法 I アジア法 II 比較憲法 I 比較憲法 II 商法総則 商取引法 会社法特論 I 会社法特論 II 手形法小切手法 I	手形法小切手法 II 保険法海商法 I 保険法海商法 II 担保物権法 倒産法 I 倒産法 II 民事救済法 民事執行保全法 金融商品取引法 I 金融商品取引法 II 刑事訴訟法 I 刑事訴訟法 II 犯罪学 刑事政策 労働法展開 I 労働法展開 II 経済法 I 経済法 II 知的財産法 I 知的財産法 II 国際紛争処理法 国際安全保障法 国際人権法 I 国際人権法 II 国際経済法 I 国際経済法 II	国際取引法 II 国際私法 I 国際私法 II 国家論 民主主義論 政治体制論 議会政治論 政治過程論 政治社会学 ジャーナリズム論 ナショナリズム論 環境政治論 ジェンダー政治論 日本政治思想史 I 日本政治思想史 II 西洋政治思想史 I 西洋政治思想史 II 国際紛争論 国際統合論 安全保障論 日本外交論 I 日本外交論 II グローバルガバナンス論 国際関係論 I 国際関係論 II アジア地域研究 I	アメリカ地域研究 I アメリカ地域研究 II ヨーロッパ地域研究 I ヨーロッパ地域研究 II 現代日本政治論 I 現代日本政治論 II 平和研究 I 平和研究 II 財政学 I 財政学 II 社会活動

- 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- 外国書講読 I・IIは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
- 特殊講義、専門総合科目 I・IIは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

専門教育課程

政治学科 政治理論・歴史コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位		
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	国際事情科目	国際事情Ⅰ(英語) 国際事情Ⅱ(英語) 国際事情Ⅰ(独語) 国際事情Ⅱ(独語) 国際事情Ⅰ(仏語) 国際事情Ⅱ(仏語) 国際事情Ⅰ(中国語) 国際事情Ⅱ(中国語) 国際事情Ⅰ(ロシア語) 国際事情Ⅱ(ロシア語)			4	
		【必修】 政治学の世界 政治理論の基礎 日本政治の基礎 国際政治の基礎				20	
		コース共通科目	法学の基礎 憲法入門	基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ	経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ		
				憲法統治機構論 民法入門 憲法人権保障論Ⅰ 民法総則	専門ゼミナールⅠ(4)		専門ゼミナールⅡ(4)
					平和研究Ⅰ 外国書講読Ⅰ 平和研究Ⅱ 外国書講読Ⅱ		憲法人権保障論Ⅱ
		所属コース科目	国家論 日本政治史Ⅰ 民主主義論 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論		60
				議会政治論 環境政治論 政治過程論 ジェンダー政治論 政治社会学 日本政治思想史Ⅰ ジャーナリズム論 日本政治思想史Ⅱ	西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ		20
		所属コース外科目	国際紛争論 国際政治史Ⅰ 国際統合論 国際政治史Ⅱ	国際法の基礎Ⅰ 国際法の基礎Ⅱ	国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ		8
				安全保障論 アジア地域研究Ⅰ グローバルガバナンス論 アジア地域研究Ⅱ 国際紛争処理法 アメリカ地域研究Ⅰ 国際安全保障法 アメリカ地域研究Ⅱ	ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ		
			現代日本政治論Ⅰ 行政学Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ 行政学Ⅱ	行政法基礎Ⅰ 行政法基礎Ⅱ	日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ		16
	公共政策Ⅰ 経済政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 経済政策Ⅱ 社会政策Ⅰ 都市政策Ⅰ 社会政策Ⅱ 都市政策Ⅱ		地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ		8		
選 択 科 目	日本近代法史Ⅰ 刑事法入門 日本近代法史Ⅱ 特殊講義	特殊講義(4)			14		
		行政救済法Ⅰ E U法Ⅰ 行政救済法Ⅱ E U法Ⅱ 法社会学Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅰ 法社会学Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅱ 法哲学Ⅰ アジア法Ⅰ 法哲学Ⅱ アジア法Ⅱ 日本法制史Ⅰ 比較憲法Ⅰ 日本法制史Ⅱ 比較憲法Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 租税法Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 租税法Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 物権法Ⅰ 東洋法制史Ⅱ 物権法Ⅱ ローマ法Ⅰ 債権総論Ⅰ ローマ法Ⅱ 債権総論Ⅱ 英米法総論Ⅰ 債権各論Ⅰ 英米法総論Ⅱ 債権各論Ⅱ 英米法各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ 英米法各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ	会社法概論Ⅰ 国際経済法Ⅰ 会社法概論Ⅱ 国際経済法Ⅱ 会社法特論Ⅰ 国際取引法Ⅰ 会社法特論Ⅱ 国際取引法Ⅱ 刑法各論Ⅰ 財政学Ⅰ 刑法各論Ⅱ 財政学Ⅱ 労働法基礎Ⅰ 刑法総論Ⅰ 労働法基礎Ⅱ 刑法総論Ⅱ 労働法展開Ⅰ 民事訴訟法Ⅰ 労働法展開Ⅱ 民事訴訟法Ⅱ 経済法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅰ 経済法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ 知的財産法Ⅰ 専門総合科目Ⅰ 知的財産法Ⅱ 専門総合科目Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会活動 社会保障法Ⅱ				

1. 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
2. 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
3. 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
4. 特殊講義、専門総合科目Ⅰ・Ⅱは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

専門教育課程

政治学科 国際政治・地域コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位
専 門 科 目	国際事情科目	国際事情Ⅰ(英語) 国際事情Ⅱ(英語) 国際事情Ⅰ(独語) 国際事情Ⅱ(独語) 国際事情Ⅰ(仏語) 国際事情Ⅱ(仏語) 国際事情Ⅰ(中国語) 国際事情Ⅱ(中国語) 国際事情Ⅰ(ロシア語) 国際事情Ⅱ(ロシア語)			4
	【必修】 選択必修科目	政治学の世界 政治理論の基礎 日本政治の基礎 国際政治の基礎			20
	コース共通科目	法学の基礎 憲法入門	基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ	経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ	
			憲法統治機構論 民法入門 憲法人権保障論Ⅰ 民法総則	専門ゼミナールⅠ(4) 専門ゼミナールⅡ(4)	
			平和研究Ⅰ 外国書講読Ⅰ 平和研究Ⅱ 外国書講読Ⅱ	憲法人権保障論Ⅱ	
	所属コース科目	国際紛争論 国際政治史Ⅰ 国際統合論 国際政治史Ⅱ	国際法の基礎Ⅰ 国際関係論Ⅰ 国際法の基礎Ⅱ 国際関係論Ⅱ	国際法の基礎Ⅰ 国際関係論Ⅰ 国際法の基礎Ⅱ 国際関係論Ⅱ	60
			安全保障論 アジア地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅰ グローバルガバナンス論 アジア地域研究Ⅱ ヨーロッパ地域研究Ⅱ 国際紛争処理法 アメリカ地域研究Ⅰ 国際安全保障法 アメリカ地域研究Ⅱ		20
	所属コース外科目	国家論 日本政治史Ⅰ 民主主義論 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論	8
			議会政治論 環境政治論 政治過程論 ジェンダー政治論 政治社会学 日本政治思想史Ⅰ ジャーナリズム論 日本政治思想史Ⅱ	西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ	
		現代日本政治論Ⅰ 行政学Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ 行政学Ⅱ	行政法基礎Ⅰ 行政法基礎Ⅱ	日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ	16
		公共政策Ⅰ 経済政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 経済政策Ⅱ 社会政策Ⅰ 都市政策Ⅰ 社会政策Ⅱ 都市政策Ⅱ	地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ	8	
選 択 科 目	日本近代法史Ⅰ 刑事法入門 日本近代法史Ⅱ 特殊講義	特殊講義(4)		14	
		行政救済法Ⅰ E U法Ⅰ 行政救済法Ⅱ E U法Ⅱ 法社会学Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅰ 法社会学Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅱ 法哲学Ⅰ アジア法Ⅰ 法哲学Ⅱ アジア法Ⅱ 日本法制史Ⅰ 比較憲法Ⅰ 日本法制史Ⅱ 比較憲法Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 租税法Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 租税法Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 物権法Ⅰ 東洋法制史Ⅱ 物権法Ⅱ ローマ法Ⅰ 債権総論Ⅰ ローマ法Ⅱ 債権総論Ⅱ 英米法総論Ⅰ 債権各論Ⅰ 英米法総論Ⅱ 債権各論Ⅱ 英米法各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ 英米法各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ	会社法概論Ⅰ 国際経済法Ⅰ 会社法概論Ⅱ 国際経済法Ⅱ 会社法特論Ⅰ 国際取引法Ⅰ 会社法特論Ⅱ 国際取引法Ⅱ 刑法各論Ⅰ 財政学Ⅰ 刑法各論Ⅱ 財政学Ⅱ 労働法基礎Ⅰ 刑法総論Ⅰ 労働法基礎Ⅱ 刑法総論Ⅱ 労働法展開Ⅰ 民事訴訟法Ⅰ 労働法展開Ⅱ 民事訴訟法Ⅱ 経済法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅰ 経済法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ 知的財産法Ⅰ 専門総合科目Ⅰ 知的財産法Ⅱ 専門総合科目Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会活動 社会保障法Ⅱ		

1. 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
2. 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
3. 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
4. 特殊講義、専門総合科目Ⅰ・Ⅱは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

政治学科 日本政治・政策コース

(単位数は、特に示した科目を除き、すべて2単位)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位			
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	国際事情科目	国際事情Ⅰ(英語) 国際事情Ⅱ(英語) 国際事情Ⅰ(独語) 国際事情Ⅱ(独語) 国際事情Ⅰ(仏語) 国際事情Ⅱ(仏語) 国際事情Ⅰ(中国語) 国際事情Ⅱ(中国語) 国際事情Ⅰ(コリア語) 国際事情Ⅱ(コリア語)			4		
		【必修】 政治学の世界 政治理論の基礎 日本政治の基礎 国際政治の基礎				20		
		コース共通科目	法学の基礎 憲法入門	基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ	経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ		専門ゼミナールⅠ(4)	専門ゼミナールⅡ(4)
				憲法統治機構論 民法入門 憲法人権保障論Ⅰ 民法総則			平和研究Ⅰ 外国書講読Ⅰ 平和研究Ⅱ 外国書講読Ⅱ	憲法人権保障論Ⅱ
					行政法基礎Ⅰ 日本外交論Ⅰ 行政法基礎Ⅱ 日本外交論Ⅱ			
					公共政策Ⅰ 経済政策Ⅰ 地方自治論Ⅰ 公共政策Ⅱ 経済政策Ⅱ 地方自治論Ⅱ 社会政策Ⅰ 都市政策Ⅰ 地方自治法Ⅰ 社会政策Ⅱ 都市政策Ⅱ 地方自治法Ⅱ			
		所属コース科目		現代日本政治論Ⅰ 行政学Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ 行政学Ⅱ			60	
			所属コース外科目	国家論 日本政治史Ⅰ 民主主義論 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論		8
					議会政治論 政治過程論 政治社会学 ジャーナリズム論	環境政治論 ジェンダー政治論 日本政治思想史Ⅰ 日本政治思想史Ⅱ	西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ	
				国際紛争論 国際政治史Ⅰ 国際統合論 国際政治史Ⅱ	国際法の基礎Ⅰ 国際法の基礎Ⅱ	国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ		16
	安全保障論 アジア地域研究Ⅰ グローバルガバナンス論 アジア地域研究Ⅱ 国際紛争処理法 アメリカ地域研究Ⅰ 国際安全保障法 アメリカ地域研究Ⅱ	ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ			8			
選 択 科 目		日本近代法史Ⅰ 刑事法入門 日本近代法史Ⅱ 特殊講義	特殊講義(4)		14			
			行政救済法Ⅰ E U法Ⅰ 会社法概論Ⅰ 国際経済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ E U法Ⅱ 会社法概論Ⅱ 国際経済法Ⅱ 法社会学Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅰ 会社法特論Ⅰ 国際取引法Ⅰ 法社会学Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅱ 会社法特論Ⅱ 国際取引法Ⅱ 法哲学Ⅰ アジア法Ⅰ 刑法各論Ⅰ 財政学Ⅰ 法哲学Ⅱ アジア法Ⅱ 刑法各論Ⅱ 財政学Ⅱ 日本法制史Ⅰ 比較憲法Ⅰ 労働法基礎Ⅰ 刑法総論Ⅰ 日本法制史Ⅱ 比較憲法Ⅱ 労働法基礎Ⅱ 刑法総論Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 租税法Ⅰ 労働法展開Ⅰ 民事訴訟法Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 租税法Ⅱ 労働法展開Ⅱ 民事訴訟法Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 物権法Ⅰ 経済法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅰ 東洋法制史Ⅱ 物権法Ⅱ 経済法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ ローマ法Ⅰ 債権総論Ⅰ 知的財産法Ⅰ 専門総合科目Ⅰ ローマ法Ⅱ 債権総論Ⅱ 知的財産法Ⅱ 専門総合科目Ⅱ 英米法総論Ⅰ 債権各論Ⅰ 社会保障法Ⅰ 社会活動 英米法総論Ⅱ 債権各論Ⅱ 社会保障法Ⅱ 英米法各論Ⅰ 親族法相統法Ⅰ 国際人権法Ⅰ 英米法各論Ⅱ 親族法相統法Ⅱ 国際人権法Ⅱ					

1. 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
2. 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
3. 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます(合計8単位)。なお、同一年度に複数履修することができます。
4. 特殊講義、専門総合科目Ⅰ・Ⅱは、後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます(同一年度での複数履修も可)。

専門教育課程

VI 外国人留学生の履修について

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 大学卒業の要件

外国人留学生入学試験により入学した法学部学生の卒業要件単位は、他の学生と同じ124単位です。ただし、外国人留学生の特例履修科目（P.85）が設定されており、卒業要件単位の内訳は次の表のとおりです。

なお、外国人留学生入学試験以外の入試制度で入学した日本語を母国語としない学生も、この要件に変更できる場合があります。詳細については、ガイダンスまたは掲示でお知らせします。

《法学部 法律学科・外国人留学生》

区 分		卒業要件単位					
転換・導入教育課程	専修大学基礎科目	専修大学入門科目	【必履修】			9	①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までには124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目の選択必修科目および選択科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.11を参照してください。
		専門入門ゼミナール	【必履修】				
		基礎統計学	【必履修】				
		キャリア教育関連科目	【必履修】				
		情報リテラシー関連科目					
		基礎自然科学	【必履修】				
		外国語基礎科目	日本語	8			
			母語以外の外国語				
スポーツリテラシー	1						
教養教育課程	教養科目	留学生専修科目	4			13	
		人文科学基礎関連科目					
		社会科学基礎関連科目					
		自然科学系科目	2		8		
		融合領域科目					
		外国語系科目	日本語				
			母語以外の外国語				
		保健体育系科目	海外語学研修				
			スポーツウェルネス	1			
		アドバンススポーツ					
スポーツ論群							
自由選択修得要件単位					28		
専門教育課程	専門科目	必修科目	10			74	
		(コース)	法律総合	企業法務	公共法務		
		選択必修科目	I	4	2		14
			II	8	18		10
			III	4	—		—
			IV	4	—		—
			V	4	—		—
		I～V計	24	20	24		
選択科目	40	44	40				
総 計					124		

外国人留学生の履修について

《法学部 政治学科》

区 分		卒業要件単位				
転換・導入教育課程	専修大学基礎科目	専修大学入門科目	【必履修】	9	①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までには124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目の選択必修科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目（国際事情科目、選択必修科目【必履修】、コース共通科目、所属コース科目、所属コース外科目）の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.11を参照してください。	
		専門入門ゼミナール	【必履修】			
		基礎統計学	【必履修】			
		キャリア教育関連科目	【必履修】			
		情報リテラシー関連科目				
		基礎自然科学	【必履修】			
		外国語基礎科目	日本語			8
母語以外の外国語						
スポーツリテラシー		1				
教養教育課程	教養科目	留学生専修科目	4	13		
		人文科学基礎関連科目				8
		社会科学基礎関連科目				
		自然科学系科目	2			
		融合領域科目				
		外国語系科目	日本語			
			母語以外の外国語			
			海外語学研修			
		保健体育系科目	スポーツウェルネス		1	
			アドバンススポーツ			
スポーツ論群						
自由選択修得要件単位			28			
専門教育課程	専門科目	国際事情科目	4	74		
		選択必修科目	【必履修】		60	
		コース共通	20			
		選択必修科目				
		所属コース	20			
		選択必修科目				
		所属コース外	各8計16			
選択必修科目						
選択科目			14			
総 計			124			

外国人留学生の履修について

2. 外国人留学生の特例履修科目

導入教育課程・外国語基礎科目

1年次	日本語文章理解1	→	日本語文章理解2	半期	2科目	2単位
(必修科目)	日本語音声理解1	→	日本語音声理解2	半期	2科目	2単位
	日本語口頭表現1	→	日本語口頭表現2	半期	2科目	2単位
	日本語文章表現1	→	日本語文章表現2	半期	2科目	2単位

※矢印で結ばれた科目（前期1→後期2）は、同一曜日・時限、同一担当の科目をセットで履修してください。前期1を修得できなかった場合は、後期2の履修登録を削除しなければなりません。

教養教育課程・留学生専修科目

1年次						
(必修科目)	一般日本事情1		一般日本事情2	半期	2科目	4単位

教養教育課程・外国語系科目

2年次以上	応用日本語理解1	応用日本語理解2	半期	2科目	2単位
(選択科目)	応用日本語表現1	応用日本語表現2	半期	2科目	2単位

注意事項

- ◎応用日本語科目の履修には、前年度までに日本語文章理解1、日本語文章理解2、日本語音声理解1、日本語音声理解2、日本語口頭表現1、日本語口頭表現2、日本語文章表現1、日本語文章表現2の単位をすべて修得していなければなりません。
- ◎応用日本語科目は、同一年度に同一科目を履修することはできませんが、年度を変えれば、それぞれ1で3科目3単位、2で3科目3単位まで履修することができます。
- ◎応用日本語科目は、自由選択修得要件単位として卒業要件単位に換算されます。
- ◎母語の科目を、外国語基礎科目および外国語系科目（世界の言語と文化、言語文化研究を除く）として履修することはできません。

法学部 転換・導入教育課程、教養教育課程科目一覧 (外国人留学生)

※科目名の後ろに記載されている()内の数字は、単位数を示す(記載のない科目は2単位)。

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位	備考																					
転換・導入教育課程	専修大学入門科目	専修大学入門ゼミナール				8	修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。																				
	専門入門ゼミナール	基礎文献講読																									
	基礎統計学	データ分析入門																									
	キャリア教育関連科目	キャリア入門																									
	情報リテラシー関連科目	情報入門Ⅰ 情報入門Ⅱ																									
	基礎自然科学	あなたと自然科学																									
	日本語	日本語文章理解1 (1)	日本語文章理解2 (1)				8	各科目の「1」と「2」はセットで履修しなければなりません。 各科目の「1」を単位修得できない場合、「2」の履修は削除しなければなりません。																			
		日本語音声理解1 (1)	日本語音声理解2 (1)																								
	A群	Basics of English (RL) 1 a (1)	Basics of English (RL) 1 b (1)				9	同一言語の101a・bと102a・bを履修しなければなりません。 同一言語の初級科目をすべて(4科目4単位)履修あるいは修得した場合、他の言語の初級科目を履修することはできません。																			
		Intermediate English (RL) 1 a (1)	Intermediate English (RL) 1 b (1)																								
	B群	Basics of English (SW) 1 a (1)	Basics of English (SW) 1 b (1)				9	同一言語の101a・bと102a・bを履修しなければなりません。 同一言語の初級科目をすべて(4科目4単位)履修あるいは修得した場合、他の言語の初級科目を履修することはできません。																			
		Intermediate English (SW) 1 a (1)	Intermediate English (SW) 1 b (1)																								
	母語以外の外国語	ドイツ語初級101a (1)	ドイツ語初級101b (1)				9	同一言語の101a・bと102a・bを履修しなければなりません。 同一言語の初級科目をすべて(4科目4単位)履修あるいは修得した場合、他の言語の初級科目を履修することはできません。																			
		ドイツ語初級102a (1)	ドイツ語初級102b (1)																								
		フランス語初級101a (1)	フランス語初級101b (1)																								
		フランス語初級102a (1)	フランス語初級102b (1)																								
		中国語初級101a (1)	中国語初級101b (1)																								
		中国語初級102a (1)	中国語初級102b (1)																								
		スペイン語初級101a (1)	スペイン語初級101b (1)																								
		スペイン語初級102a (1)	スペイン語初級102b (1)																								
ロシア語初級101a (1)		ロシア語初級101b (1)																									
ロシア語初級102a (1)		ロシア語初級102b (1)																									
韓国語初級101a (1)		韓国語初級101b (1)																									
韓国語初級102a (1)		韓国語初級102b (1)																									
インドネシア語初級101a (1)		インドネシア語初級101b (1)																									
インドネシア語初級102a (1)		インドネシア語初級102b (1)																									
スポーツリテラシー		スポーツリテラシー (1)				1																					
留学生専修科目		一般日本事情1 一般日本事情2				4																					
人文科学基礎関連科目	作品を創る1 作品を創る2 世界の文学を読む 越境する文学 英語圏文学への招待 歴史の視点 歴史と地域・民衆 歴史と社会・文化 基礎心理学入門	応用心理学入門 哲学入門 哲学の歴史 日本思想入門 倫理とは何か 倫理学のあゆみ 論理学入門 ことばと論理 芸術学入門1 芸術学入門2	芸術の歴史1 芸術の歴史2 芸術学を学ぶ 異文化理解の人類学 異文化の現場から 人類の暮らしと自然 人類学から見た近代世界 現代社会と人類学 ジャーナリズムと現代			8	卒業要件単位8単位を超えて修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 教養テーマゼミナール論文は、教養テーマゼミナールの単位を修得し、次年度以降に同一教員による教養テーマゼミナールを履修する場合に作成(履修)することができます。																				
	経済と社会 現代の経済 地理学への招待 自然環境の地理学 人文・社会環境の地理学 社会学入門	現代の社会学 社会学の方法 社会学の概観 社会思想の歴史 社会思想と現代 教育学入門	学びの場の教育学 教育と社会のダイナミズム はじめての経営 マーケティングベーシック 企業と会計																								
自然科学系科目	生物学101 生物学102 生物学201 生物学202 生物学301 生物学302	宇宙地球科学101 宇宙地球科学102 宇宙地球科学201 宇宙地球科学202 化学101 化学102	化学201 化学202 化学301 化学302 物理学101 物理学102	物理学201 物理学202 物理学301 物理学302 数理科学101 数理科学102	数理科学201 数理科学202 数理科学301 数理科学302 科学論・科学史101 科学論・科学史102	2																					
	融合領域科目	学際科目101 学際科目102 学際科目103 学際科目104 テーマ科目201 テーマ科目202 新領域科目301 新領域科目302 教養テーマゼミナールⅠ	学際科目105 学際科目106 学際科目107 学際科目108 テーマ科目203 テーマ科目204 新領域科目303 新領域科目304 (4) 教養テーマゼミナールⅡ	学際科目109 学際科目110 学際科目111 (4) 学際科目112 (4) テーマ科目205 テーマ科目206 新領域科目305	学際科目113 (4) 学際科目114 (4) 学際科目115 (4) テーマ科目207 テーマ科目208 (4) 教養テーマゼミナールⅢ (4)																						
外国語系科目	日本語	応用日本語理解1 (1)	応用日本語理解2 (1)	応用日本語表現1 (1)	応用日本語表現2 (1)	13	修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 前年度までに外国語基礎科目(日本語)の単位をすべて修得していない場合は履修できません。各科目、同一年度で1科目まで、年度を超えて3科目まで履修できます。																				
		C群	Basics of English (RL) 2 a (1)	Basics of English (RL) 2 b (1)	Intermediate English (RL) 2 a (1)			Intermediate English (RL) 2 b (1)																			
	D群	Basics of English (SW) 2 a (1)	Basics of English (SW) 2 b (1)	Intermediate English (SW) 2 a (1)	Intermediate English (SW) 2 b (1)																						
		English Speaking a (1)	English Speaking b (1)	Computer Aided Instruction a (1)	Computer Aided Instruction b (1)	Computer Aided Instruction for TOEIC a (1)	Computer Aided Instruction for TOEIC b (1)																				
	基礎	Advanced English a (1)	Advanced English b (1)	English Language and Cultures a (1)	English Language and Cultures b (1)	English Presentation a (1)	English Presentation b (1)	Screen English a (1)	Screen English b (1)																		
		ドイツ語中級201a (1)	ドイツ語中級201b (1)	ドイツ語中級202a (1)	ドイツ語中級202b (1)	フランス語中級201a (1)	フランス語中級201b (1)	フランス語中級202a (1)	フランス語中級202b (1)	スペイン語中級201a (1)	スペイン語中級201b (1)	スペイン語中級202a (1)	スペイン語中級202b (1)	ロシア語中級202a (1)	ロシア語中級202b (1)	ロシア語中級201a (1)	ロシア語中級201b (1)	ロシア語中級201a (1)	ロシア語中級201b (1)	ロシア語中級202a (1)	ロシア語中級202b (1)						
	基礎強化	ドイツ語中級プラス201a (1)	ドイツ語中級プラス201b (1)	ドイツ語中級プラス202a (1)	ドイツ語中級プラス202b (1)	フランス語中級プラス201a (1)	フランス語中級プラス201b (1)	フランス語中級プラス202a (1)	フランス語中級プラス202b (1)	中国語中級プラス201a (1)	中国語中級プラス201b (1)	中国語中級プラス202a (1)	中国語中級プラス202b (1)	韓国語中級プラス201a (1)	韓国語中級プラス201b (1)	韓国語中級プラス202a (1)	韓国語中級プラス202b (1)	インドネシア語中級プラス201a (1)	インドネシア語中級プラス201b (1)	インドネシア語中級プラス202a (1)	インドネシア語中級プラス202b (1)						
		ドイツ語上級301a (1)	ドイツ語上級301b (1)	フランス語上級301a (1)	フランス語上級301b (1)	中国語上級301a (1)	中国語上級301b (1)	韓国語上級301a (1)	韓国語上級301b (1)	インドネシア語上級301a (1)	インドネシア語上級301b (1)	スペイン語上級301a (1)	スペイン語上級301b (1)	ロシア語上級301a (1)	ロシア語上級301b (1)	韓国語上級301a (1)	韓国語上級301b (1)	インドネシア語上級301a (1)	インドネシア語上級301b (1)	ロシア語上級301a (1)	ロシア語上級301b (1)	韓国語上級301a (1)	韓国語上級301b (1)	インドネシア語上級301a (1)	インドネシア語上級301b (1)		
	応用	選択ドイツ語101a (1)	選択ドイツ語101b (1)	選択フランス語101a (1)	選択フランス語101b (1)	選択中国語101a (1)	選択中国語101b (1)	選択スペイン語101a (1)	選択スペイン語101b (1)	選択ロシア語101a (1)	選択ロシア語101b (1)	選択韓国語101a (1)	選択韓国語101b (1)	選択インドネシア語101a (1)	選択インドネシア語101b (1)	選択イタリア語101a (1)	選択イタリア語101b (1)										
		世界の言語と文化(ドイツ語) (1)	世界の言語と文化(フランス語) (1)	世界の言語と文化(中国語) (1)	世界の言語と文化(スペイン語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(韓国語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(韓国語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(韓国語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(韓国語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(韓国語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)	世界の言語と文化(ロシア語) (1)	世界の言語と文化(インドネシア語) (1)
	海外語学研修	海外語学短期研修1(外国語) (1)	海外語学短期研修2(外国語) (1)	海外語学中期研修1(外国語) (1)	海外語学中期研修2(外国語) (1)	海外語学中期研修3(外国語) (1)	海外語学中期研修4(外国語) (1)	海外語学中期研修5(外国語) (1)	海外語学中期研修6(外国語) (1)	海外語学中期研修7(外国語) (1)	海外語学中期研修8(外国語) (1)																
		スポーツウェルネス (1)	アドバンススポーツ	健康と生涯スポーツ (1)	スポーツと発育発達	アドバンススポーツ	オリンピックとスポーツ	トレーニング科学	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス
		スポーツウェルネス (1)	アドバンススポーツ	健康と生涯スポーツ (1)	スポーツと発育発達	アドバンススポーツ	オリンピックとスポーツ	トレーニング科学	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス
保健体育系科目	スポーツウェルネス (1)	アドバンススポーツ	健康と生涯スポーツ (1)	スポーツと発育発達	アドバンススポーツ	オリンピックとスポーツ	トレーニング科学	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス	スポーツウェルネス		
自由選択修得要件単位					28																						

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web講義要項(シラバス)等で開講状況を確認してください。

VII 教職, 司書, 司書教諭, 学芸員課程

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職, 司書, 司書
教諭, 学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 教職課程

本学では、中学校および高等学校の「教育職員免許状」（以下「免許状」という）を取得することを希望する学生のために、教職課程を設置しています。

現在の法律では、原則として免許状を取得していないものは教職に就くことができませんので、将来教職に就く意思のある学生は、教職課程を履修し、免許状を取得しなければなりません。

法学部で取得できる免許状は次のとおりです。

学 部	学 科	種 類 ・ 教 科	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法律学科	社 会	地理歴史, 公民
	政治学科	社 会	地理歴史, 公民

本学で免許状を取得するためには、原則として3年間以上教職課程の科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

教職課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けてください。また、修得科目・修得単位は学部・学科によって異なります。詳細については、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学芸員課程学修ガイドブック」を参照してください。

履修初年度に、受講料として25,000円の納入が必要となります。

※改正教育職員免許法（平成19年改正法、以下「新免許法」）の施行に伴う教員免許更新制（免許状更新講習）の実施について

平成21年4月の新免許法の施行に伴い、免許状には最長10年間の有効期限が設けられ、免許状を失効させないために、免許状取得要件を満たしてから10年毎に免許状更新講習を受講し、免許状の更新を行うことが義務付けられました。更新講習を受講しなかった場合や受講後の更新手続きをしなかった場合は、免許状が失効することになります。

また、免許状更新講習の受講資格は、現職教員の他、教壇に立つ予定がある者に限られます。

2. 司書・司書教諭課程

司書課程は、公共図書館、大学図書館、研究機関や企業の資料室などで、資料（図書、雑誌、CD、DVD、官庁出版物、その他）を収集・整理し、これら資料を利用者に対し適切に提供する専門職（司書）の養成を目的としています。

本学で資格を取得するためには、原則として3年間以上、司書課程の科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

司書教諭課程は、初等・中等教育の基礎をなす学校図書館の専門職（司書教諭）の養成を目的としています。なお、司書教諭の資格を取得するためには、司書教諭課程の履修と併せて、教職課程を履修し、教育職員免許状を取得しなければなりません。

司書・司書教諭課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けて

ください。また、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学芸員課程学修ガイドブック」も併せて参照してください。

履修初年度に、受講料として、司書課程の履修者は25,000円、司書教諭課程の履修者は10,000円の納入が必要となります。

3. 学芸員課程

学芸員とは、博物館において、資料の収集、展示、保管、調査研究、その他これに関連する社会教育的活動などの専門的な仕事に携わる職員です。ここにいう博物館は、美術館、歴史資料館、考古資料館、民俗資料館、民芸館、文学館、文書館、動・植物園、水族館、科学館などあらゆる分野の公・私立の施設を指します。

本学で学芸員の資格を取得するためには、原則として2年間以上、学芸員課程の科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

学芸員課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けてください。また、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学芸員課程学修ガイドブック」も併せて参照してください。

履修初年度に、受講料として15,000円の納入が必要となります。

VIII 海外留学プログラム

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

本学では、1985年にネブラスカ大学リンカーン校（アメリカ）およびサスケハナ大学（アメリカ）と国際交流協定を締結以来、18ヶ国・地域30大学・機関（2015年11月現在）と協定を結び、教員及び学生の相互交流を積極的に進めています。留学プログラムや留学先により応募条件が異なりますので、詳細については気軽に国際交流事務課（生田校舎9号館5階）にお問い合わせください。

1. 長期交換留学プログラム

国際交流協定を結んでいる海外の大学に最長1年間留学し、正規授業科目を履修するプログラムです。このプログラムの参加学生は専門科目のさらなる理解と語学力の向上のみならず、旺盛なチャレンジ精神とグローバルな視野を身に付け、人間的に大きな成長を遂げています。留学中に修得してきた単位は、審査の上60単位を限度に本学の単位に振り替えることができます。ただし、認定される科目や単位数については、留学先大学で修得した科目の内容や成績評価に基づき審査されますので、修得した科目が全て認定されるわけではありません。

2. セメスター交換留学プログラム

国際交流協定を結んでいる海外の大学に約4～5ヶ月間留学し、留学先大学での1学期相当期間、正規授業科目を履修します。専門科目を学べるだけでなく、留学期間が1学期間に限定されるため、経済的な負担を抑えられます。また、交換留学のため、留学先大学への学費の支払いが免除されます。留学中に修得してきた単位は、審査の上60単位を限度に本学の単位に振り替えることができます。ただし、認定される科目や単位数については、留学先大学で修得した科目の内容や成績評価に基づき審査されますので、修得した科目が全て認定されるわけではありません。

3. 中期留学プログラム

協定校・研修校に約4～5ヶ月間留学し、留学生対象の集中語学コースに参加するプログラムです。インターナショナルクラスで、実践的な語学力の習得に加え、大学の正規授業を受けるために必要なアカデミック・スキル（プレゼンテーション、ノート・テイキング、リサーチ、論文の書き方等）や異文化理解について学びます。社会知性開発コース（ワイカト大学・ニュージーランド）では、集中語学コースでの語学研修後に地元の様々な企業でインターンシッププログラム（就業体験）も組まれています。

4. 春期留学プログラム

春期休暇中に、協定校・研修校に短期留学をするプログラムです。「社会知性開発コース」のサスケハナ大学（米国）では語学研修だけでなく留学先大学で開講されている正規授業科目を聴講することができます。また、ウーロンゴン大学（オーストラリア）では、オーストラリアの文化と自然をテーマに様々

なアクティビティを通して文化施設の訪問や現地の人と触れ合うことができます。なお、英語以外の外国語コースにチャレンジすることもできる中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語などのプログラムもあります。

5. 夏期留学プログラム

夏期休暇中に、本学の協定校・研修校で語学や文化を学ぶ初級者向けプログラムとして位置づけられ、「社会知性開発コース」と「ドイツ語コース」があります。「社会知性開発コース」においては、CIE オックスフォード（イギリス）にて「実用英語とイギリス文化」としてコンパニオンと呼ばれる現地学生と一緒にプロジェクトワークに取り組み英国への理解を深めたり、交流を深めることができます。また、サスケハナ大学（アメリカ）では、「サービスラーニングとアメリカ文化」として、語学のみならず、地域コミュニティでの社会貢献から自己を成長させることができるアクティビティなども行います。

ドイツ語コースにおいては、マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク（ドイツ）にて語学学習を深め、週末にはドイツの歴史や文化に触れるエクスカージョンに参加することができます。

6. 寮内留学プログラム（日本国内）

協定校等からの特別聴講生や短期留学生の滞在する「専修大学国際交流会館」にレジデント・パートナー（RP）として入寮し、留学生との協働生活を通じて異文化理解や国際コミュニケーション力を養い、グローバル人材の育成を目指します。

Ⅸ 情報科学センター

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 情報科学センターの利用について

コンピューターが、さまざまな場面で広く利用されるようになり、コンピューターに関する基礎的な知識を持ち、その利用方法を修得していることは、今や必須となっています。

本学では、教育・研究用として、情報科学センター（以下「センター」という。）において、Windows システムと Linux サーバシステムを中心としたクライアント・サーバシステムが稼働し、インターネットに接続されています。

Windows システムでは、ワープロ、表計算、プレゼンテーション等各種ソフトウェアはもちろんのこと、インターネットを利用した電子メールの利用やWWW検索、ホームページの公開等を行うことができます。また、各種電子データやアプリケーションも利用できます。

センターは、本学の学生であれば誰でも利用することができますが、コンピューターの利用方法を修得するには、コンピューターを利用する授業科目を履修するとよいでしょう。1年次においては、「情報入門Ⅰ・Ⅱ」を履修することができます。（履修希望者が多い場合は抽選を行います。）

また、センターで開催される講習会に参加することをお勧めします。

さらに、授業支援システム「Course Power」上でも、Word・Excelについての自己学習機能を兼ね揃えていますので、積極的に活用してください。

無線 LAN の利用については、神田・生田校舎において約220箇所アクセスポイントを設置しており、学内の至るところからインターネットに接続することができます。接続方法等の詳細は、センターホームページを参照してください。

2. センター施設

センター施設は、神田校舎1号館および生田校舎に設置されています。

詳細については、センターのガイダンスで配付されるパンフレットを参照してください。

3. 開設時間

センターの端末室サービス時間は、次のとおりです。

校舎	平日	土曜日
神田校舎	9:00～22:30	9:00～22:30
生田校舎	9:00～21:00	9:00～19:30

なお、授業期間以外や保守日等はサービス時間を変更することがあります。また、端末室によってサービス時間が異なりますので注意してください。

4. 利用手続

センターを利用するためには、ユーザー ID およびパスワードが必要になります。この2つを正しくパソコンに入力しないと、センターの施設を利用できません。ユーザー ID は入学と同時に学籍番号を基に付与されます。また、初期パスワードについても予め入学と同時に決められています。

ただし、パスワードについては定期的に変更するようにし、他人に知られないようにしてください。

5. 講習会

センターでは、一人でも多くの学生にコンピューターの知識およびその利用技術を修得してもらうため、各種講習会を実施しています。Word・Excel・PowerPoint の基本操作をはじめ、統計処理等の専門的なスキルの修得や、国家資格である IT パスポート試験の対策までサポートします。講習会の内容および開催日時等は、情報科学センター掲示板、センターホームページでお知らせします。

X 卒業後の進路

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 就職について

就職活動に関する、新入生へのメッセージ

——急がば回れ、しかし早めのスタートを——

就職指導委員会・就職部

入学おめでとう。大学生になったばかりの諸君は現在、希望と夢に胸が膨らんでいることでしょう。あるいは、少しばかりの虚脱感かもしれません。しかし、現在の、この入り混じった気持ちの初々しさを、大事にしてください。若者にとって最後にものを言うのは、なんといたっても、みずみずしい感性なのです。

20世紀後半から21世紀初頭の日本は、本当に大変な時代を迎えています。職場・雇用環境にしても、当初は、業績不振に対応した採用減・人員削減でしたが、いまや、雇用システム、賃金体系、定年制、業務内容にまで、見直し・改革のメスが入っています。しかも、企業も、国家も、個人も、グローバルな（地球規模大の）競争の時代を進まなくてはならないのです。だからこそ、一人一人の実力と個性を磨かなくてはならないのです。

大学4年間は、こうした自己鍛錬の、いわば最終段階です。就職活動は、これを仕上げるプロセスだと考えてください。就職（求職）活動とは、就職に就く、ないしは会社や役所などに勤める契機ですが、言うまでもなく、それ自体が目的ではありません。それ以降の50年、60年におよぶ人生を意味のあるものとするための、重要な生活基盤の確保なのです。つまり、人生選択の重要な節目の活動なのです。けれども、そうした就職活動を目的に大学生活のすべてを充てるなどという考えは、しないでください。くれぐれも慎重に取り組んでください。おそらく、採用時点でもっとも問われるのは、単に表面的な点数・結果ではなく、どのように（学業のみならず、課外活動などでも）大学生活に取り組んできたか、そのことで、人間的に成長しているかどうか、という全人格の大きさではないでしょうか。

企業の採用活動は、日本経済団体連合会による「採用選考に関する指針」に基づき、3年次の3月から開始されることになりました。これに伴い、これまでの就職活動の早期化・長期化には一定の歯止めがかかったように見えますが、一方で対象年次を限定しないインターンシップを導入する企業が増えるなど、早い段階から社会に出る準備が求められているとも言えるようになってきました。学生諸君の就職活動も、実態的には3年次前期から様々な就職支援プログラムが始まり、3月に備えなければなりません。したがってこの流れを無視することはできませんが、いたずらにあわてたり自分ひとりであせる必要はありません。

本学の就職支援体制は、長年にわたって、就職指導委員会（教員）と就職部（職員）が一体的に行なっています。その成果については、すでに学内外で高い評価を得ています。したがって、諸君は、目標を持って、積極的に本学の就職支援プログラムを活用し、決して自らを過小評価することなく、就職活動に臨んでください。個々の諸君が、3年次までの実り多い学生生活の充実によって、3年次からの就職活動は成功するものと確信しています。

2. 大学院進学

大学院の目的

本学大学院は、学則第1条に述べられているように、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし」、これまで研究者養成に大きな力を注いできました。本大学院を修了した多くの研究者が現在、専修大学の各学部で、また他の大学・研究機関で教授・准教授・講師として教育・研究活動に従事しています。優秀な研究者・教育者を学界に送り出してきたことは、本学大学院が誇りとするところであり、これからもこの伝統を大事に守って行きたいと思います。

本大学院では、最近大学院に対してよせられる社会からの多様な要請に応える努力をしています（社会人入試方式の導入、外国人留学生の受入れ等）。平成16年4月、法科大学院が開設されましたが、本学法学研究科は、従来のように学部卒業後も法学（政治学関連科目もふくめ）の継続学修を経て、研究職を希望する者や、専門職業人（税理士等）、国家・地方公務員、上級の教職資格（専修免許状）を希望する者などを対象として、学修の幅を広げた新たな「法学専攻」としてスタートしました。

大学院の課程

大学院法学研究科には、修士課程と博士後期課程があります。標準的な学修を予定すると、大学（学部）4年を卒業した者が修士課程に入学し、標準的には2年以上在学して必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格のうえ課程を修了して、修士の学位を授与されます。また、法学研究科では平成20年度から法学部卒業（学士号取得）後、1年間で修士課程を修了することのできる「法学研究科特修制度」を開設しました。法学部3年次在学中に出願し、4年次生のうちに大学院法学研究科の授業科目を学ぶことのできる制度です。

修士課程修了後、さらに研究を継続して専門研究者を志すものは、博士後期課程に入学し、標準的には3年以上在学して必要な単位を修得し、博士論文の審査に合格のうえ課程を修了して、博士の学位を授与されます（課程博士）。

両課程は前期・後期の関係にありますが、それぞれの課程が完結したカリキュラムを編成しており、修士課程修了後に専門職業人として社会の実務職に就いて活躍する方も多くみられます。もちろん、なかにはいったん学部卒業後に社会に出て就職をした後に、勤務を継続しながら、あるいは退職後に修士課程に入学し、専門分野の学修を行ってキャリア・アップをめざす者もいます。

大学院入試

本学の大学院は、法学研究科・経済学研究科・文学研究科・経営学研究科・商学研究科の5研究科、および専門職大学院（法科大学院）で構成されています。学部4年の修了者（見込み者を含む）であれば、学部の別や昼間部・夜間部の別にかかわらずどの研究科でも受験ができます。各研究科では、本学学部卒業見込み者に対する学内選考入試や、コースによる多様な入試方式、外国人留学生や社会人に対する特別入試などが設けられています。詳しくは、大学院事務課、専門職大学院については法科大学院事務課へ問い合わせる、または大学院入試要項等で確認してください。

大学院の受験を希望する皆さんへ

法学研究科の受験を考える場合、学部と大学院のカリキュラムの関係上、学部ではまず基礎的・中心的

な専門科目を学修しておく必要があります。また、ゼミナールには積極的に参加して、学修方法や討論の基本を身につけておくことが望ましいと思います。大学院入試については、ゼミナールの指導教員や大学院授業科目担当教員に相談し、いろいろなアドバイスを受けるのがよいでしょう。

3. 法科大学院進学

法科大学院の目的

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいべき法曹を養成する」ことを教育理念としています。その背後には、本法科大学院が養成すべき法曹又は法律家についての明確なイメージが存在します。つまり、「法律家とは『議論による問題解決者』である」という命題が法律家の「本質」を示すものと規定し、優れた「議論」能力及び優れた「問題解決」能力（その前提たる「問題発見」能力）を持つ法律家（「優れた」法律家）を養成するのが目的であると考えています。そのためにも基本的な法律科目を徹底して教育することと考えております。

法科大学院の課程

法科大学院（法務研究科法務専攻）は、法務博士（専門職）の学位を授与する専門職学位課程（専門職大学院）の1つです。法曹界（弁護士、裁判官、検察官）を志望する者は、原則として法科大学院を修了し、司法試験に合格の上、司法研修所を修了しなければなりません。法科大学院では、法学理論と法曹実務の架け橋となる教育を行います。

制度上、修業年限が2年制の法学既修者と3年制の法学未修者があります。

法学既修者とは法科大学院の1年次配当科目を学修したものと同等の学力があると認められる者であり、法学未修者とは法律学の基礎的な学識を有しない者をいいます。法学部を卒業した者も法学未修者に出願することが可能です。

法科大学院入学者選抜

法科大学院を志望する者は、まず法科大学院全国統一適性試験を受験し、各法科大学院に出願することになります。本法科大学院の選抜方法は、法学未修者であれば、出願書類による書類審査、適性試験の成績、筆記試験（小論文）、面接により総合的に判断して合否を決定します。

また、法学既修者について、出願書類による書類審査、適性試験の成績、筆記試験（法律科目）、面接により総合的に判断して合否を決定します。

選抜方法は受験する年度、受験方式によって、異なる場合がありますので、詳細は、受験する年度の法科大学院学生募集要項で確認してください。

法科大学院の受験を希望する皆さんへ

本学法科大学院の受験希望者の多くは、法学部卒業生が志望する既修者（2年制）試験を考えていると思われますので、別に掲載されている「V 専門教育課程」等を読んで、2年次からのコース選択などに注意してください。

法科大学院入学者選抜についての相談は、法科大学院授業科目担当教員や法科大学院事務課に問い合わせたり、法科大学院のホームページや法科大学院学生募集要項で確認する必要があるでしょう。

4. 各種試験問い合わせ先一覧

卒業後に、官公庁に就職したり、法律関係の知識を活かしたビジネスを行ったりするには、それぞれの関門として試験に合格しなければなりません。以下では、法律関係の知識や情報を試験に取り入れている公務員試験や法律関係の資格の主たるものの概要と問い合わせ先について紹介します。

職種名	概要
	試験の問い合わせ先
国家公務員試験	各省庁などの行政事務などに従事する職員の採用試験
	人事院 http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm
外務省専門職員採用試験	在外公館や外務省において外交領事事務に従事する職員の採用試験
	外務省人事課採用班 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html
国税専門官採用試験	国税局や税務署において税務調査や納税者への申告指導などを行う職員の採用試験
	東京国税局人事第二課試験係 http://www.nta.go.jp/tokyo/guide/saiyo/index.htm
労働基準監督官採用試験	厚生労働省、労働基準監督署などにおいて、労働基準法や労働安全衛生法等を遵守させるとともに、労働条件の向上を図っていくことを任務とする職員の採用試験
	各都道府県労働局、各労働基準監督署および人事院各地方事務局（所） http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html
裁判所職員採用試験	裁判所の一般事務などに従事する職員の採用試験
	受験申込の各地方裁判所、高等裁判所 http://www.courts.go.jp/saiyo/
財務専門官採用試験	財政・金融等のプロフェッショナルとして、財務局、財務省および金融庁等に従事する職員の採用試験
	各財務局等総務部人事課等 http://www.mof.go.jp/about_mof/recruit/zaimu/zaimusenmonkan/
参議院事務局職員採用試験	参議院の運営、調査に関する事務などに従事する職員の採用試験
	参議院事務局人事課任用係 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/saiyou/
衆議院事務局職員採用試験	衆議院の運営、調査に関する事務などに従事する職員の採用試験
	衆議院事務局庶務部人事課任用係 http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_saiyo.htm
国立国会図書館職員採用試験	国会図書館において司書業務、調査業務などを行う職員の採用試験
	国立国会図書館総務部人事課任用係 http://www.ndl.go.jp/jp/employ/
地方公務員試験	地方自治体などの行政事務などに従事する職員の採用試験
	各都道府県人事委員会
司法試験	裁判官、検察官又は弁護士となるための試験 ※ 法科大学院を修了もしくは、司法試験予備試験に合格していないと受験できない
	法務省内司法試験委員会 http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html

司法書士試験	他人の依頼を受けて裁判所や検察庁、法務局などに提出する書類を作成し、また登記や供託に関する手続を代行する専門職となるための試験
	各都道府県の法務局及び地方法務局総務課 http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index3.html
行政書士試験	他人の依頼を受けて官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類を作成する専門職となるための試験
	(一財) 行政書士試験研究センター http://gyosei-shiken.or.jp/shiken/index.html
弁理士試験	産業財産権等に関する業務を行う専門職となるための試験
	特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班 http://www.jpo.go.jp/index/benrishi_shiken/index.html
税理士試験	他人の依頼に応じて税務相談や代行に応じる専門職となるための試験
	国税審議会 http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm
土地家屋調査士試験	他人の依頼に応じて、土地や建物の調査、測量及び表示に関する登記を行う専門職となるための試験
	各都道府県の法務局及び地方法務局総務課 http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index5.html
不動産鑑定士試験	適正な不動産の鑑定評価を行う専門職となるための試験
	国土交通省土地・水質源局地価調査課 http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html
宅地建物取引主任者資格試験	宅地建物取引に関して、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、重要事項の説明等を行う専門職となるための試験
	(一財) 不動産適正取引推進機構試験部 http://www.retio.or.jp/
社会保険労務士試験	中小企業の社会保険の手続を代行し、労務管理の助言を行う専門職となるための試験
	全国社会保険労務士会連合会 試験センター http://www.sharosi-siken.or.jp/
中小企業診断士試験	中小企業の経営診断の業務に従事する名称独占資格の試験
	(一社) 中小企業診断協会 http://www.j-smeca.jp/
知的財産管理技能検定	技能検定制度の下で実施されている、「知的財産管理」職種にかかる国家試験
	(一社) 知的財産教育協会 http://www.kentei-info-ip-edu.org/
消費生活アドバイザー試験	消費生活に対する適切なアドバイスを行い、かつ消費者の意見や苦情などを企業経営に反映できる「企業と消費者のパイプ役」を担う人を養成することを目的とした資格の試験
	(一財) 日本産業協会 http://www.nissankyo.or.jp/index.html
マンション管理士試験	専門的知識をもって、マンションの管理に関して、管理組合の管理者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする名称独占資格の試験
	(公財) マンション管理センター http://www.mankan.org/

XI 各種規程・規則

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入
教育課程

教養教育課程

専門教育課程

外国人留学生の
履修について

教職、司書、司書
教諭、学芸員課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 専修大学定期試験規程

昭和54年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学学則第17条の規定に基づき実施する試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程において「試験」とは、学事暦により期間を定めて実施する定期試験をいう。

(種類)

第2条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期試験 前期で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (2) 後期試験 後期で終了する授業科目及び通年で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (3) 前期追試験 第1号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。
- (4) 後期追試験 第2号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。

(時期)

第3条 試験の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、実施の時期を変更することがある。

- (1) 前期試験 7月～8月
- (2) 後期試験 1月～2月
- (3) 前期追試験 8月
- (4) 後期追試験 2月～3月

(試験方法)

第4条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第6条 試験監督は、当該授業科目担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(試験委員)

第7条 試験の実施に際し、試験委員を置く。

- 2 試験委員は、試験の実施を統轄する義務と権限を有する。
- 3 試験委員は、教授会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 試験委員は、試験の実施結果を学長に報告しなければならない。

(受験資格の取得)

第8条 受験資格は、次の各号の所定の手続を完了することにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続

- (2) 学費の納入手続
- (3) その他所定の手続

2 前項の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。
(受験資格の喪失)

第9条 次の各号の一に該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、第4号については、別に定める「定期試験における不正行為者処分規程」による。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

- 2 前項第1号に該当する者に対して、当日のみ有効とする臨時学生証による受験を認める。
- 3 臨時学生証の交付を受けようとする者は、当該試験開始時刻までに、一部の試験については教務課窓口、二部の試験については二部事務課窓口に出なければならぬ。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出をしなかった場合であっても、その者が試験教室において、当該試験開始時刻までに試験監督者に対し、学生証不携帯の旨を申し出たときは、臨時学生証の交付を認めることができる。
- 5 前2項の規定による臨時学生証の交付に当たっては、所定の交付手数料を徴収するものとする。
(受験手続)

第10条 第2条第1号及び第2号による受験者は、試験前に公示する「定期試験実施要領」により、所定の手続を完了しなければならない。

- 2 第2条第3号及び第4号による受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 教育実習 | 教育実習参加を証明するもの |
| (2) 就職試験 | 就職試験受験を証明するもの |
| (3) 業務命令による出張又は超過勤務 | 所属長による証明書 |
| (4) 公式試合 | 公式試合参加を証明するもの |
| (5) 天災その他の災害 | 被災を証明するもの |
| (6) 二親等以内の危篤又は死亡 | 危篤又は死亡を証明するもの |
| (7) 本人の病気又は怪我 | 医師の診断書 |
| (8) 交通機関の事故 | 遅延又は事故を証明するもの |
| (9) その他当該学部長がやむを得ない理由と認めた事項 | 学部長の承認を得た本人記載の理由書 |

(成績評価)

第11条 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

- 2 前項の場合において、成績評価の区分は、90点以上をS、85点以上90点未満をA+、80点以上85点未満をA、75点以上80点未満をB+、70点以上75点未満をB、65点以上70点未満をC+、60点以上65点未満をC、60点未満をFとする。
- 3 前項の成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、グレード・ポイント・アベレージ（GPA）を算出する。この場合において、グレード・ポイントは、Sを4.0、A+を3.5、Aを3.0、B+を2.5、Bを2.0、C+を1.5、Cを1.0、Fを0.0とする。

(成績発表)

第12条 試験の成績結果は、9月及び3月に本人に通知する。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること。
- (3) 学生証を机上に提示すること。
- (4) 解答にさきだって、学籍番号及び氏名を記入すること。
- (5) 学籍番号及び氏名の記入は、ペン又はボールペンを使用すること。
- (6) 試験開始後30分以内は、退場しないこと。
- (7) 配付された答案用紙は、必ず提出すること。
- (8) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号の一に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第8条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 第9条に該当する者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 不正行為に該当する者の答案
- (5) 授業科目の担当者、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案

(不正行為)

第15条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき。(依頼した者・受験した者)
- (2) 答案を交換したとき。
- (3) カンニングペーパーを廻したとき。
- (4) カンニングペーパーを使用したとき。
- (5) 所持品(電子機器を含む。)その他へ事前に書込みをして、それを使用したとき。
- (6) 他人の答案を写したとき。(見た者・見せた者)
- (7) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき。(連絡した者・連絡を受けた者)
- (8) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき。
- (9) 他人の学生証で受験したとき。(貸した者・借りた者)
- (10) 偽名答案を提出したとき又は氏名を抹消して提出したとき。
- (11) 故意による答案無記名のとき。
- (12) 答案を提出しなかったとき。
- (13) 使用が許可された参考書等の貸借をしたとき。
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めたとき。

(不正行為の確認)

第16条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して試験委員に報告するものとする。

- 2 試験委員は、学生部委員の立会いのもとに、不正行為の事実確認を行う。
- 3 試験委員は、不正行為が確認された場合、本人に始末書を提出させ、速やかに当該学部長に報告しな

ければならない。

(不正行為者の処分)

第17条 不正行為者の処分は、別に定める「定期試験における不正行為者処分規程」による。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年7月5日から施行する。

2 平成7年度以前の二部入学生の試験の種類及び実施の時期は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第11条の規定は、平成27年度以後の入学者について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2. 定期試験における不正行為者処分規程

昭和54年7月10日制定

第1条 この規程は、専修大学定期試験規程第17条の規定に基づき、定期試験（以下「試験」という。）における不正行為者の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正行為者の処分は、学部長が行う。

第3条 不正行為者の処分は、次の基準による。

- (1) 代人受験（依頼した者・受験した者） 2ヵ月の停学処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。
- (2) 答案交換 第1号に同じ
- (3) カンニングペーパー廻し けん責処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。
- (4) カンニングペーパーの使用 第3号に同じ
- (5) 当該試験に関する事項の書込み 第3号に同じ
(所持品・電子機器・身体・机・壁等)
- (6) 答案を写す（見た者・見せた者） 第3号に同じ
- (7) 言語・動作・電子機器等により連絡 第3号に同じ
する行為（連絡した者・連絡を受けた者）
- (8) 使用が許可されていない参考書・電 第3号に同じ
子機器その他の物品の使用
- (9) 他人の学生証を利用した受験（貸し 第3号に同じ
た者・借りた者）
- (10) 偽名又は氏名抹消 第3号に同じ
- (11) 故意による無記名 第3号に同じ
- (12) 答案不提出 第3号に同じ
- (13) 使用が許可された参考書等の貸借 けん責処分とし、当該受験科目を無効とする。
(貸した者・借りた者)
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めた場合 第1号から第13号に準じて処分する。

2 学部長は、前項の処分について速やかに学長及び教授会に報告しなければならない。

第4条 前条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、前条の規定にかかわらず教授会の議を経て2ヵ月以上1年以下の停学とし、当該不正行為が行われた学期における定期試験実施科目を無効とする。

第5条 試験終了後に不正行為が発覚した場合においても、第3条及び第4条により処分する。

第6条 処分の起算日は、処分決定日とする。

第7条 不正行為者の氏名及び処分は、速やかに掲示し、本人及び保証人に通知する。

第8条 処分事項は、学籍簿に記載するものとする。

第9条 不正行為者が本学奨学生制度による奨学生であるときは、直ちにその資格を失う。

第10条 停学処分中の者は、当該学部長の指導に従わなければならない。

第11条 不正行為者処分に関する事務取扱いは、教務課又は二部事務課が行う。

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年7月10日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い「試験における不正行為者処分内規（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分内規施行規則（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分の特例（昭和37年9月24日制定）」及び「試験における不正行為により処分を受けた者の事後の取扱規程（昭和36年9月12日制定）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規定の施行前にした不正行為に対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3. 専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規

平成22年4月1日制定

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第3項に基づき、法学部学期末卒業（以下「学期末卒業」という。）に関する取扱いについて定める。

第2条 学期末卒業とは、卒業に必要な所定の単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続を行うことにより卒業することをいう。

第3条 学期末卒業を希望する者は、当該年度の6月30日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業願書によって申請しなければならない。

第4条 学期末卒業の許可は、法学部教授会の議を経て学長が行う。なお、卒業発表日前に教授会の開催ができない場合には、法学部長及び教務委員長の確認により、卒業発表を行うことができるものとする。この場合の卒業許可については、直近の教授会において追認を得なければならない。

第5条 学期末卒業を申請した者が申請の取下げをする場合は、当該年度の7月31日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業申請取下げ書によって申請しなければならない。

第6条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。

第7条 この内規の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 専修大学法学部二部法律学科学期末卒業に関する取扱内規（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

4. 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規

平成23年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学学則（以下「学則」という。）第18条第5項の規定に基づき、専修大学（以下「本学」という。）における卒業延期の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「卒業延期」とは、学則第18条第1項に規定する卒業の要件を満たした者が、同条第4項に規定する特別の事情により本学の許可を受けて卒業を延期し、引き続きその学部で修学を継続することをいう。

2 前項の「特別の事情」とは、キャリアアップ、資格取得等を目指すことをいう。

(卒業延期の期間)

第3条 卒業延期により在学することができる期間は、1年を限度とする。

(申請及び許可)

第4条 卒業延期を希望する者は、本学所定の申請書（以下「申請書」という。）により申請をし、本学の許可を受けなければならない。

(申請をすることができる者)

第5条 前条の申請（以下「申請」という。）をすることができる者は、次の各号の条件（以下「申請の条件」という。）の全てを満たす者とする。

(1) 卒業延期の目的が第2条の特別の事情に適合するものであること。

(2) 4年次以上の者で卒業見込みのものであること。

(3) 卒業延期の年度が学則第8条に規定する在学年限内にあること。

(4) 学費の滞納がないこと。

(申請期限及び申請方法)

第6条 申請は、卒業見込み年度の1月末日までに教務部教務課（二部在學生にあつては、二部事務部二部事務課とする。以下「教務課・二部事務課」という。）に、申請書を本人が直接その窓口に提出することにより行わなければならない。

(申請に対する審査等)

第7条 教務課・二部事務課は、申請書の提出があった場合においては、遅滞なく、その申請が適格な申請かどうかの審査を行わなければならない。

2 前項の「適格な申請」とは、次の各号のいずれにも該当する申請をいう。

(1) 申請の条件を満たしていること。

(2) 申請書の記載事項に不備がないこと。

3 教務課・二部事務課は、第1項の審査に基づき、その申請が第5条第1号の条件を満たしていない場合又は申請書の記載事項に不備がある場合は、申請者に対しその説明をし、修正又は補正を求めることができる。

(受理及び不受理)

第8条 適格な申請は、受理し、不適格な申請及び第6条の期限を過ぎた申請は、受理しない。

2 教務課・二部事務課は、前条第1項の審査に基づき、当該学部長の承認を得て、前項に規定する申請

の受理又は不受理を決定し、不受理の場合は、遅滞なく、その旨を申請者に文書で通知する。

(卒業延期の許可)

第9条 卒業延期の許可は、学部長会及び各学部教授会の議を経て学長が行う。

(卒業延期の許可又は不許可の通知)

第10条 卒業延期の許可又は不許可の通知は、本人及び保証人に対し、卒業発表日以後、遅滞なく行うものとする。

(卒業延期の手続)

第11条 卒業延期の許可を受けた者は、別に指定する期限までに、次に掲げる卒業延期のための手続を完了しなければならない。

- (1) 卒業延期年度の学費を一括納入すること。
- (2) 卒業延期年度の履修登録科目の仮申請をすること。
- (3) 卒業延期に関する本人と保証人とが連署した誓約書を提出すること。

(卒業延期の辞退)

第12条 卒業延期の許可を受けた者がこれを辞退しようとするときは、別に指定する期限までに、本人と保証人とが連署した本学所定の卒業延期辞退願を教務課・二部事務課に提出しなければならない。

(辞退とみなす者)

第13条 第11条の卒業延期の手続を期限までに完了しない者は、卒業延期を辞退したものとみなす。

(卒業延期をした場合の卒業の時期)

第14条 卒業延期をした場合の卒業の時期は、次項及び第3項に規定する場合を除き、その年度の3月22日とする。ただし、学期末卒業制度がある学部において、その許可を受けた場合には、学期末に卒業することができる。

2 卒業延期期間中に、本人が死亡した場合は、その死亡の日を卒業の日として学位記を交付する。

3 卒業延期期間中に、第17条第2項ただし書の規定により卒業延期の許可を取り消された場合にあつては、前年度の卒業とする。

(履修科目の登録)

第15条 卒業延期の許可を受けた者は、20単位を限度として、履修科目の登録をしなければならない。

(卒業延期期間中の学費)

第16条 卒業延期期間中の学費は、別に定める。

(学則適用の特例)

第17条 卒業延期期間中の者（以下「卒業延期者」という。）は、学則第27条の休学及び学則第31条の退学の願い出をすることができない。

2 学則第67条の規定は、卒業延期者についても適用する。ただし、けん責処分の場合は、併せて卒業延期の許可の取消しをすることがある。

(内規の改廃)

第18条 この内規の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成23年12月1日から施行する。

2016 法学部学修ガイドブック

平成28年4月1日

編集・発行 専修大学法学部教務委員会

〒101-8425

東京都千代田区神田神保町3-8

TEL 03-3265-5843 (ダイヤルイン)

